

町田市教育委員会第11回定例会

日時 2020年2月7日（金）午前10時

場所 第3、4、5会議室

議題

1 月間活動報告

2 議案審議事項

- 請願第3号 「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の見直しに関する請願
- 議案第30号 町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加について
- 議案第31号 町田市奨学資金支給条例（案）について
- 議案第32号 町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（案）について
- 議案第33号 校長、副校長の任命（転任・新任）に係る内申について
- 議案第34号 「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の策定について

3 臨時代理報告

- 臨時代理報告第5号 都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告について

4 協議事項

- (1) 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）について

5 報告事項

- (1) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について 《教育総務課》
- (2) 町田市ICT教育フォーラムの実施報告について 《指導課》
- (3) 「令和元年度東京都地域学校協働活動推進フォーラムin町田市」の実施報告について 《指導課》
- (4) 2019年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について 《指導課》
- (5) 第2期町田市特別支援教育推進計画の策定について 《教育センター》
- (6) 「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定について 《図書館》
- (7) 「図書館で英語を学ぼう！」の実施について 《図書館》

主 な 活 動 状 況

2020.1.10～2020.2.6

期日			活動内容	坂 本 教 育 長	後 藤 委 員	森 山 委 員	八 並 委 員	坂 上 委 員
月	日	曜						
1	10	金	教育委員会第10回定例会	○	○	○	○	○
1	12	日	令和2年 町田市消防団出初式(町田第一小学校)	○				
1	13	月	町田市成人式「二十祭まちだ2020」(町田市立総合体育館)		○			
1	14	火	令和元年度全国中学生人権作文コンテスト表彰式	○				
			東京都市町村教育委員会連合会 令和元年度第3回理事会及び第2回理事研修会(東京自治会館)				○	
1	16	木	定例校長会	○	○		○	○
1	17	金	町田市民文学館 冬季企画展「三島由紀夫展—「肉体」というsecond language」内覧会(町田市民文学館ことばランド)				○	
			第33回町田市公立小中学校作品展「中学校美術作品展」				○	
1	18	土	南つくし野小学校創立40周年記念式典(南つくし野小学校)	○	○	○	○	○
1	19	日	第15回アイデアものづくりコンテスト表彰式(ぼっぼ町田)	○				
			第59回小・中学生書初展授賞式(町田市民ホール)	○				
1	21	火	定例副校長会	○				
1	23	木	市教委訪問(藤の台小学校)	○	○			○
1	24	金	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申受領	○				
			町田市公立小学校副校長会研究発表会		○		○	
1	25	土	町田市ICT教育フォーラム(町田市民フォーラム)	○	○	○	○	○
			第33回町田市公立小中学校作品展「小学校図画工作展」				○	
1	26	日	第66回文化財防火デー消防演習(町田市立野津田公園内 村野常右衛門生家)	○				
1	27	月	第57回東京都小学校道徳教育研究会臨時総会・研究発表会(小山ヶ丘小学校)	○	○		○	○
1	28	火	知的・発達障がいのある人とともに育つ会 ひこうせんと懇談会	○				
			令和元年度東京都地域学校協働活動推進フォーラムin町田市(ホテルラポール千寿閣)	○	○		○	
1	29	水	東京都市教育長会定例会・連絡会(ホテル日航立川 東京)	○				
			2019年度町田市中学校教育研究会研究発表会(町田第二中学校)				○	
1	30	木	市教委訪問(小山田南小学校)	○		○	○	
1	31	金	町田市民生委員児童委員協議会との懇親会(ベストウェスタン・レンブラントホテル東京町田)	○				

期日			活動内容	坂本 教育長	後藤 委員	森山 委員	八並 委員	坂上 委員
月	日	曜						
2	2	日	第11回中学生東京駅伝大会(味の素スタジアム内アミノバイタルフィールドほか)	○	○	○	○	○
2	5	水	2019年度町田市公立小学校教育研究会研究発表会(町田市民ホール)	○			○	○
2	6	木	校長役員連絡会	○				

2020 年 1 月 31 日

「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の見直し
に関する請願

町田市教育委員会教育長 様

(請願の要旨)

「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の内容について、十分に市民の意見を反映したのに見直すことを求めます。

(請願の理由)

去る 1 月 14 日の図書館協議会で、初めて公表された「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」には、鶴川駅前図書館への指定管理者制度の導入とその他の館への段階的拡大、鶴川図書館やさるびあ図書館の「集約」という名の廃館、移動図書館車の削減など、図書館サービスの大幅な後退をもたらす計画が数多く盛り込まれています。

とりわけ図書館運営の根幹に関わる指定管理者制度の導入は、本来自治体が責任をもって行うべき図書館の管理・運営を、自ら放棄するものであり到底看過できません。

私たちは、2018 年 10 月にこの「アクションプラン」のもとになる「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針(案)」が公表された際にも、教育委員会宛の公開質問状や市長への要望書等で見直しの意見具申をいたしました。教育委員会が、町田市の生涯学習施策の検討のために 2017 年に行った市民意識調査でも、多くの市民が図書館数の維持、図書館の更なる充実を願っていることが明らかになっています。さらに、鶴川図書館やさるびあ図書館の存続については、市議会への請願が全会一致で採択されてもいます。しかし、そうした声は一切等閑に付され、この度の「アクションプラン」が一方向的に提示されました。

本来ならこのような重大な事柄は、広く市民の意見を聞くと共に、図書館協議会に諮問し十分な審議をすべきものですが、協議会には実質 3 回、各委員の感想や意見を聞くだけという極めて拙速なものでした。現に協議会委員からは、その内容や進め方に対する批判・疑問の声が相次いで出され、特に指定管理者制度の導入については、学識経験の委員からも明確に反対の意見が表明されています。

このように市民の声を無視した「アクションプラン」が、このまま市の方針となることを、私たちは絶対に容認することができません。改めて広く市民の意見を聴取し、それが十分に反映された「プラン」となるよう、一旦立ち止まって再度内容を見直すことを強く求めるものです。

議案第30号

町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加について

上記の議案を提出する。

2020年2月7日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市教育委員会児童生徒表彰の対象者について、1月10日に開催した教育委員会第10回定例会において決定した76名6団体に加え、別紙のとおり4名を追加するものです。

2019年度町田市教育委員会児童生徒表彰 表彰候補者一覧 (2020年2月7日追加分)

<追加分の件数>

個人対象 4(中学校4件) 【合計4件】
 [内訳] 優秀な成果(スポーツ) 4件(個人4件)

<追加分を含めた合計件数>

個人対象 80(小学校25件・中学校55件)
 団体対象 6件(小学校3件・中学校3件) 【合計86件】
 [内訳] 有益な発明、工夫考案 8件(個人6件・団体2件)
 ボランティア・伝統文化の継承活動 24件(個人23件・団体1件)
 優秀な成果(スポーツ) 39件(個人38件・団体1件)
 優秀な成果(文化) 8件(個人6件・団体2件)
 その他 7件

【個人】

<中学校>

	学校名	名前	学年	表彰事由	
1	鶴川第二中学校	當仲 優樹	1年	テニス大会	第62回川崎ジュニアテニス選手権大会 14歳以下男子ダブルス 優勝
2	成瀬台中学校	石丸 陽菜	2年	ダンスコンクール	第7回全日本小中学生ダンスコンクール 中学生オープン参加の部 金賞
3	南成瀬中学校	本山 莓花	1年	ダンスコンクール	第7回全日本小中学生ダンスコンクール 中学生オープン参加の部 金賞
4	南成瀬中学校	神田 千尋	3年	ダンスコンクール	第7回全日本小中学生ダンスコンクール 中学生オープン参加の部 金賞

議案第34号

「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」の策定について

上記の議案を提出する。

2020年2月7日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、「町田市立図書館のあり方見直し方針」において示した、図書館のめざす姿や施設再編の方向性を具現化するための実行計画として「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」を別添のとおり策定するものです。

効率的・効果的な図書館サービスの
アクションプラン

～まちに出よう。本を持って～

2020年2月

町田市教育委員会

はじめに	1
第1章 町田市立図書館のあり方見直し方針の概要について	2
1. 町田市立図書館のめざす姿（運営の基本方針）について	2
(1) あらゆる市民が利用しやすい図書館	2
(2) 子どもの読書活動を充実させる図書館	2
(3) 地域のコミュニティ形成を支援する図書館	2
(4) 地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館	2
2. 町田市立図書館の再編の必要性と方向性について	2
(1) 再編の必要性	2
(2) 再編の方向性	3
①集約化対象図書館の方向性	3
②複合化対象図書館の方向性	3
(3) 再編を進めるうえでの留意点	3
①サービス利用に格差が生じることのない再編の検討	3
②図書館がもつ機能や役割の維持	3
③新たな利用者の獲得につながる再編の検討	3
④コミュニティの核となる地域住民や利用者との対話	4
⑤運営体制検討の視点	4
第2章 効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランについて	5
1. アクションプランの目標年次	5
2. アクションプラン策定の基本的な考え方	5
(1) 「図書館サービスの見直し」の観点	5
①めざす姿を実現するための具体的取組の提示	5
②サービスの担い手の検討	6
(2) 「図書館資源の再配分」の観点	6
①会計年度任用職員制度開始を機とした任用形態毎の役割整理	6
②職員数と運営経費の適正化	6
③施設再編・サービス拠点配置の適正化	7
④めざす姿を実現するサービスへの再配分	7
(3) 「図書館の運営体制の確立」の観点	8
①中央図書館の機能強化	8
②効果検証を前提とした民間活力導入と段階的展開	8
3. アクションプラン	14
(1) 図書館サービスのアクションプラン	14
①あらゆる市民が利用しやすい図書館	14
②子どもの読書活動を充実させる図書館	15
③地域のコミュニティ形成を支援する図書館	15
④地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館	16
(2) 図書館資源の再配分・運営体制の確立のアクションプラン	18
(3) アクションプラン概要版	巻末

～まちに出よう。本を持って～

まちで活動する人々を支える図書館でありたい、との想いをアクションプランの副題に込めました。その実現のために、図書館員も積極的に地域に飛び出していきます。

効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン ～まちに出よう。本を持って～

はじめに

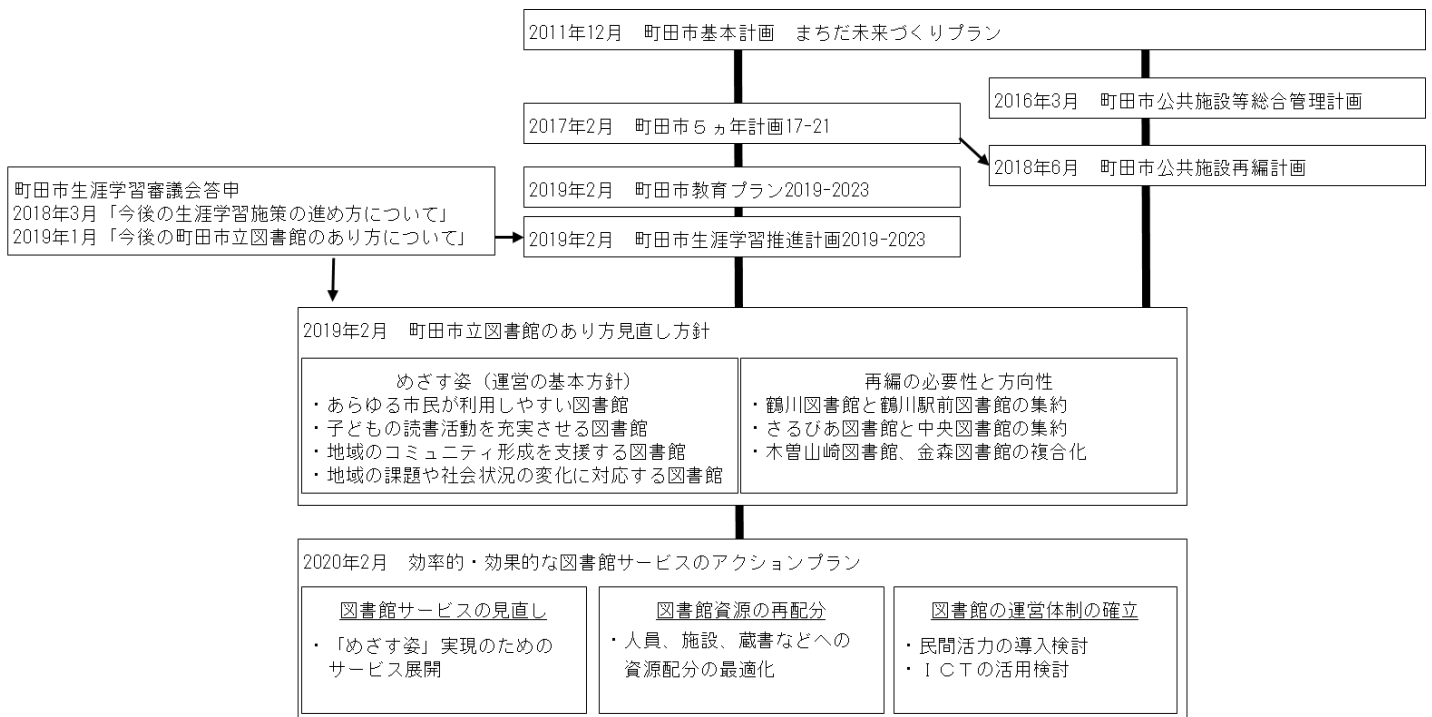
町田市では、人口減少・超高齢化社会の到来、社会保障関係経費の増大や税収入の減少などからくる財政状況の悪化への対応が急務となっている。また、町田市の公共施設の半数以上が築30年を超えており、多くの施設が老朽化による更新の時期を迎えつつあるなど、市政全般を取り巻く環境は大きく変化している。一方、町田市立図書館においては、これまで鶴川駅前図書館や忠生図書館を新たに開館するなどのサービスの向上・拡大を図ってきたが、貸出冊数は減少傾向にある。

以上の状況を踏まえ、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の後期実行計画である「町田市5カ年計画17-21」行政経営改革プラン（2017年2月策定）において、図書館については、効率的・効果的な図書館サービスの提供と8か所の図書館の再編の推進を目標として掲げた。また、「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」およびその実行計画である「町田市公共施設再編計画」において、図書館については「集約化や複合化・多機能化」などを進めていくこととした。

町田市教育委員会では、2017年度から「生涯学習施設のあり方検討委員会」を発足し、図書館のあり方について検討を重ねてきた。

そして、第3期町田市生涯学習審議会による「今後の生涯学習施策の進め方について」及び第4期町田市生涯学習審議会による「今後の町田市立図書館のあり方について」の答申を踏まえ、2019年2月に「町田市立図書館のあり方見直し方針」を策定し、町田市図書館が抱える課題を明らかにするとともに、今後の「めざす姿（運営の基本方針）」と「図書館再編の必要性と方向性」を示した。

この度「町田市立図書館のあり方見直し方針」を具現化するために、「図書館サービスの見直し」、「図書館資源の再配分」、「図書館の運営体制の確立」の3つの観点で構成される「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」を定める。



第1章 町田市立図書館のあり方見直し方針の概要について

町田市教育委員会が2019年2月に策定した町田市立図書館のあり方見直し方針（以下「あり方見直し方針」という）において、町田市立図書館の今後のめざす姿（運営の基本方針）、図書館の再編の必要性和方向性、再編をすすめるうえでの留意点について以下のとおり整理した。

1. 町田市立図書館のめざす姿（運営の基本方針）について

（1）あらゆる市民が利用しやすい図書館

- ・世代や居住地、生活スタイルにかかわらず、あらゆる市民にとって身近で利用しやすい図書館サービスを実現する。
- ・地域の情報拠点として、魅力ある蔵書や資料を収集・提供していくとともに、市民一人ひとりが必要な情報を容易に得られるよう、きめ細やかな支援を行う。

（2）子どもの読書活動を充実させる図書館

- ・未来の町田をつくる子どもたちの読書習慣を育むため、学校や学校図書館等との連携を強化し、子どもが魅力的な本とめぐりあえる環境を整備する。
- ・読書活動を推進する団体・ボランティア等との連携・協力により、読書の魅力を感じることができる機会を充実する。

（3）地域のコミュニティ形成を支援する図書館

- ・地域で読書活動を推進する団体やボランティアの活動を支援することを通じ、本や読書活動をきっかけとした人と人、人と団体とのつながりを築く。
- ・地域コミュニティの形成支援を通じ、地域の課題解決、地域の発展に寄与する。

（4）地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館

- ・その時々々の社会状況や地域の課題に対応するよう運営やサービスの手法を絶えず見直す。
- ・外国人居住者の増加に対応した運営、電子書籍市場の拡大、教育現場でのICT導入などの動向を踏まえた新たなサービスを展開する。

2. 町田市立図書館の再編の必要性和方向性について

（1）再編の必要性

市民意識調査や利用者アンケートによると、市民は図書館に対して、資料の充実や開館日・開館時間の拡大、閲覧席の増加等の環境改善を望んでいる。しかし近年町田市全体では図書館利用者の減少傾向が続いており、地域別の立地状況や貸出状況を見ると、サービス圏域の重複する図書館がみられる。貸出冊数の減少は、建築経過年数が長い小さな規模の図書館で顕著になっていることから、施設環境や設備が市民ニーズと乖離している結果とも考えられる。

こうした状況を踏まえ、建築経過年数が長く建替えや大規模改修等を検討する必要がある図書館があることから、「総量適正化・集約化」の検討を行うものとする。また図書館は、機能の異なる施設の複合化により、施設間の相乗効果や賑わいの創出、利用者

間の交流を誘導できる可能性を有していることから、「複合化・多機能化」の検討も行うものとする。

(2) 再編の方向性

①集約化対象図書館の方向性

- i) 鶴川図書館と鶴川駅前図書館（取組時期：2019～2026年度）
UR都市機構の鶴川団地センター街区の建替えにあわせて鶴川駅前図書館に集約する方向で検討する。
- ii) さるびあ図書館と中央図書館（取組時期：2019～2026年度）
さるびあ図書館の独自機能（移動図書館車運行、学校図書館・団体支援）の継続に留意しつつ、周辺の公共施設である保健所や子ども発達センターの建替え等も視野に入れながら検討を継続する。

②複合化対象図書館の方向性

- i) 木曾山崎図書館（取組時期：2027～2036年度）
建設年から40年以上が経過しているため、今後複合施設としての整備を視野に入れて改築等機能更新を検討するものとする。その際、木曾山崎コミュニティセンター等をはじめとした、周辺の公共施設等の建替え計画等にあわせて、複合化について検討するものとする。
- ii) 金森図書館（取組時期：2037～2055年度）
1999年の建設で耐用年数は今後40年間あり、金森都営第11団地の建替え等がない限りは図書館の移転等の議論は現実的でないことから、当面は現状維持とし、長期的観点で検討する。

(3) 再編を進めるうえでの留意点

①サービス利用に格差が生じることのない再編の検討

住む地域や年齢、生活スタイルなどによって、利用できる図書館サービスに格差が生じることのない施設再編の検討を行う。

②図書館がもつ機能や役割の維持

学びの拠点、コミュニティ形成など、図書館がもつ図書貸出以外の機能や役割を維持していくための検討を行う。

③新たな利用者の獲得につながる再編の検討

利用者の生活実態や市民ニーズを踏まえたサービス拠点等の見直しを進めるとともに、他施設での本の貸出コーナー設置など、新たな利用者の獲得に向けた再編の検討を行う。

④コミュニティの核となる地域住民や利用者との対話

施設の再編を行う場合には、施設の利用者や近隣住民と対話の機会をもち、意向を確認したうえで代替機能について検討を行う。

⑤運営体制検討の視点

運営体制の検討にあたっては、経費の視点だけでなく、図書館がもつ公共的な役割を維持し、かつ多様化する市民のニーズに応じていくために最適な体制を選択することが重要である。運営形態については、無料の原則など、図書館の特徴を踏まえたうえで様々な手法のメリット・デメリットの詳細な分析を行い、町田市の状況に応じた最適な運営体制の検討を行う。

第2章 効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランについて

「あり方見直し方針」に示した、町田市立図書館のめざす姿と再編の方向性を具現化するために、「図書館サービスの見直し」、「図書館資源の再配分」、「図書館の運営体制の確立」の3つの観点で構成される「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」を定める。

< 3つの観点 >

「図書館サービスの見直し」

めざす姿の実現のために、どのようなサービスが必要なのか。

「図書館資源の再配分」

具体的なサービスの見直しを実行するために、人員、施設、蔵書等の資源をどのように再配分するのか。

「図書館の運営体制の確立」

再配分された資源を最大限活用するためには、どのような運営体制が望ましいか。

1. アクションプランの目標年次

本アクションプランの目標年次は2023年度とする。

当面取り組むべき図書館サービスとそのアクションプランは、2019年3月に町田市教育委員会が策定した町田市教育プラン2019-2023、および町田市生涯学習推進計画2019-2023において具体的に示している。これらの計画との整合を図るため本アクションプランの目標年次を2023年度とするが、めざす姿を実現するための方向性は概ね2030年頃を想定して示す。

また「あり方見直し方針」において、新たな運営体制を2022年度に導入することから、「図書館資源の再配分」「図書館の運営体制の確立」のアクションプランについては、2020～2021年度を準備期、2022～2024年度を導入・検証期、2025年度～概ね2030年度を展開期と設定する。

2. アクションプラン策定の基本的な考え方

(1) 「図書館サービスの見直し」の観点

①めざす姿を実現するための具体的取組の提示

i) めざす姿を具体化するためのサービス見直し

これまでの図書館サービスを見直し、4つのめざす姿を実現するサービス、すなわち「あらゆる市民が利用しやすくする」、「子どもの読書活動を充実させる」、「地域のコミュニティ形成を支援する」、「地域の課題や社会状況の変化に対応する」ためのサービスを具体的に提示する。

ii) 上位計画取組の整理と新規取組の提示

上位計画である、町田市教育プラン2019-2023、町田市生涯学習推進計画2019-2023における取組や、「あり方見直し方針」に掲げたサービス事例は、4つのめざす姿ごとに整理、再構成のうえ提示する。また、各計画策定時点において具体化が十分

でなかった取組やサービスのうち、その後検討が深度化したものは、新たな取組として示す。

iii) 中長期的サービス展開の方向性提示

目標年次は2023年度とするが、めざす姿の実現に向け、概ね2030年頃までを想定した中長期的なサービス展開の方向性も提示する。

②サービスの担い手の検討

各取組の実行、実現に向けて、民間活力やICTの導入が可能か、市民や地域と協働で取り組むべきか、など最適な担い手を検討し、運営体制の構築に反映させる。

(2)「図書館資源の再配分」の観点

①会計年度任用職員制度開始を機とした任用形態毎の役割整理

2020年4月1日に非常勤嘱託員(司書)と臨時職員は、会計年度任用職員制度に移行する。制度移行を機に、日常の貸出・返却業務や配架作業などの定型業務・作業に、正規職員、非常勤嘱託員、臨時職員が混在して携わる現状を整理、是正する。

各職員が任用形態に応じた本来の役割を果たすことで、効率化とサービスの質の向上の両立を図る。

i) 正規職員の役割

計画策定、組織管理や危機管理、庁内外との連携調整などのマネジメント業務、ならびに事業企画の立案、選書、レファレンス、地域資料管理など町田らしい図書館を創出するための中核的な図書館サービスの統括業務に専念する。

ii) 会計年度業務職員(現非常勤嘱託員…司書)の役割

司書資格を活かした資料提供、来館者対応、地域ボランティアの育成など、直接的な図書館サービスの実行役とする。

iii) 会計年度補助職員(現臨時職員)の役割

上記以外の平易な定型業務・作業を担う。なお当役割については担い手をアウトソーシングすることを積極的に検討する。

②職員数と運営経費の適正化

i) 職員数の縮減

図書館には、現在、正規職員(管理職、再任用職員を含む)65名、非常勤嘱託員102名、臨時職員60名(2019年4月1日時点)が8館に在籍している。2018年度行政評価シートによる図書館全体の運営経費は約13億2,000万円、うち人件費は約8億7,700万円で約66%を占める状況である。

「あり方見直し方針」において課題に挙げた、同規模自治体と比べて高い運営経費の適正化と、採用事務や人事評価など会計年度任用職員制度の開始によって、これまで以上の煩雑化と増加が見込まれる労務管理の効率化の2つの観点から職員数の縮減を図る。

ii) 業務量の圧縮

役割整理を機とした職員配置の見直しや、地域館毎で行っている選定業務、装備作業の中央図書館への集中化などによって業務の効率化を進め、図書館業務の総量の圧縮を図る。

iii) 段階的な減員とアウトソーシング（中央図書館の定型業務の外部委託化）

職員数の縮減は、役割整理、集中化など効率化による業務量の圧縮のほか、アウトソーシングによって段階的に行う。具体的には、従前から外部委託している各館間の資料配送業務に加え、現在主に臨時職員が担っている中央図書館における定型業務（施設案内、書架案内、配架、視聴覚資料貸出・返却、資料装備、閉架資料受渡し、新聞受入・整理、メール便処理など）について外部委託を行う。

また、運営体制の構築にあわせてアウトソーシング範囲の拡大も検討するが、中核的な図書館サービスのアウトソーシングにあたっては、後述のとおり職員数縮減や運営経費の観点だけではなく、民間活力導入のメリット・デメリットを多角的に検討のうえ導入し、効果の検証期間を設けてその後の展開を決定する。

③施設再編・サービス拠点配置の適正化

前章に示した「再編を進めるうえでの留意点」を十分に確認のうえ取り組む。

i) 鶴川図書館と鶴川駅前図書館の集約

UR都市機構の鶴川団地センター街区建替計画の進捗に応じて、両図書館の集約の具体化を進めることを基本とする。ただし建替えが長期化する場合は、代替機能の配置などの検討を建替計画に先行して行う。代替機能の配置にあたっては、地域団体等による運営を支援する体制を積極的に検討する。

ii) さるびあ図書館と中央図書館の集約

町田駅周辺の公共施設の再編の動向や中心市街地の再開発の動向などと同調して、最適な集約方法を検討する。

iii) その他サービス拠点の見直し

移動図書館、予約図書を受渡場所などのサービス拠点の配置、サービス内容を見直す。見直しにあたっては、隣接自治体の図書館との相互利用環境なども考慮する。

④めざす姿を実現するサービスへの再配分

i) 図書の充実

2017年度に実施した「町田市生涯学習に関する市民意識調査」の結果によると、市民が図書館に最も期待することは「図書の充実」となっている。その一方で、市民1人当たりの蔵書数と資料費は、多摩26市で最下位（※）であり、図書の充実が求められている。

職員数と運営経費を適正化し資源を再配分することで、図書館の最も基本的な機能を支える図書の充実に取り組む。

※平成31年度東京都公立図書館調査に基づく

ii) ICTの導入

電子書籍などICTの導入は、例えば、障がいのある市民などの読書へのアクセシビリティの飛躍的な向上や、業務の効率化による運営経費の圧縮などの効果が見込まれる一方、一定の先行投資を要する。職員数と運営経費の適正化によって、先行投資を要する事業への資源の再配分も積極的に検討する。

(3)「図書館の運営体制の確立」の観点

①中央図書館の機能強化

i) マネジメント機能の集中管理

正規職員の役割整理に伴い、中央図書館における計画策定や企画立案、広報など図書館全体のマネジメント機能を強化するとともに、地域館に分散している庶務などを中央図書館において集中管理する体制を構築する。これにより図書館全体の政策の企画立案能力の向上と地域館業務の効率化の両立を図る。

ii) 地域支援体制の強化

現在、地域館が地域や学校からの要請に基づき個別対応をしている現状を改め、お話しボランティアの養成や学校図書館の支援など地域や学校と連携した取組を、組織的・計画的に行うため、中央図書館に地域支援体制を構築する。

地域支援にあたっては、図書館が持つ幅広い情報の提供や、地区協議会や町田市地域活動サポートオフィスなど各種関係団体、機関と連携することで、地域における様々な分野の担い手づくりや課題の解決を支援する。

②効果検証を前提とした民間活力導入と段階的展開

2019年1月の生涯学習審議会答申「今後の町田市立図書館のあり方について」においては、「管理運営に民間経営のノウハウを導入することで、効率的かつ市民に喜ばれる運営につながる可能性」があることが示されている。また一方で「図書館法第17条によるサービス無料の原則から民間の企業活動になじまないとの指摘があることから、より慎重な検討が必要」であることも併せて示されている。さらに「様々な手法のメリット・デメリットについて、より詳細な検討を重ねる必要」「町田市の状況に応じた、独自の運営体制を検討することも肝心」と示されている。

これら答申の主旨を踏まえ、最善の運営手法を見極めるため、一部の館または業務範囲において民間活力を導入し、効果の検証を行う。

導入範囲の決定および効果検証後の展開にあたっては、各運営手法のメリット・デメリットを考察のうえ、各館の立地や機能、求められるサービス水準などの特性を考慮して、最適な運営手法を選択または組み合わせる。

i) 運営手法の比較検討

図書館の主な運営手法としては、現在の町田市立図書館のように自治体職員が貸出、返却、予約受付をはじめとする図書館サービス全般に直接従事する「直営」方式、貸出、返却、予約受付などの業務を中心に外部委託する「窓口業務委託」方式、図書館サービスや施設管理など「公の施設」としての管理運営を一括して民間事業者に委ねる「指定管理者制度」が考えられる。

民間活力の導入を検討するにあたり、これら3種の運営手法について、それぞれ大きく以下の3つの着眼点でメリット・デメリットの検討を行った。【表1】

【着眼点】

○サービス面

- ・新規性（開館日時拡大ほか、めざす姿を実現する新たなサービス展開）
- ・専門性・普遍性（対象者別サービス、学校・地域連携、レファレンス、選書等）

○コスト・効率性面

- ・人件費、職員数の縮減など

○組織管理・運営面

- ・施策の徹底、司書の確保、労務管理、事業継続、ノウハウ継承など

【表1】 運営手法によるメリット・デメリットの比較検討表

着眼点		運営手法		
		直営	窓口業務委託	指定管理者制度
新規性 (めざす姿実現のサービスなど)	新規サービス全般	庁内他部署と連携したサービスが企画しやすい。 市の施策をダイレクトにサービスに反映しやすい。	仕様に基づくため、事業者自ら新たな価値、サービスを創出することはない。	民間ならではのノウハウ、大手事業者の場合スケールメリットを活かした独自サービスなどが期待できる。 図書館単体での委託の場合、利用者から対価を徴収することができないため、自主的なサービス拡大のインセンティブを得にくい。 複合施設を包括して委託した場合、一体的なサービスが期待できる。(図書館と有料施設など)
	開館日時 の拡大	柔軟な勤務体制が組めず、開館日時の拡大への対応が比較的困難	柔軟な勤務体制が組めるため、開館日時の拡大への対応が比較的容易	柔軟な勤務体制が組めるため、開館日時の拡大への対応が比較的容易
	ホスピタリティ	現状維持	接遇、身だしなみなど、ホスピタリティ教育に一日の長	接遇、身だしなみなど、ホスピタリティ教育に一日の長
	広報力	民間事業者と比べると弱い。	委託範囲による。	様々な媒体を活用した広報に長けている。
	改革スピード 臨機応変さ	市の施策をダイレクトに反映しやすい。 予算執行を伴う改革に、年度途中で柔軟に対応はできない。	仕様によるため、臨機応変なサービスは困難	臨機応変な支出ができることによるスピード感のある対応が可能
専門性・普遍性	児童、ハンデキャップなど対象者別サービス	これまで地域で築いてきたノウハウが活かされる。	委託範囲による。	大手事業者の場合、全国で築いてきたノウハウが活かされる。
	学校や地域との連携	これまで築いてきた、地域・学校との関係性が継続される。	委託範囲による。	地域・学校などとの関係性を改めて築く必要がある。 大手事業者の場合、全国での連携ノウハウが活かされる。
	地域資料の収集・活用	これまで築いてきた、地域資料収集と活用が継続される。	委託範囲による。	地域資料の収集および活用のノウハウが失われる恐れがある。

		レファレンス力	地域資料など固有資料のレファレンス力は高い。	委託範囲による。	地域資料などについての対応力は改めて築く必要
		選書・除籍	市としての選定・除籍基準が守られる。	委託範囲による。	選書・除籍に偏りの不安
コスト・効率性	人件費の圧縮	任用種別ごとの役割整理と人員配置を徹底して行うことにより、民間導入とのコスト差は小さくなる。	競争原理や民間ノウハウによるコスト減がある程度期待できる。 委託範囲によっては、市直営よりコストが高くなる可能性がある。	競争原理や民間ノウハウによるコスト減がある程度期待できる。 また、特に現在、高単価の正規職員が担う業務を含めて一括して委託するため、効果は大きい。 事業者の寡占化が進んでおり、競争原理が働きづらくなりつつある。	
	効率的な職員配置	繁忙時間帯、曜日、季節など需要に応じた効率的な職員配置は比較的困難	繁忙時間帯、曜日、季節など需要に応じた効率的な職員配置が比較的容易	繁忙時間帯、曜日、季節など需要に応じた効率的な職員配置が比較的容易	
組織管理・運営	市の施策の徹底	職制による徹底	管理部門は市の直営のため、市の施策の徹底は比較的容易。しかし緊急事に市判断を仰ぐ必要がありスピード感に問題。	全館指定管理などにより市側に運営ノウハウが無くなるとコントロールが効かなくなる可能性あり	
	専門人員の確保	責任者となる常勤職員は一般事務職のため、人事異動により専門性が担保できない。 実務者の司書は会計年度任用職員により確保できる。	責任者となる常勤職員は一般事務職のため、人事異動により専門性が担保できない。 実務者の司書は仕様に基つき確保できる。	専門性の高い者を責任者として配置できる。 実務者の司書は仕様に基つき確保できる。 全館に導入した場合、市の図書館運営ノウハウが失われる恐れがある。	
	労務管理	会計年度任用職員制度開始により、公募、人事評価など労務管理が膨大となる。また、役割整理により、常勤→パートとした場合、管理すべき職員数は増加する。	委託部分の労務管理は不要 地域館に管理業務を行う市職員を残す場合、非効率な配置となる。	労務管理が不要	
	事業、ノウハウの継続性	司書業務を担う会計年度任用職員の公募を経ない継続は5年が上限となる。	公募によって事業者が変更となる可能性があり、その場合継続性が失われる。	3年～5年毎の公募によって事業者が変更となる可能性があり、その場合継続性が失われる。	

※比較は詳細な条件設定の下のものでなく、町田市立図書館による独自の比較である。

ii) 比較検討の考察

○サービス面

- ・めざす姿に向けたサービスの中でも、特に市民ニーズが高い開館日時の拡大などの実現のためには、柔軟な勤務体制が可能な民間活力の導入が必須である。
- ・民間活力を導入した場合においても、散逸すると復元が困難な地域資料の収集・活用や選書・除籍基準など町田市らしさを形成するサービスについては、専門性を確実に継承する仕組みが必要である。
- ・新たなサービス展開において民間ノウハウによる創意工夫を発揮するためには、窓口業務委託と比較し、より受託者側の自主性の高い運営となる指定管理者制度に優位性がある。

○コスト・効率性面

- ・直営においても役割整理の徹底が求められていること、図書館運営ノウハウを持つ民間事業者の寡占化が進み競争原理が働きづらくなっていることから、直営と民間のコスト差は小さくなっているが、業務の繁閑に応じた効率的な人員配置については、柔軟な勤務体制が可能な民間事業者に優位性がある。

○組織管理・運営面

- ・長期的な図書館施策の企画立案、全館への施策の徹底、アウトソーシング部分の適正な評価など、図書館全体のマネジメントを的確に行うためには、市側に図書館運営ノウハウを継承する機能を維持することが必要である。

iii) 民間活力の導入と導入範囲の選定

運営手法の比較や考察を踏まえ、鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その効果を検証のうえ今後の展開を検討する。

○選定の理由

- ・通勤通学客が多い鶴川駅前に位置し、ホール・カフェといったまちの賑わいを喚起する施設との併設であることから、併設施設との連動イベントの実施など、民間活力による地域活性化の相乗効果が期待できるため。
- ・併設施設に合わせた開館日時の拡大についての市民要望が多く寄せられており、民間活力導入の効果検証に適していると考えられるため。
- ・これらは、自主事業の実施など、民間ノウハウによる創意工夫の発揮が必要であり、窓口業務委託では実現が困難であるため。
- ・一定の規模があり、アウトソーシングの費用対効果が期待できるため。

iv) 導入効果の検証とその後の展開

- ・鶴川駅前図書館における指定管理者制度導入の効果を検証したうえで、他の地域館への導入拡大について検討する。
- ・効果検証にあたっては、指定管理導入館を評価するだけでなく直営館も同内容で評価のうえ比較検証する。
- ・指定管理者制度の導入範囲を他の地域館に拡大する場合は、職員数の縮減を段階的なものとするため2館程度ずつ順次行う。

v) 中央図書館における民間活力導入の方向性

- ・運営手法の比較や考察を踏まえ、めざす姿を実現するための企画立案能力や地域支

援機能の強化、施設再編や民間活力を導入する地域館のコントロールなど図書館全体のマネジメントを推進するとともに、町田らしい図書館を継承するため、総務、企画、選書、地域資料管理、レファレンスなど中央図書館の中核的な機能は、当面直営による体制を維持する。

- ・民間活力の導入効果を検証し、地域館の運営の方向性が定まった後は、あらためて中央図書館の運営のあり方を検討し、直営体制の維持を継続するべきか、指定管理者制度導入を含め中核機能にアウトソーシング範囲を拡大するべきか検討する。
- ・将来的に中核機能の直営体制を維持する場合は、専門性を担保する職員の採用・育成システムなども併せて検討する。

(参考) 東京都区部・市部における公立図書館の運営手法

自治体名	図書館数	内訳		
		直営館※	窓口業務委託導入館	PFI・指定管理導入館
千代田区	5	0	0	5
中央区	3	0	3	0
港区	7	0	1	6
新宿区	11	2	0	9
文京区	10	0	1	9
台東区	5	0	5	0
墨田区	4	0	1	3
江東区	11	0	7	4
品川区	11	0	1	10
目黒区	8	0	8	0
大田区	16	0	1	15
世田谷区	16	13	2	1
渋谷区	10	0	10	0
中野区	8	0	0	8
杉並区	13	4	3	6
豊島区	7	2	1	4
北区	14	0	14	0
荒川区	5	5	0	0
板橋区	12	1	1	10
練馬区	13	0	3	10
足立区	15	0	1	14
葛飾区	13	12	1	0
江戸川区	12	0	0	12
区部計	229	39	64	126

自治体名	図書館数	内訳		
		直営館※	窓口業務委託導入館	PFI・指定管理導入館
八王子市	7	4	3	0
立川市	9	1	0	8
武蔵野市	3	1	0	2
三鷹市	5	5	0	0
青梅市	10	0	0	10
府中市	13	12	0	1
昭島市	5	0	0	5
調布市	11	11	0	0
町田市	8	8	0	0
小金井市	4	2	2	0
小平市	11	11	0	0
日野市	7	7	0	0
東村山市	5	5	0	0
国分寺市	6	2	4	0
国立市	2	2	0	0
福生市	4	4	0	0
狛江市	1	1	0	0
東大和市	3	3	0	0
清瀬市	6	6	0	0
東久留米市	4	1	0	3
武蔵村山市	6	6	0	0
多摩市	8	7	1	0
稲城市	6	2	2	2
羽村市	1	1	0	0
あきる野市	4	3	1	0
西東京市	6	6	0	0
市部計	155	111	13	31

※平成31年度東京都公立図書館調査を基に町田市で独自集計

※直営館には窓口業務以外（配送、装備など）を一部委託している館を含む

3. アクションプラン

(1) 図書館サービスのアクションプラン

※「あり方見直し方針」P20, 21 参照

めざす姿		開始 時期	参考	
取組項目	取組概要		あり方見 直し方針 取組例※	生涯学習 推進計画 取組番号
①あらゆる市民が利用しやすい図書館				
相互利用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の自治体との相互利用を拡大することで、実質的なサービス拠点を増やし、市民の利便性の向上と読書機会の創出を実現します。 ※2018年度までに八王子市、多摩市、府中市、調布市、日野市、稲城市、相模原市、川崎市の8市と、2019年5月に9市目となる大和市と開始。 	～2020 年度	①-v)	-
移動図書館の出張 運行	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の貸出冊数の減少傾向などを考慮し、3台による定期巡回運行について、巡回拠点や運行台数などを見直します。 ・一方、子どもセンターや高齢者施設、冒険遊び場やイベント会場など人が集う場に出向くなど、新たな運行を実施することによって、交流や憩いの場を創出します。 	2021 年度	①-iv)	-
開館日・開館時間 の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要望が多い、開館日、開館時間の拡大を検討します。 ・特に、駅に近接し、多くの通勤・通学者の利用が見込まれる、中央図書館と鶴川駅前図書館における開館日時の拡大について検討を進めます。 	2022 年度	①-ii)	-
図書館利用に障壁 のある市民への サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の活字による読書が困難な市民、外出が困難な市民の学びの機会となるよう、マルチメディアDAISY（デージー）の貸出の拡充や、電子書籍サービスの導入を行います。 	2023 年度	①-iii)	2-8 5-5
情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館に広報担当部門を新設します。 ・ホームページやTwitter、町田市子育てサイトなど、様々な手段による情報発信を充実することで、これまであまり図書館を利用してこなかった層の利用を促進します。 	通期	①-i)	2-5
市民のニーズに合 った図書館事業の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用者のニーズを把握するため、改めて利用者アンケートを行い、サービス改善を行います。 ・また、これまでの利用者アンケートで期待が高い「図書の充実」を実現できるよう、業務の効率化を進め、資源の再配分を実現します。 	通期	①-i)	5-7

②子どもの読書活動を充実させる図書館				
「えいごのまちだ」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における英語の教科化などの動向を踏まえるとともに、町田市全体で取り組む「えいごのまちだ」を推進するため、外国語の絵本や児童書を充実し、その活用の提案を行います。 	～2020年度	②-i)	2-3
第四次子ども読書活動推進計画の策定と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら進んで本を読む子を育てるため、本と出会うきっかけづくりや、身近に本がある環境づくり、人材育成などに取り組む計画を策定、推進します。 ・子どもの読書に関わる様々な機関、施設と家庭・地域が協働して、計画の推進を行います。 	～2020年度	②-i)	2-3
移動図書館を活用した体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館の運行見直しの一環として、小中学校、保育所、幼稚園等に出向き、ミニおはなし会や図書館講座などを実施します。 ・子ども達が、体験しながら学習ができる機会や本に触れる機会の充実を図ります。 	2021年度	①-iv) ②-iii)	2-3 2-6
学校図書館支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・しらべ学習等に対応し、図書館が選書を行い学校に提供する「学校図書館支援貸出」の運営方法について、より活用しやすいよう改善します。 ・「学校図書館支援貸出」以外の新たな学校図書館との連携を検討、実施します。 ・その他、支援方法全般を見直し、図書館と学校図書館との連携を強化します。 	通期	②-ii)	2-3 2-4
中高生など若い世代向けイベントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやスマートフォンの普及により、読書量が減っていると言われている中高生など若年層をターゲットとした取組を強化します。 ・POP（本の紹介カード）コンテストの継続や新たなイベントの企画、実施を行い、図書館に足を運ぶきっかけをつくります。 	通期	①-i) ②-iii)	2-3 2-6
図書館研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館担当者や新任教諭に対して、図書に対する理解を深め、授業等に活用できるよう、研修を実施します。 ・図書館のもつ技術・知識をいかした学校支援をすることで、子どもの読書に関わる人材の育成を支援します。 	通期	②-ii)	2-3 2-4
③地域のコミュニティ形成を支援する図書館				
読書マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文庫や大学図書館、まちライブラリーなど、市民が本に触れることができる市内の施設情報を集約した読書マップを作成します。 ・地域での暮らしのなかで気軽に本と出会えるきっかけをつくります。 	～2020年度	③-ii)	5-2

関係団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 市民の読書活動の拡大と関連団体の育成のため、地域文庫や大学図書館、ボランティア団体との連携を強化します。 ボランティアの交流会等を企画し、ボランティア同士のつながりを深め、活動の活発化を支援します。 	～2020年度	③-iii)	5-2
ボランティアの活動分野の拡大	<ul style="list-style-type: none"> これまでの児童向けの「おはなし会ボランティア」や、障がい者向けの各種ボランティアに加えて新たな制度を創設するなど、図書館で活躍するボランティアの活動分野を拡げることを支援します。 	2021年度	③-i)	4-7
本と出会える場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティによる「まちライブラリー」等の開設を支援するなど、市民が本と出会える場所づくりに向けた支援を強化します。 支援にあたっては、「町田市地域活動サポートオフィス」などと連携します。 	通期	③-ii)	5-2
地域で活動するボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会など、本にかかわる活動がより活発に行われるよう、地域や学校で活動するボランティアを養成します。 ボランティアが行うおはなし会の開催を支援します。 	通期	③-i)	4-3
④地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館				
中高生の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンの普及により、読書量が減っているとされている中高生など若年層をターゲットとした取組を強化します。 要望が多い学習室の充実について、新たに中高生のグループ学習用スペースなどを提供していきます。 集会室などの既存スペースを有効活用します。 	～2020年度	-	-
(仮称) これからの図書館スタート事業	<ul style="list-style-type: none"> 中央図書館は、2020年度に開館30周年を迎えます。これを新たな時代のスタートと捉え、地域課題の解決に向けた継続的な取組のきっかけづくりや、新たな利用者層の創出につながる事業を行います。 地域課題をテーマとした連続講座や、若い世代をターゲットとした講演会を、関係団体や庁内関係部署と連携して実施します。 	～2020年度	-	-
シニア向け事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域館において、認知症予防の講座を市民と協働して実施するなど、シニア世代が住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らすための取組を行います。 	2021年度	-	2-7

電子書籍サービスの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやスマートフォンの普及、書籍のデジタル化によって多様化している市民の読書スタイルに対応し、来館しなくても市民が読書をする機会が増えるよう、電子書籍の導入を目指します。 	2023年度	④-i)	5-5
地域資料の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・紙の媒体で管理されている地域資料は、地域活動を行っていく上で重要な資料です。これらを積極的に活用できるよう、これまで蓄積してきた地域資料のデジタルアーカイブ化を進めます。 	2023年度	④-ii)	5-6
地域の課題解決への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による地域課題の解決に向けた調査・研究を、レファレンスサービスを通じて支援します。 ・求める資料を見つけることができるように、技術の向上を図るとともに、レファレンス事例の公開や、インターネット情報にアクセスできる環境を整備します。 	通期	④-ii)	3-8
地域で活動する人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動サポートオフィスや地区協議会、生涯学習センターなどと連携し、地域で活動する人材を育成するための講座を開催します。 	通期	③-i)	-
部門横断の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市の施策や町田市の魅力をより多くの方にPRするために、関係する市の各部署と連携して設置する「特集コーナー」を充実します。 ・ホールなどを活用し、「特集コーナー」と連動したイベントなどを実施します。 	通期	-	2-9

(2) 図書館資源の再配分・運営体制の確立のアクションプラン

取組項目		取組概要	開始時期
全体	職員の役割整理	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員制度の開始を機に、日常の貸出・返却業務や配架作業などの定型業務・作業に、正規職員、非常勤嘱託員、臨時職員が混在して携わる現状を改めます。 ・各職員が任用形態に応じた本来の役割を果たすことで、効率化とサービスの質の向上の両立を図ります。 	2020年度～
中央図書館の運営体制	組織改編による組織力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定や企画立案、広報など図書館全体のマネジメント機能を強化するために中央図書館の組織を改編し、専任担当者を配置します。 ・地域館が個別対応をしている現状を改め、おはなし会ボランティアの養成や学校図書館の支援など地域や学校を支援する取組を、中央図書館で組織的、計画的に行う体制を構築します。 	2020年度～
	定型業務の外部委託	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の役割整理にあわせて、中央図書館における定型業務（施設案内、書架案内、配架、視聴覚資料貸出・返却、資料装備、閉架資料受渡、新聞受入・整理、メール便処理など）について外部委託を行います。 	2020年度～
	中央図書館運営のあり方見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の中核的業務は当面直営体制を維持しますが、地域館における民間活力の方向性が定まった後には、改めて中央図書館における民間活力導入の範囲など、運営のあり方について検討します。 	2024年度～
地域館の運営体制	鶴川駅前図書館への指定管理者制度の導入と効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入のメリット・デメリットを見極め、他の地域館の運営の方向性を定めるために、鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入し、その導入効果を測ります。 	2022年度～
	効果検証結果に基づく地域館運営	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴川駅前図書館に導入する指定管理者制度の導入効果を検証し、他の地域館の方向性を決定します。 	2022年度～
	鶴川図書館と鶴川駅前図書館の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・UR都市機構の鶴川団地センター街区建替計画の進捗に応じて、両図書館の集約の具体化を進めます。 ・ただし建替えが長期化する場合は、代替機能の配置などの検討を建替計画に先行して行います。 ・代替機能の配置にあたっては、地域団体等による運営を支援する体制を積極的に検討します。 	2022年度
	さるびあ図書館と中央図書館の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・町田駅周辺の公共施設の再編や中心市街地の再開発の動向と同調し、最適な集約方法を検討します。 ・移動図書館などさるびあ図書館が持つ独自機能を維持する方策を検討します。 	～ 2026年度
移動図書館の運行や予約受け渡し場所の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス拠点のあり方を見直します。 ・移動図書館については、定期巡回運行におけるサービスポイントや巡回頻度などを見直すとともに、イベントや子どもセンターなど人が集う場所への派遣を行います。 	2021年度

「効率的・効果的な図書館サービス」アクションプラン概要版



「図書館組織の改編・強化」「民間活力の導入」「ICTの活用」で主に実現させる取組をそれぞれ示しています。

めざす姿

～2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度～

あらゆる市民が
利用しやすい図書館

★相互利用の拡大
隣接する自治体との相互利用を拡大

★移動図書館の出張運行
ニーズに合わせて運行見直し。子どもセンターや冒険遊び場、高齢者施設など、人が集う場に出向き、交流や憩いの場を創出

★開館日・開館時間の拡大
通勤・通学客の多い駅に近接する中央、鶴川駅前を開始

★図書館利用に障壁のある市民へのサービスの充実
電子書籍などICT活用で、読書が困難な方などに向けた、新たな図書館サービスを展開

◇みなさんからの意見◇
○高齢者向けの送迎サービスがあるといい。
○読み聞かせや予約受取など、これまでの機能に加えて、交流スペースの創出をしてほしい。
○鉄道駅に無人の自動貸出ステーションがある海外のように、もっと身近に利用環境を。
○静かに本が読める空間と、子どもが動き回ったり、話ができる賑わいの空間とのすみ分けができるとよい。

通期の取組

★情報発信の充実
中央に広報担当を新設。HP・Twitter・子育てサイトを通じた情報発信を充実

★市民のニーズに合った図書館事業の充実
図書館の資源を再配分。公立図書館として収集するにふさわしい「図書の実質」を実現

子どもの読書活動を
充実させる図書館

★「えいごのまちだ」の推進
外国語の絵本・児童書等を重点的に整備

★第四次子ども読書活動推進計画(2020-2024)の策定と推進
自ら進んで本を読む子どもを育てるための計画づくりと事業の推進

★移動図書館を活用した体験学習
小中学校、保育所、幼稚園等に出向き、ミニおはなし会や図書館講座などを実施。体験しながら学習ができる機会や本に触れる機会の充実

通期の取組

★中高生など若い世代向けイベントの充実
「POPコンテストまちだ」など若い世代に向けたイベントを行い、図書館の利用を推進

★学校図書館支援の充実
学校図書館への貸出方法を改善。学校教育部と連携し、新たな支援方法を検討

★図書館研修の実施
学校図書館担当者や新任教諭に、図書に対する理解を深めるための研修を実施する等、図書館のもつ技術・知識をいかした支援を実施

◇みなさんからの意見◇
○英文多読講座など、町田市が選ばれるまちになるために、図書館が魅力的になることが大切。
○学校図書館支援センターをつくって組織的にサポートを。
○「まちとも」にそよかぜ号がくるといいな

地域の「コミュニティ形成」
を支援する図書館

★読書マップの作成
大学図書館、地域文庫、まちライブラリなど、本に触れることができる施設の情報を集約した読書マップを作成

★関係団体との連携強化
おはなし会ボランティアの交流を行い、ボランティア同士のつながりを深めます

★ボランティアの活動分野の拡大
新たなボランティア制度を創設するなど、図書館で活躍するボランティアの活動分野を広げることを支援します。

通期の取組

★地域で活動するボランティアの育成・支援
学校や地域で活動するおはなし会ボランティアの養成と活動支援を実施

★本と出合える場所づくりの支援
地域活動サポートオフィスなどと連携し、地域コミュニティが運営する「まちライブラリー」などの開設を支援

◇みなさんからの意見◇
○図書館・ホール・カフェ=建物がひとつのコミュニティであるという考えに沿って図書館を活用する。
○本にちなんだ様々なイベントを実施してほしい。
○図書館員は図書館の中だけでなく、地域に出てこそ協働ができると思う。

地域の課題や社会状況の
変化に対応する図書館

★中高生の居場所づくり
今あるスペースを有効に活用して、中高生が勉強できる場を提供

★(仮称)これからの図書館スタート事業
中央図書館30周年を新たなスタートと捉え、様々な地域課題をテーマに解決のきっかけづくりになる連続講座を実施

★シニア向け事業の充実
認知症予防の講座を市民と協働して実施するなど、シニア世代が地域でいきいきと健康に暮らすための取組を充実

★地域で活動する人材の育成支援
地域活動サポートオフィスや地区協議会生涯学習センターなどと連携し、地域で活動する人材を育成するための講座を開催

★電子書籍サービスの導入
インターネット環境・スマートフォンの普及や市民のスタイルの多様化に対応

★地域資料の活用の促進
地域活動を行う上で重要となる地域資料のデジタルアーカイブ化を進め、地域活動を支援

★部門横断の取組
町田市の各部署の施策PRのため、特集コーナーの設置・イベントの実施

◇みなさんからの意見◇
○中高生がグループ学習などに使える場所や、PTAの作業で資料を使いながら、制作活動などができる場所があるといい。
○ラーニング・コモンズ(学びを支援する空間)を目指すべき。

「図書館資源の再配分」
「図書館の運営体制の確立」
のアクションプラン

- ※会計年度任用職員制度開始
- ※役割整理、人員配置の見直し
- ※中央の定型作業の外部委託化
- ※図書館組織の改編・強化
⇒中央に企画・地域支援部門設置
- ※中央への業務集中化による地域館効率化

- ※移動図書館サービスの見直し
⇒定期巡回運行のポイントを見直すとともに、人が集まる場所、イベント等への出張運行を可能に。

- ※鶴川駅前に指定管理者制度を導入
- ※鶴川駅前の開館日時を拡大
- ※鶴川集約と代替機能の導入
- ※指定管理者制度の効果検証

- ※指定管理者制度の効果検証、地域館の運営検討
- ※市民センター運営の動向確認
- ※システム刷新によるICT環境強化(2024)
- ※中央の運営のあり方の検討(2024～)

- ※さるびあと中央の集約(～2026)
- ※移動図書館などさるびあとの機能移転
- ※指定管理制度の効果検証結果に基づく地域館の運営(2025～)

準備期

導入期・検証期

展開期

◇みなさんからの意見◇…ワークショップ「鶴川地域図書館のこれから」、学習会「町田市の図書館をデザインしよう!」で出た意見や第18期図書館協議会の委員からの意見、各種アンケート調査など、さまざまな場面でいただいた意見です。今後、実現に向けて検討をしていきます。

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)について

町田市教育委員会は、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据えて、2019年8月27日に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会(以下「審議会」)を設置し、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問しました。

審議会では、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から調査審議が行われ、2020年1月24日に答申されました。

今後、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、別添のとおり「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方(案)」(以下、「本案」)を決定するにあたり、本案の内容について協議するものです。

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）

2020年〇月〇日

町田市教育委員会 決定

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、町田市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据えて、2019年8月27日に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」）を設置しました。

教育委員会は、設置した審議会に対して、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために必要となる学級数の基本的な考え方や、その学級数を実現するうえでの通学時間及び通学距離や学校の位置のあり方などの学校配置の基本的な考え方である「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問しました。

審議会では、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から調査審議が行われました。

また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議が行われました。

諮問事項の調査審議は、2020年1月14日まで6回にわたって行われ、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」（以下「答申」）として教育委員会へ答申されました。

教育委員会は、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正にも対応することができる、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために、標記の件について答申に基づいて別紙のとおり決定します。

1 基本的な考え方の視点

教育委員会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

「町田の未来の子どもたち」の視点

適正規模・適正配置は、現在だけではなく、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために推進するものとします。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

2 適正規模の基本的な考え方

町田市立学校における適正規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、適正規模の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 小学校

1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

(2) 中学校

1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

ただし、学校統廃合を含めた通学区域の見直しによって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の上限以上の学校が生じることが見込まれる場合には、答申を踏まえて大規模校のデメリットへの対策を適切に講じるものとします。

また、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることができるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとします。

3 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

このことを踏まえて、適正配置の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学時間及び通学距離について

- | |
|---|
| ①通学時間の許容範囲…おおむね30分程度を目安
②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね2km程度を目安
※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通 |
|---|

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね30分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとします。

(2) 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指すものとします。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化するものとします。

(3) 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するものとします。

(4) 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校9年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を可能な限り図るものとします。

(5) 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定するものとします。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会の答申について

町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するために、2019年8月27日に「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会）」を設置しました。

調査審議は、2020年1月14日まで6回にわたって行われ、2020年1月24日に「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について」（以下「答申」として、教育委員会へ答申されました。答申の要旨は以下のとおりです。

1 答申の構成

- (1) はじめに
- (2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降）
- (3) 第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- (4) おわりに
- (5) 参考資料 ※要旨では参考資料の説明を省略します。

2 答申内容

(1) はじめに（主な記載事項） ※答申書1ページ参照

- ①1996年11月の町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下「審議会）」の設置から、1998年12月に答申（以下「1998年答申」）が出されるまでの経過
- ②1998年答申以降の学校統廃合および学校新設の経過
- ③環境変化を踏まえて、2019年8月に改めて審議会を設置し、諮問を受けるまでの経過
- ④諮問から答申までの審議経過

(2) 第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降） ※答申書2ページ参照 下記の6つの環境変化を審議会の共通認識として、調査審議が行われました。

- ①町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- ②町田市立小・中学校施設の老朽化について
- ③子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- ④教員の多忙化について
- ⑤通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて
- ⑥特別支援教育の環境整備について

(3) 第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について ※答申書15ページ参照

① 調査審議の視点

調査審議にあたって、下記の視点に立って調査審議を行った旨が答申されました。

ア 第1章で本審議会の共通認識となった環境変化のうち、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化を特に重要な環境変化として認識し、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議を行うものとしたこと。

また、学校統廃合の議論についても、学校統廃合を目的とするのではなく、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議を行うものとしたこと。

イ 「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果を尊重して調査審議を行うものとしたこと。

②適正規模の基本的な考え方

町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる学級数について調査審議し、下記のとおり答申されました。

ア 適正規模とは、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる「（1学年あたりの）望ましい学級数」であること。

イ 調査審議において小規模校のメリット^{*1}・デメリット^{*2}を議論した結果、小規模校のデメリットは、小規模校において解決していくことは困難であること。

ウ 未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）を一定の期間維持するためには、その範囲（上限）に幅を持たせる必要があること。

エ 適正規模の範囲に幅を持たせるためには、大規模校のデメリット^{*3}について、必要な対策^{*3}を実施することで解決を図ることを前提とする必要があること。

適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）

①小学校 3学級～4学級（1校あたり18学級～24学級）

②中学校 4学級～6学級（1校あたり12学級～18学級）

ただし、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることのできるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとする。

※1:小規模校のメリット

- ア 子どもたちの人間関係が深まりやすい
- イ 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい（少人数学級のメリット）

※2:小規模校のデメリット

- ア 子どもたちの人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- イ 教員一人あたりの負担が重く、教員の若年化・多忙化している状況において課題が生じやすい
- ウ 多様な人々の多様な価値観の意見を聞いて自分の考えに活かす機会が少なくなりやすい

※3:大規模校のデメリットとその対策

ア 学校施設環境（校庭・体育館・教室数等）

【デメリット】

- a 学級数が増加することによって、面積が限られている校庭や体育館における授業や教室数が限られている理科室や図工室などの特別教室における授業の時間割を組むことが難しくなる
- b 児童・生徒数が増加することによって面積が限られている体育館で学校行事を行う際に児童・生徒が入り切らなくなる
- c 小学校の算数や中学校の英語・数学における習熟度別学習の導入や、特別支援教育の充実のような学校建設時に想定されていなかった教育活動の充実によって教室数が不足する

【対策】学級数、児童・生徒数に見合った運動場・体育館の広さ及び教室数の確保

イ 教員の組織体制におけるデメリット

【デメリット】

- a 教員が把握すべき児童・生徒数が増加することによって、児童・生徒と向き合う時間が少なくなることや、教育活動に必要な支援人材が児童・生徒数に比例して確保できない場合に教育活動に困難な状況が生じること
- b 教員数が増加することによって、管理職などが若手教員のマネジメントや人材育成を行うために必要な時間が少なくなる

【対策】支援人材（例:スクールサポートスタッフ）の学校規模に比例した配置

③適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置

を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要であることを確認したうえで、下記のとおり答申されました。

ア 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね30分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね2km程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね30分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施する必要があること。

イ 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけではなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現する必要があること。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化する必要があること。

ウ 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも配慮する必要があること。

エ 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校9年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を図る必要があること。

オ 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定する必要があること。

(4) おわりに (主な記載事項) ※答申書 27 ページ参照

- ①1998年答申以降の特に重要な環境変化と、それを踏まえた調査審議の視点
- ②適正規模・適正配置の基本的な考え方のポイント
- ③審議過程の特徴的事項
- ④2020年度審議会に向けた調査審議の視点

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）

2020年（令和2年）1月24日

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

2020年1月24日



町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市立学校適正規模・
適正配置等審議会
会長 佐藤 圭一

町田市立学校の適正規模・適正配置について（答申）

標記の件について、2019年8月27日付け19町教学教第954号「町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問）」で、町田市教育委員会から諮問を受けた下記の事項について、ここに答申いたします。

記

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について（答申）

目 次

はじめに	1
第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降）	2
1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について	3
2 町田市立小・中学校施設の老朽化について	4
3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について	5
4 教員の多忙化について	7
5 通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて	9
6 特別支援教育の環境整備について	11
（参考）	
1 町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数	12
2 町田市立小・中学校配置図	14
第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について	15
1 調査審議の視点	16
（1）「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議	16
（2）「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果の尊重	16
2 適正規模の基本的な考え方	17
（1）「適正規模」の定義について	17
（2）小規模校のメリット・デメリットについて	17
（3）適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）について	19
（4）大規模校のデメリットと対策について	19
（5）適正規模の範囲（上限）について	21
3 適正配置の基本的な考え方	22
（1）通学時間及び通学距離について	22
（2）安全な通学環境について	23
（3）地域社会との関係について	24
（4）小・中学校区の整合について	25
（5）通学区域内における学校の位置について	26
おわりに	27

<参考資料> -----	29
（１）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 委員及び事務局名簿 -----	30
（２）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申までの審議経過 -----	31
（３）町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問） ※諮問文-----	32
（４）町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例 -----	34
（５）町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果 ※要旨 -----	36
（６）町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）結果 ※要旨 -----	37

はじめに

町田市教育委員会（以下「教育委員会」）は、1996年（平成8年）11月21日に町田市立学校適正規模適正配置等審議会（以下「1996年審議会」）を設置しました。1996年審議会では、子どもたち一人ひとりが豊かな個性を育み、自立できるよう、より良い教育環境、条件、体制の整備・充実の実現に向けて、学校間の規模の格差がもたらす学校教育上、学校運営上の諸問題を是正することが重要であるとの認識のもと、1998年（平成10年）12月24日に答申（以下「1998年答申」）が出されています。

その後、1998年答申に基づいて教育委員会は、44校あった小学校を39校に統廃合し、中学校1校を閉校しました。その一方で、2000年代には大規模開発によって、特定の地域においては人口が大幅に増加したことにより小学校を3校、中学校を1校開校しています。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって市立学校の児童数は2010年度、生徒数は2016年度をピークに減少に転じ、2019年度の児童・生徒数は、小学生が約2.2万人、中学生が約1万人まで減少しています。さらに、2018年度に教育委員会が行った児童・生徒数推計では、2019年度から2040年度までの期間に小学生が約30%、中学生が約33%減少することが見込まれています。

また、審議会を設置した1996年当時とは異なる環境変化として、学校施設の老朽化も進んでおり、市立小・中学校（以下「町田市立学校」）62校のうち、2044年度までに55校の校舎が耐用年数の築60年を迎えます。

このような状況において、2019年（令和元年）8月27日に改めて設置された町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「本審議会」）では、教育委員会から町田市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するために「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」について諮問を受けました。

この諮問を受けて以降、本審議会では、町田市立学校における学級数や学校施設環境の違いがもたらす課題を解決し、現在だけではなく町田の未来の子どもたちにとってより良い教育環境を整備するため何が必要なのかという視点から審議を行ってきました。

審議においては、保護者や市民、教員の意見を反映させるために、教育委員会が実施したアンケート調査結果を尊重した審議を行いました。さらに審議を充実させるために、審議に必要な事項についてアンケートの補充調査を実施し、その結果をもとに審議を行いました。

また、審議を市民に開かれたものとするために本審議会を公開し、本審議会を傍聴できない方々が議論の経過を確認することができるよう、議事録もすべて公開してきました。

諮問から2020年（令和2年）1月14日までの約5カ月間で6回にわたる審議を経て、「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」の結論を得るに至ったことから、ここに答申いたします。

2020年（令和2年）1月24日

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

第1章 町田市立学校を取り巻く環境変化について（1998年答申以降）

- 1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- 2 町田市立小・中学校施設の老朽化について
- 3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- 4 教員の多忙化について
- 5 通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて
- 6 特別支援教育の環境整備について

（参考1）町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数

（参考2）町田市立小・中学校配置図

1 町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について

町田市は、高度経済成長期に宅地開発や大規模団地が建設されたことなどによって転入者が大幅に増加し、1960年代後半から児童・生徒数が大幅に増加しました。

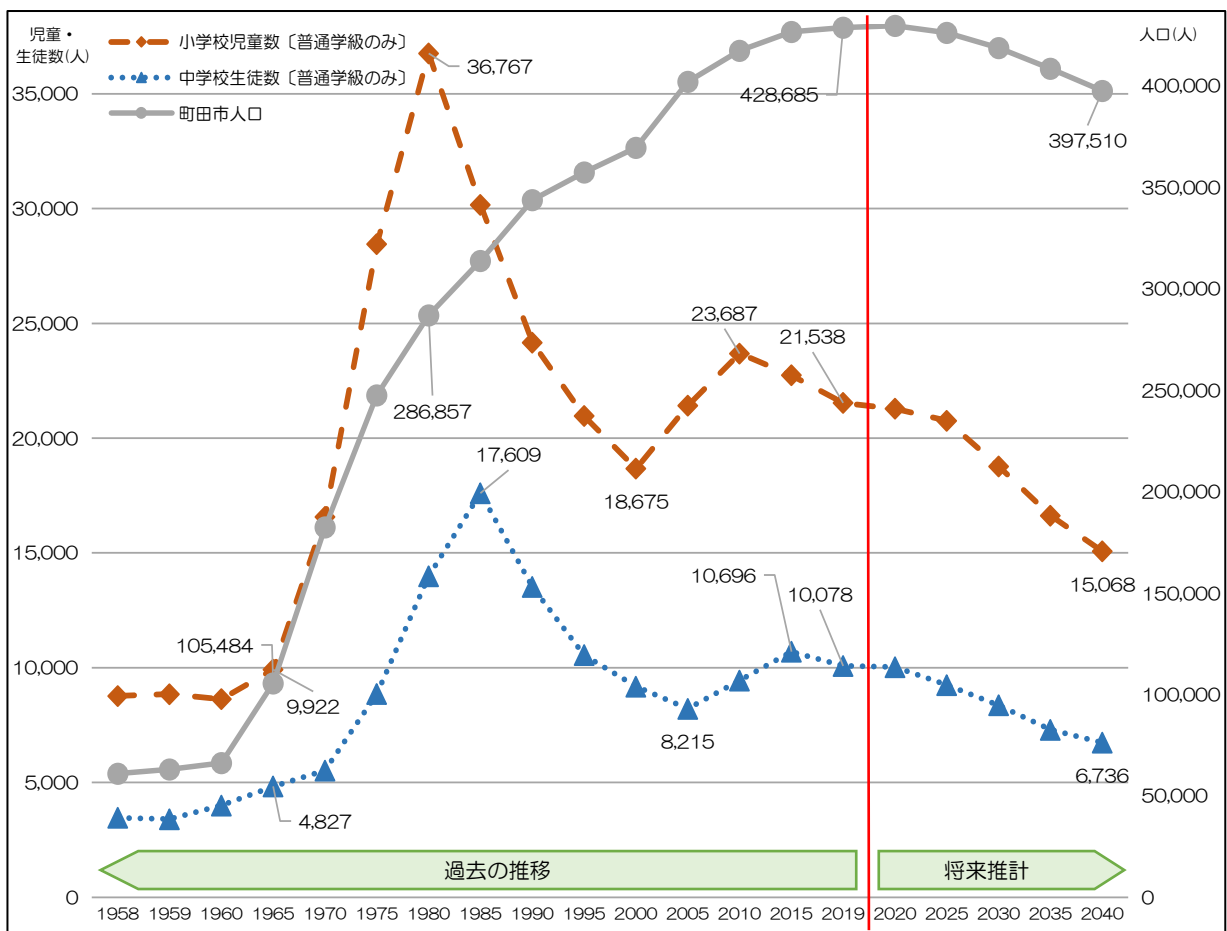
その後、大規模団地の子どもたちが小・中学校を卒業したことで1980年代から1990年代にかけて児童・生徒数が大幅に減少したことから、2001～2003年度に44校あった小学校を39校に統廃合し、2010年度には中学校1校を閉校しています。

その一方、大規模開発によって特定の地域においては人口が大幅に増加し、小学校を2005～2010年度の間3校、中学校を2012年度に1校開校しました。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって小学生は2010年度、中学生は2016年度をピークに減少に転じ、2019年度の児童・生徒数は、小学生が約2.2万人、中学生が約1万人まで減少しています。

今後の児童・生徒数推計では、2040年度には小学生が約1.5万人（2019年度比：△30%）、中学生が約7千人（2019年度比：△33.2%）となるが見込まれていることから、人口減少社会における児童・生徒の教育環境について長期的な視点から検討する必要があります。

図 1:町田市立学校の児童・生徒数及び町田市人口の推移と将来推計



※町田市人口の将来推計…2015年度に町田市で行った将来人口推計に基づく
 ※小・中学校の児童・生徒数の将来推計…2018年度に町田市で行った児童・生徒数推計に基づく

2 町田市立小・中学校施設の老朽化について

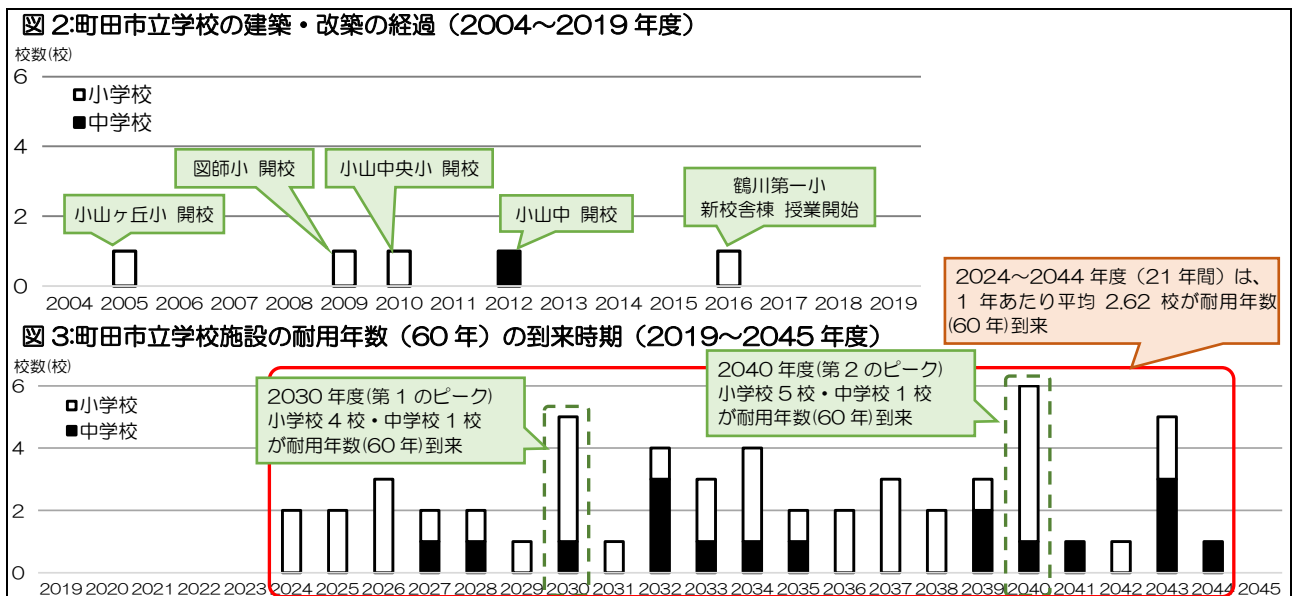
町田市では、高度経済成長期における児童・生徒数の大幅な増加に対応するために 1970 年代に建築した小・中学校施設の老朽化が大きな課題となっています。

文部科学省が 2013 年 3 月にまとめた「学校施設の老朽化対策について」によると、全国の公立小・中学校のうち、鉄筋コンクリート造（耐用年数 60 年）の学校施設を建て替えるまでの平均年数は約 42 年となっています。

しかし、町田市立小・中学校は、耐震工事や改修工事を実施してきたものの、2019 年 4 月時点で築 42 年を超える校舎のある小・中学校が 62 校のうち 37 校あり、2024～2044 年度の 21 年間に、耐用年数である 60 年が到来する校舎のある小・中学校が 55 校あります。

この 55 校について、現在建て替えを進めている鶴川第一小学校（約 43.4 億円）、町田第一中学校（約 55.2 億円）と仮に同じ費用で建て替えた場合、2024～2044 年度の 21 年間で約 2,588 億円が必要になります。

この建て替え費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保するとともに、未来の教育活動に対応できるよう教育環境を充実させていくためには、長期的な視点から計画的に学校施設を更新していく必要があります。



3 子どもたちが社会から期待される資質・能力について

(1) 学習指導要領*の改訂

1998年に改訂された学習指導要領では、基礎・基本を着実に習得し、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を図ることがねらいとして掲げられました。

そのねらいを実現するために、教育内容が厳選されて授業時間数が減少する一方で、横断的・総合的な課題などについて、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を行う「総合的な学習の時間」が新設されました。

2003年一部改訂では、1998年に改訂した学習指導要領のねらいを実現するために、学習指導要領に定められていない補充・発展的な学習内容を教えることができるようにしたり、個に応じた指導の例示として小学校の習熟度別学習が追加されたりしました。

2008年改訂では、「①『生きる力』の育成」「②基礎的・基本的な知識・技能の習得」「③思考力・判断力・表現力等の育成」のバランスがねらいとして掲げられました。

そのねらいを実現するために、「言語活動の充実」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」を柱として、授業時間数も1998年改訂の学習指導要領と比べて約10%増加しました。また、小学校第5・6学年では、外国語活動の時間が創設されました。

2015年一部改訂では、「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育へ転換するために、道徳が「特別の教科 道徳」として教科化されました。

そして、2017年に改訂され、小学校は2020年度、中学校は2021年度から全面実施される学習指導要領では、急速に変化するこれからの時代に求められる教育を実現するために、学校教育の理念を学校と社会が共有し、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかについて教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によってその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

その「社会に開かれた教育課程」を実現するために、各教科で子供たちに育む資質・能力を「①知識及び技能」「②思考力、判断力、表現力等」「③学びに向かう力、人間性」の3つに明確化し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を通じた授業改善を図りながら、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立に努めることが掲げられています。

また、「情報活用能力」が言語能力と並んで学習の基盤となる資質・能力として位置づけられました。小学校においては「プログラミング的思考」の育成が明記され、中学校においては技術・家庭科においてプログラミングに関する内容が充実されました。そして、小学校では、第3・4学年に外国語活動、第5・6学年に外国語が教科として実施されることになりました。

表1：小・中学校別 授業時間数の推移

区分	1988年改訂	1998年改訂	2008年改訂	2017年改訂
小学校（6年間） ※単位時間：45分	5,785時間 ※毎週土曜日に授業あり	5,367時間	5,645時間	5,785時間
中学校（3年間） ※単位時間：50分	3,150時間 ※毎週土曜日に授業あり	2,940時間	3,045時間	3,045時間

* 学習指導要領とは…全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができるようにするために文部科学省が定めている、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準で、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

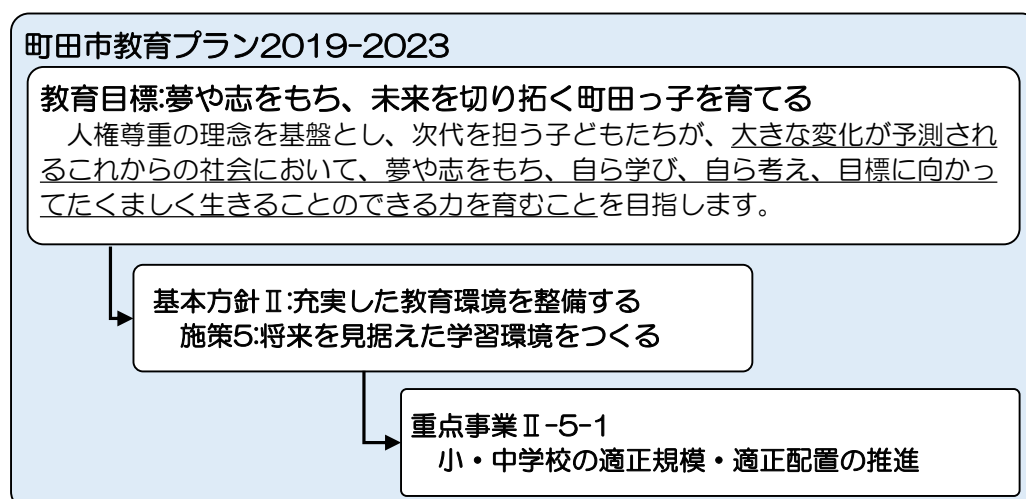
表 2：1998 年答申以降の公立小・中学校に関する国の主な制度導入・改正

年月	内容
1998 年 12 月	学習指導要領改訂
2000 年 4 月	学校評議員制度の導入
2002 年 4 月	・学習指導要領実施（1998 年改訂） ・完全学校週 5 日制 実施
2003 年 12 月	学習指導要領一部改訂
2004 年 9 月	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入
2005 年 4 月	学習指導要領（2003 年一部改訂）を反映した教科書使用開始（小学校）
2006 年 4 月	学習指導要領（2003 年一部改訂）を反映した教科書使用開始（中学校）
2006 年 12 月	教育基本法改正
2007 年 6 月	学校教育法が改正され、学校種ごとの目的・目標が見直される
2008 年 3 月	学習指導要領改訂
2011 年 4 月	学習指導要領実施（2008 年改訂:小学校）
2012 年 4 月	学習指導要領実施（2008 年改訂:中学校）
2013 年 11 月	設置者の判断による土曜授業実施*が明確化される ※振替休業日を設定しなくとも土曜日に授業の実施が可能となる
2015 年 3 月	学習指導要領一部改訂
2016 年 4 月	義務教育学校の創設
2017 年 3 月	学習指導要領改訂
2017 年 4 月	教育委員会による学校運営協議会設置が努力義務化
2018 年 4 月	学習指導要領（2015 年一部改訂）全面实施（小学校）
2019 年 4 月	学習指導要領（2015 年一部改訂）全面实施（中学校）

(2) 町田市教育目標 ～「町田市教育プラン 2019-2023」から～

町田市では、将来の予測が困難で変化の激しい社会の到来などの将来の環境変化を見据えて、「町田市教育プラン 2019-2023」において新たな教育目標を定めています。

この新たな教育目標を実現するための取り組みの一つとして、「小・中学校の適正規模・適正配置の推進」を掲げています。



4 教員の多忙化について

(1) 町田市における教員の勤務実態

2018年度に教育委員会が実施した「教員勤務実態調査」では、教員の時間外在校等時間数[※]が、1カ月あたり80時間を超える教員数が4人に1人（24.3%）となるなど長時間勤務が常態化しています。（図4）

さらに、調査結果を教員の経験年数別に見ると、教員経験年数の少ない教員の時間外在校等時間が多くなる傾向があります（図5）

図4：月あたり時間外在校等時間数が80時間以上の教員の割合

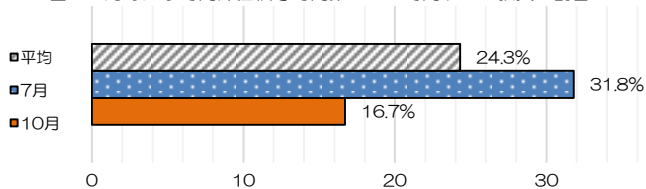
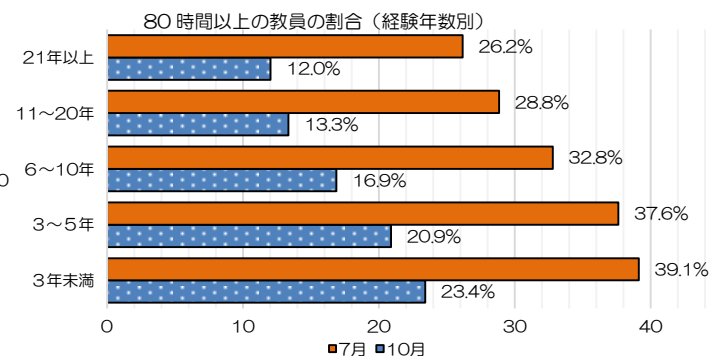


図5：月あたり時間外在校等時間数が80時間以上の教員の割合（経験年数別）



(2) 教員が長時間勤務となる背景

① 時間外勤務が前提となる業務内容

図6は、小学校の教員の1日のスケジュールのイメージ図です。教員の勤務時間は、原則8時15分から16時45分ですが、勤務時間内は、授業や給食指導、児童・生徒指導などに従事しており、その他の業務に充てる時間を確保できない状況となっています。

そのため、児童・生徒が下校した後に打ち合わせや提出物の返却準備、校務（授業以外に学校を運営するために必要な業務）などを行い、これらの業務後に日々の授業で一番大切な授業準備や教材研究を行う場合が多いことから、教員が長時間勤務となっています。

また、中学校では授業終了後から部活動指導を行う教員については、部活動終了後から校務を行い、その後に授業準備や教材研究を行う場合が多いことから、さらに長時間勤務となっています。

図6：小学校教員の1日のスケジュールのイメージ ※休憩は勤務の状況次第で取ることができていない場合あり

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
時間外	勤務時間 (8:15~16:45)									時間外		
授業準備	登校指導・朝学活・朝学習	一時間目	二時間目	児童指導(中休み)	三時間目	四時間目	給食指導・清掃指導 ・児童指導(昼休み)	五時間目	六時間目	終学活・下校指導	休憩	打ち合わせ
											<input type="checkbox"/> 個別の打ち合わせ <input type="checkbox"/> 提出物の返却準備 <input type="checkbox"/> 成績評価 <input type="checkbox"/> 学年・学級運営の事務 <input type="checkbox"/> 保護者の相談対応等 <input type="checkbox"/> 授業準備・教材研究 <input type="checkbox"/> 行事の準備 ※各教員の業務の状況に応じて内容・従事時間は異なります。	

※「時間外在校等時間数」は、1週間(土日を含む)において教員1人あたり42時間30分(8時間30分×5日)を超える在校等時間数を集計。

②経験年数の少ない教員の増加

図7、図8は町田市立小・中学校に在籍する教員について、教員経験年数別に区分し、2001年度と2019年度の経験年数別分布を比較したものです。

2001年度は、小学校は経験年数21年目から34年目程度、中学校は16年目から30年目程度のベテランの教員が多数を占めていました。

しかし、2019年度を見ると、小・中学校いずれも2001年度に多数を占めていたベテランの教員が大幅に減少し、小学校は経験年数15年目以下、中学校は経験年数11年目以下が多数を占めています。特に小学校は時間外在校等時間数が多い傾向のある経験年数5年目以下の教員が大幅に増加しています。

図7：町田市立小学校教員 経験年数別教員数の分布比較（2001年度→2019年度）

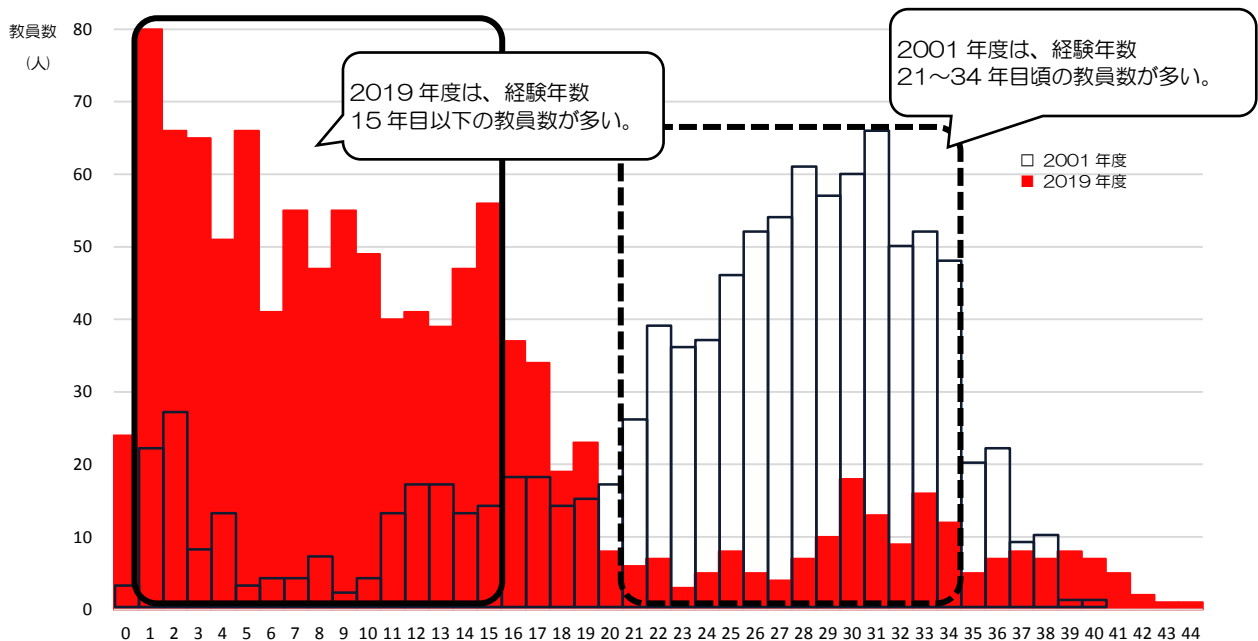
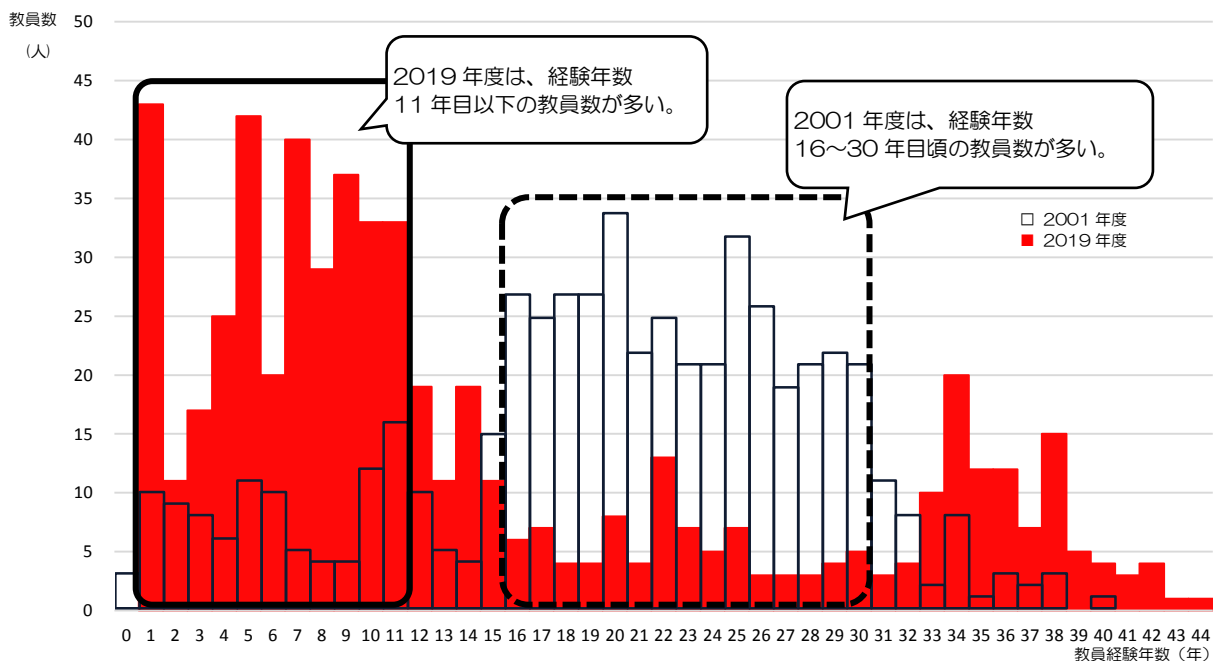


図8：町田市立中学校教員 経験年数別教員数の分布比較（2001年度→2019年度）



※経験年数別教員数：3月31日時点における町田市教育委員会資料に基づく人数（0年目は各年度4月2日以降の採用者数）

※2019年度は2019年7月31日時点における年度末見込数

※教員経験年数：東京都教育委員会における勤務年数

5 通学区域緩和制度の導入と通学費補助金補助率の引き上げについて

(1) 通学区域緩和制度の導入

児童・生徒が通学する小・中学校は、法令に基づいて教育委員会が通学区域を設定し、児童・生徒の住所をもとに就学指定校を指定しています。

また、就学指定校以外の学校への入学に相当な理由があると判断した場合は、通学区域外からの入学を認める「就学指定校変更制度」があり、1998年答申以前は、就学指定校変更制度により就学指定校の変更を認めてきました。

しかし、1997年1月に当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」が発出され、地域の実情に即して保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことを促したことを契機に、全国的に「学校選択制度」の導入が進みました。

町田市でも、2002年7月に「町田市立小・中学校選択制度検討委員会」を設置して学校選択制度について検討を行いました。そこでは、保護者から要望が寄せられていながら就学指定校の変更理由として認めていなかった「通学距離の安全に関すること」「地域コミュニティに関すること」「友人関係に関すること」「部活動に関すること」のような理由も含めて、「自由選択制（すべての学校を選択できる制度）」で実施することが最適との答申が出されました。

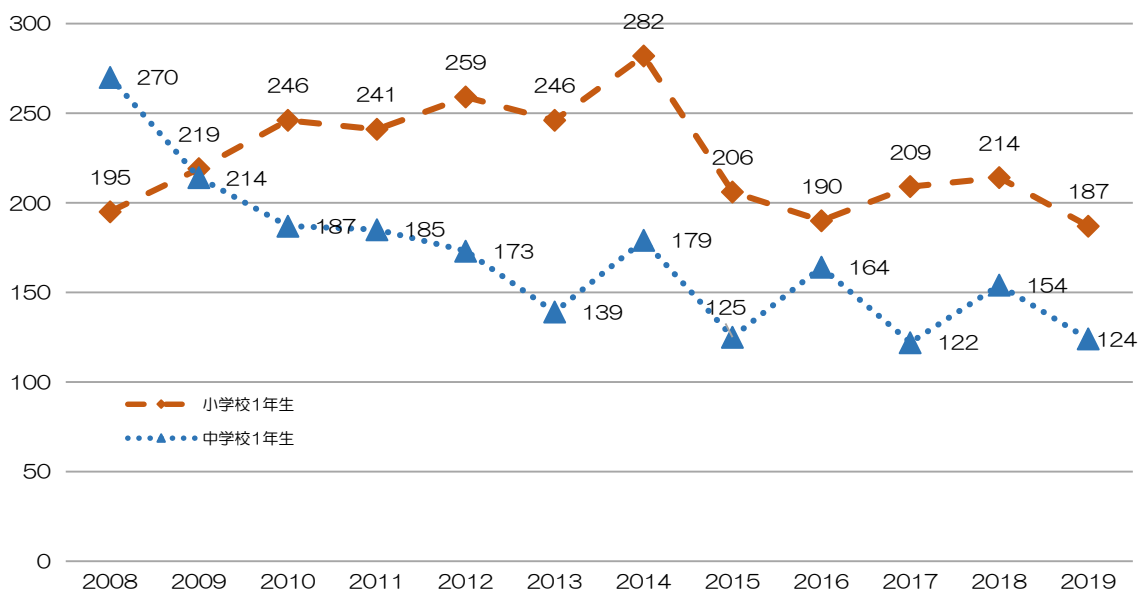
町田市では、その答申と保護者や児童・生徒のニーズ等を踏まえ、2004年度に学校選択制度を導入しています。

しかし、教室不足により通学が可能な隣接校を希望しても学校選択希望者の受入枠を設定できない学校が出てきたことや、2009年3月に策定した「町田市教育プラン」においても本制度のあり方について検討するものとしたことから、2011年7月に再び「町田市立小・中学校選択制度検討委員会」を設置して制度の検証を行いました。

その結果、小学校については「自由選択制」から「隣接区域選択制（指定校に隣接する学校のみ選択できる制度）」に改善すべきとの答申が出されたことから、2014年4月から小学校の選択方式を見直したうえで、制度の名称を「通学区域緩和制度」に変更して2019年度現在まで運用を行っています。

2019年4月入学者における通学区域緩和制度の利用者は、小学校の児童187人（入学者の5.6%）、中学校の生徒124人（入学者の3.7%）となっています。

図9：通学区域緩和制度利用児童・生徒数の推移



(2) 通学費補助金補助率の引き上げ

町田市は、市域の面積が71.55k㎡で、東京都において多摩26市と特別区(23区)を合わせた49市区の中で4番目に大きい面積を有しています。市域の東西の距離は約22.3km、南北の距離は約13.2kmとなっており、特に市域の北部で東西に広がりを持っていることから、当該地域において通学区域が広域となっています。

広域となっている通学区域においては、公共交通機関(バス)を利用して通学をしている児童・生徒がおり、その対応が課題となっていたことから、1994年10月に自宅からの通学距離が小学校1.5km以上、中学校2.0km以上で就学指定校に公共交通機関を利用して通学する児童・生徒の保護者に対して1カ月の定期代の1/2の補助を行う「町田市通学費補助金」制度を創設しました。

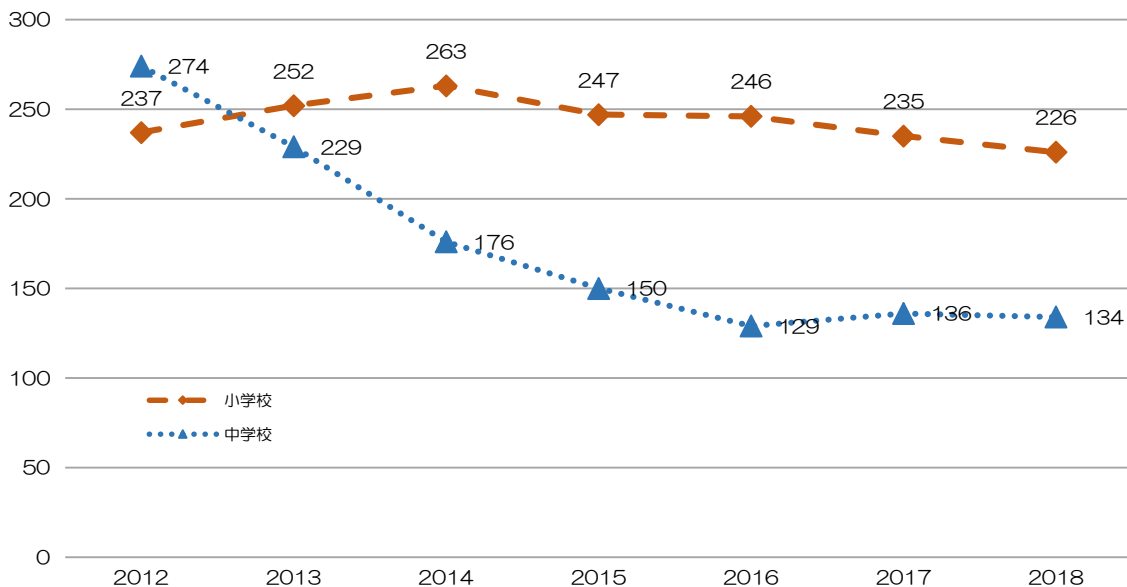
その後、2004年度に学校選択制度を導入したことで、就学指定校よりも通学距離の短い学校を選択することができるようになりました。また、通学区域が広く人口も増加していた小山(小山ヶ丘)地区や図師に小学校または中学校を新設したことで通学距離が長くなっていた通学区域を一定程度解消することができました。

しかし、通学が可能な隣接校を希望しても教室不足により学校選択希望者の受入枠を設定できない学校が出てきたことで、学校選択制度によって通学距離を短くすることが困難となり、公共交通機関を利用する児童・生徒の保護者負担も課題となっていました。

そこで、2013年4月に通学費補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げ、2019年度現在まで運用を行っています。

2018年度における通学費補助制度の利用者は、小学校の児童226人、中学校の生徒134人となっています。

図10：通学費補助制度利用児童・生徒数の推移



6 特別支援教育の環境整備について

2007年4月に、国は改正学校教育法を施行し、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を行うことが規定されました。

東京都では、2010年11月に、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を策定し、発達障がいの児童・生徒に対する支援体制の整備方針を明らかにしました。

町田市では、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育環境の整備を図るため、2015年5月に特別支援教育推進計画を策定し、2019年度において、固定学級は、小学校で42校中25校、中学校で20校中11校に設置されています。(表3、表4参照)

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、2019年度において、小学校では488人、中学校では217人であり、1998年と比較し、小学校では約3倍、中学校では約4倍と増加傾向にあります。(図11参照)

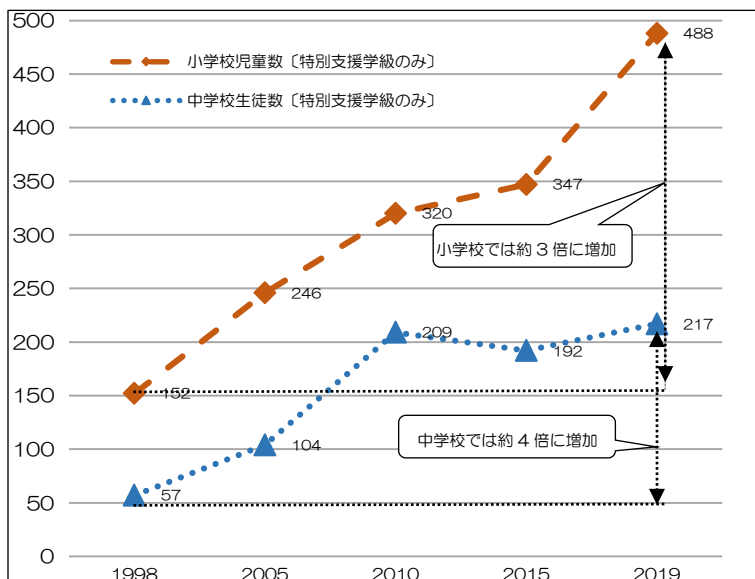
表3：固定学級・通級指導学級の設置校数（小学校）

小学校 (42校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	20	60
肢体不自由	固定	1	1
情緒障がい	固定	4	9
固定制 合計		25	70
弱視	通級	1	1
難聴	通級	2	2
言語	通級	2	4
サポートルーム※3	通級	11	
通級制 合計		16	7

表4：固定学級・通級指導学級の設置校数（中学校）

中学校 (20校)		学校数	学級数
知的障がい	固定	10	31
肢体不自由	固定	1	1
固定制 合計		11	32
難聴	通級	1	1
情緒	通級	4	21
通級制 合計		5	22

図11：特別支援学級の児童生徒数の推移



※学校基本調査の人数に基づく

※1 障がい等のため、通常の学級に在籍することが困難な児童・生徒が在籍する学級。児童・生徒の実態に応じた特別な教育課程

※2 通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障がいに応じた特別な指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育課程

※3 町田市における特別支援教室（情緒障がい等通級指導学級）

(参考1) 町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数

小学校	児童数※1			学級数※2			建築情報※3	
	2019	2030	2040	2019	2030	2040	建築年度	経過年数
1 町田第一	628	676	781	19	21	24	1969	50
2 町田第二	381	466	505	13	14	18	1964	55
3 町田第三	474	376	293	15	12	12	1965	54
4 町田第四	544	489	470	18	16	14	1971	48
5 町田第五	559	562	494	18	18	18	1966	53
6 町田第六	254	281	209	12	12	7	1964	55
7 南大谷	641	634	510	18	19	18	1973	46
8 藤の台	498	363	277	16	12	12	1972	47
9 本町田東	226	214	177	8	7	6	1970	49
10 本町田	375	304	183	12	12	6	1977	42
11 南第一	628	719	565	19	21	18	1965	54
12 南第二	341	315	267	12	12	12	1978	41
13 南第三	376	346	320	13	12	12	1970	49
14 南第四	509	470	416	17	14	12	1966	53
15 つくし野	374	339	240	12	12	10	1970	49
16 小川	470	406	316	15	12	12	1974	45
17 成瀬台	639	643	483	19	20	17	1974	45
18 鶴間	598	606	668	17	18	20	1976	43
19 高ヶ坂	345	277	190	12	12	6	1978	41
20 成瀬中央	341	348	223	12	12	7	1979	40
21 南成瀬	395	263	241	12	11	9	1980	39
22 南つくし野	710	908	723	23	27	23	1980	39
23 鶴川第一	796	604	373	24	19	12	2015	4
24 鶴川第二	517	359	334	18	12	12	1973	46
25 鶴川第三	466	395	378	14	12	12	1967	52
26 鶴川第四	564	482	420	18	17	14	1970	49
27 金井	545	429	323	17	14	12	1977	42
28 大蔵	750	550	428	23	18	14	1980	39
29 三輪	554	552	425	18	18	12	1982	37
30 忠生	464	375	311	15	12	12	1966	53
31 小山田	318	270	217	12	12	8	1980	39
32 忠生第三	562	520	382	18	18	12	1974	45
33 山崎	365	308	249	12	12	12	1980	39
34 小山田南	588	302	219	18	12	8	1983	36
35 木曾境川	461	305	184	15	12	6	1977	42
36 七国山	650	409	279	19	12	12	1975	44
37 園師	591	447	279	18	13	12	2008	11
38 小山	816	737	500	25	23	18	1976	43
39 小山ヶ丘	858	671	495	25	21	15	2004	15
40 小山中央	801	559	330	24	18	12	2009	10
41 相原	430	408	343	13	12	12	1968	51
42 大戸	136	85	50	6	6	6	1983	36
合計	21,538	18,775	15,068	684	619	526		

中学校	生徒数※1			学級数※2			建築情報※3	
	2019	2030	2040	2019	2030	2040	建築年度	経過年数
1 町田第一	717	652	633	20	19	19	—※4	—※4
2 町田第二	475	529	475	14	15	13	1972	47
3 町田第三	388	343	232	12	11	7	1967	52
4 南大谷	447	511	416	13	14	12	1974	45
5 南	665	649	530	18	19	16	1968	51
6 つくし野	717	841	661	20	23	19	1975	44
7 成瀬台	394	432	304	12	12	9	1979	40
8 南成瀬	520	351	334	14	11	10	1981	38
9 鶴川	594	396	307	16	12	9	2001	18
10 鶴川第二	757	591	540	20	16	16	1972	47
11 薬師	327	211	164	9	6	6	1970	49
12 真光寺	328	222	201	10	7	6	1980	39
13 金井	479	369	285	14	11	9	1984	35
14 忠生	708	528	403	19	15	12	1973	46
15 山崎	297	191	140	9	6	6	1979	40
16 木曾	291	202	131	9	6	6	1983	36
17 小山田	488	267	221	15	9	7	1983	36
18 小山	835	579	380	23	17	12	2011	8
19 堺	570	455	346	16	14	10	1972	47
20 武蔵岡	81	46	33	3	3	3	1983	36
合計	10,078	8,364	6,736	286	246	207		

本表は、市立小・中学校別の2040年度までの児童・生徒数推計と各校の最も古い校舎を基準とした建築情報をまとめた一覧表です。各項目の読み方については、下記の注記をご覧ください。

※1 児童数・生徒数

2019年度…5月1日時点の児童・生徒数

2030年度・2040年度…2018年度に行った児童・生徒数推計結果

※2 推計にあたっての学級編制基準

小学校:1・2年生は、35人につき1学級、3~6年生は40人につき1学級

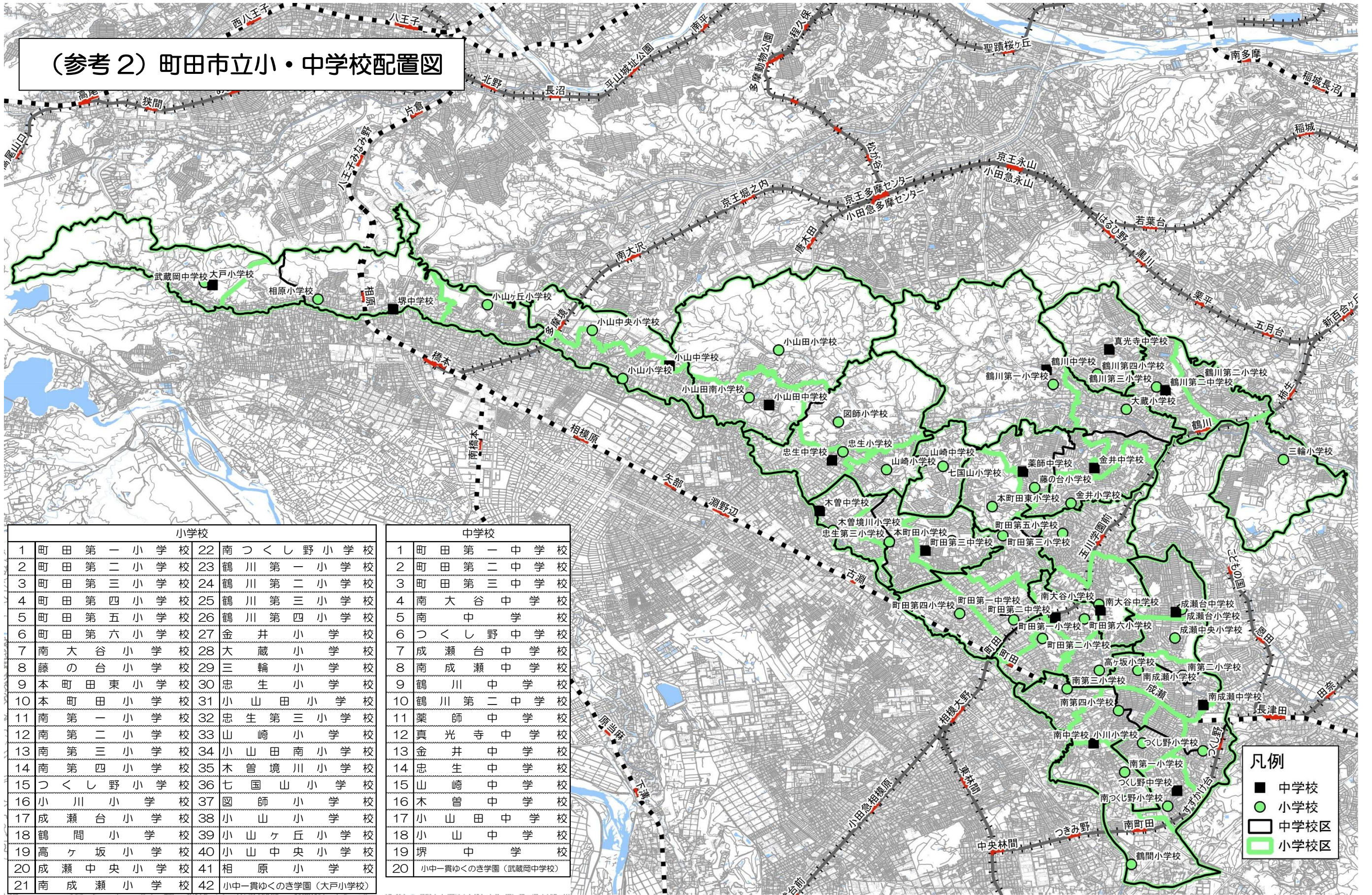
中学校:1年生は35人につき1学級、2・3年生は40人につき1学級

※3 建築情報

最も古い校舎を基準とした建築年度と建築年度から2019年度までの経過年数

※4 町田第一中学校は2018年度から改築工事を行っているため、建築年度及び経過年数を「-」と表記しています。

(参考2) 町田市立小・中学校配置図

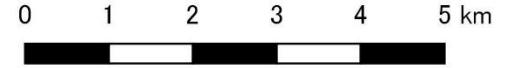


小学校	
1 町田第一小学校	22 南つくし野小学校
2 町田第二小学校	23 鶴川第一小学校
3 町田第三小学校	24 鶴川第二小学校
4 町田第四小学校	25 鶴川第三小学校
5 町田第五小学校	26 鶴川第四小学校
6 町田第六小学校	27 金井小学校
7 南大谷小学校	28 大蔵小学校
8 藤の台小学校	29 三輪小学校
9 本町田東小学校	30 忠生小学校
10 本町田小学校	31 小山田小学校
11 南第一小学校	32 忠生第三小学校
12 南第二小学校	33 山崎小学校
13 南第三小学校	34 小山田南小学校
14 南第四小学校	35 木曾境川小学校
15 つくし野小学校	36 七国山小学校
16 小川小学校	37 図師小学校
17 成瀬台小学校	38 小山小学校
18 鶴間小学校	39 小山ヶ丘小学校
19 高ヶ坂小学校	40 小山中央小学校
20 成瀬中央小学校	41 相原小学校
21 南成瀬小学校	42 小中一貫ゆくのき学園(大戸小学校)

中学校	
1 町田第一中学校	
2 町田第二中学校	
3 町田第三中学校	
4 南大谷中学校	
5 南中学校	
6 つくし野中学校	
7 成瀬台中中学校	
8 南成瀬中学校	
9 鶴川中学校	
10 鶴川第二中学校	
11 薬師中学校	
12 真光寺中学校	
13 金井中学校	
14 忠生中学校	
15 山崎中学校	
16 木曾中学校	
17 小山田中学校	
18 小山中学校	
19 堺中学校	
20 小中一貫ゆくのき学園(武蔵岡中学校)	

凡例

- 中学校
- 小学校
- 中学校区
- 小学校区



第2章 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

- 1 調査審議の視点
- 2 適正規模の基本的な考え方
- 3 適正配置の基本的な考え方

1 調査審議の視点

町田市立学校を取り巻く環境は、第1章で示しているとおり、1998年答申以降、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化のほか、これからの社会において求められる資質・能力の変化や教員の多忙化といった様々な環境変化が生じています。

特に児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化は将来においても引き続く環境変化であり、教育委員会が行った推計では、2040年度には小学校の児童が2019年度と比べて約30%減少、中学校の生徒が2019年度と比べて約33%減少することが見込まれています。

また、2044年度までに鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数である60年が到来する校舎のある町田市立学校が62校中55校となるなど、学校施設の老朽化も深刻な状況です。

これらの環境変化は、本審議会としても将来の児童・生徒の教育環境を考えるうえで特に重要な課題であると認識しました。

そこで本審議会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点で調査審議を行うものとししました。

(1) 「町田の未来の子どもたち」の立場に立った調査審議

「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を調査審議するにあたって、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために調査審議を行うものとししました。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って調査審議を行うものとししました。

(2) 「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」結果の尊重

本審議会の設置に先立って、町田市教育委員会において2019年6月に保護者・教員・市民を対象とした「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」）を実施しました。

アンケート調査では多くの方から回答をいただき、特に「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」を自由記述で確認している設問では、保護者の方々から808件、市民の方々から668件と非常に多くのご意見が寄せられました。

そのご意見の内容についても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するにあたって必要な視点が網羅、集約されていることから、このアンケート調査結果を尊重して調査審議を行うものとししました。

2 適正規模の基本的な考え方

(1) 「適正規模」の定義について

1校あたりの学級数については、学校教育法施行規則（以下「法令」）では小・中学校ともに12～18学級を標準とし、1998年答申においても小・中学校ともに12～18学級を適正規模としています。

本審議会においては、適正規模の基本的な考え方を調査審議するにあたり、「適正規模」の定義について「適正な学級数」という定義で審議を進めてよいか審議しました。

その結果、「適正」という言葉は、「適正な学級数」ではない学校が、ただちに不適正であるという誤解を避ける必要があることや、本審議会では、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境（望ましい教育環境）をつくるために必要となる学級数の審議を行うことから、「適正規模」の定義について「（1学年あたりの）望ましい学級数」と定義するものとししました。

(2) 小規模校のメリット・デメリットについて

将来推計によると児童・生徒数の減少によって小規模校の増加が見込まれることから、適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）を調査審議するにあたって、アンケート調査結果をもとに1学年あたりの学級数が少ない小規模校のメリット・デメリットを審議しました。

① 小規模校のメリット

アンケート調査において上位となった小規模校のメリットのうち、本審議会において意見が集中した「子どもたちの人間関係が深まりやすい」「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」について審議を行いました。

ア 子どもたちの人間関係が深まりやすい

「子どもたちの人間関係が深まりやすい」は、特に小学校の保護者がメリットと感じる割合の高い項目でした。

しかし、調査時点において小規模校に子どもが在籍する小学校の保護者の回答を見ると、メリットと感じる割合が低くなっていました。

イ 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい

「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」は、特に中学校の保護者・教員がメリットと感じる割合の高い項目でした。

しかし、保護者・教員の自由記述の回答や、本審議会においても「小規模校ではなく少人数学級のメリットではないか」「小規模校でも1学級の児童・生徒が多ければメリットを感じない」といった意見が出たとおり、小規模校のメリットではなく少人数学級のメリットであることを確認しました。

その一方で、1学級あたりの児童・生徒数の基準を引き下げる少人数学級については、保護者を中心にアンケート調査において検討を期待する意見が寄せられていることから、本審議会における少人数学級の審議の要否について以下のとおり審議しました。

※少人数学級の審議の要否について（学級編制基準について）

公立小・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」をもとに、都道府県教育委員会が定める学級編制基準に基づいて行います。

東京都公立小・中学校 学級編制基準（要旨）

校種	学年	1学級あたり 児童・生徒数	校種	学年	1学級あたり 児童・生徒数
小学校	第1学年	35人	中学校	第1～3学年※	40人
	第2～6学年※	40人			

※小学校第2学年、中学校第1学年の1学級あたり児童・生徒数が35人を超える場合は、35人学級を編制することができる。

本審議会において、学校現場における1学級あたりの児童・生徒数の状況を確認したところ、1学年が40人ならば「40人学級」、1学年が41人ならば「20人または21人学級」となるように、学級編制基準の範囲内において1学級あたりの児童・生徒数が流動的に変動するもので、「結果論としての少人数学級」となることを確認しました。

この状況を踏まえて、本審議会では学級編制基準は現行法規に基づいて審議するものとなりました。

ただし、児童・生徒数が減少し続ける将来を見通したときに、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めていく中で、様々な対策を講じてもなお、通学時間や通学距離が児童・生徒にとって長くなりすぎる時代が訪れることが想定されます。

そのような時代が訪れた場合には、現行法規に基づく学級編制基準ではない形で学校の維持を検討する必要があります。

②小規模校のデメリット

アンケート調査において上位となった小規模校のデメリットのうち、本審議会において意見が集中したデメリットについて、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」「教職員の体制づくりから見たデメリット」「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット」の3点に整理したうえで審議を行いました。

ア 子どもたちの人間関係から見たデメリット

小規模校においては、子どもたちの人間関係や相互の評価（性格や個性への評価）が固定化しやすく、子ども自身の性格や個性が受け入れられる人間関係をつくる機会が少なくなったり、人間関係が上手くいかなかった場合に「クラス替え」という方法で、人間関係を変える選択肢が限定されてしまったりするというデメリットがあることを確認しました。

また、集団による活動においても、いつも同じ子どもが同じ役割（例：長や委員）を担うことが多くなるなど、多様な集団づくりがしにくいというデメリットがあることを確認しました。

イ 教員の体制づくりから見たデメリット

小規模校においては、学級数が少ないことによって配置される正規教員の人数が少ない一方で、学校運営に必要な仕事である校務の仕事量は、どの学校においてもそれほど変わらないことから、教員一人ひとりの仕事量が多くなるというデメリットがあることを確認しました。特に中学校では、部活動を指導する時間が必要となることから、そのデメリットがより大きくなることを確認しました。

また、教員の若年化が顕著であり、多忙化している教員の校務の仕事量を平準化しながら若手教員の人材育成を図るゆとりを持たせるには、チームワークを発揮しやすい体制を

つくる必要がありますが、小規模校における学級数に応じた教員の配置基準ではその体制に必要な人数を確保することが難しいというデメリットがあることを確認しました。

ウ 子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット

テクノロジーの進歩によって、将来の社会において残るとされる仕事は「人間が知恵を出し合って助け合っていく協働にかかる分野」であると言われる中で、町田市がこれまで取り組んできた「協働的探究学習」や2020年度以降に実施される新学習指導要領の「主体的で対話的な深い学び」を実現するうえで、小規模校においては、多様な人々の多様な価値観の意見を聞いて自分の考えに活かす機会が少なくなりやすいというデメリットがあることを確認しました。

また、集団で切磋琢磨するような教育活動について、小規模校になると、同学年の人数が少ないことによって切磋琢磨できる環境が作りにくいことや、子ども自身が目標とする先輩に出会える確率が低くなりやすいというデメリットがあることを確認しました。

(3) 適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）について

本審議会では、小規模校のメリットとデメリットについて議論した結果、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」「教職員の体制づくりから見たデメリット」「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット」は、小規模校において解決していくことは困難であることを確認しました。

これらの審議を踏まえて、町田市立学校における適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）について、アンケート調査も踏まえて小学校を「3学級」、中学校を「4学級」としました。

(4) 大規模校のデメリットと対策について

未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要となる適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）を実現するためには、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行う必要があります。

しかし、適正規模を小学校が3学級、中学校が4学級のみとした場合、適正規模とするために短い期間に繰り返し学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行う必要があり、子どもたちとその保護者、そして地域に繰り返しの負担が生じることとなります。このような繰り返しの負担を避けるためには、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）に幅を持たせることで、適正規模を一定の期間維持する必要があります。

1学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）に幅を持たせることは、小規模校のデメリットが解消される一方で、子どもの数や学級数が多くなることによるデメリットが生じる可能性があります。

そこで本審議会では、1学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）を審議するにあたって、2019年6月に教育委員会が実施したアンケート調査において把握できていない大規模校のデメリット（学校運営上の課題）とその対策を把握するために、教員を対象とした「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）」（以下「補充調査」）を実施しました。

この補充調査結果をもとに、1 学年あたりの学級数が法令で定める標準を超える大規模校のデメリット及びその対策を審議しました。

①大規模校のデメリット

補充調査結果をもとに大規模校のデメリットについて、「学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリット」「教員の組織体制から見たデメリット」の 2 点に整理したうえで審議を行いました。

ア 学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリット

大規模校の学校施設環境から見たデメリットとして、以下の 3 つの課題があることを確認しました。

A 学級数の増加によって生じる課題

学級数が増加することによって、面積が限られている校庭や体育館における授業や、教室数が限られている理科室や図工室などの特別教室における授業の時間割を組むことが難しくなること。

B 児童・生徒数の増加によって生じる課題

児童・生徒数が増加することによって、面積が限られている体育館で学校行事を行う際に児童・生徒が入り切らなかったり、災害時の一時避難場所を確保したりすることなどが難しくなること。

C 教育活動の充実によって生じる課題

小学校の算数や中学校の数学・英語における習熟度別学習の導入や、特別支援教育の充実のような学校建設時に想定されていなかった教育活動の充実によって教室数が不足すること。

また、この 3 つの課題は既存の校庭・体育館の広さや教室数といった学校施設環境を現状から変えることができないことを前提とした課題であることを併せて確認しました。

イ 教員の組織体制から見たデメリット

大規模校の教員の組織体制から見たデメリットとして、以下の 2 つの課題があることを確認しました。

A 児童・生徒数の増加によって生じる課題

教員が把握すべき児童・生徒数が増加することによって、児童・生徒と向き合う時間が少なくなることや、教育活動に必要な支援人材を児童・生徒数に比例して確保できない場合に教育活動に困難な状況が生じること。

B 教員数の増加によって生じる課題

教員数が増加することによって、管理職などが若手教員のマネジメントや人材育成を行うために必要な時間が少なくなることや、教育活動に専念・充実させるために必要な支援人材を教員数に比例して確保できない場合に、教育の質を向上させることが困難な状況が生じること。

②大規模校のデメリットへの対策

大規模校のデメリットとして整理した「学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリット」「教員の組織体制から見たデメリット」には、以下の対策が必要であることを確認しました。

ア 学校施設（校庭・体育館・教室数等）環境から見たデメリットへの対策

大規模校の学校施設環境から見たデメリットを解決するためには、新たな学校施設の建設（建て替え）または既存の学校施設の改修を行う際に、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるという視点に立って、これからの児童・生徒数の変化や教育活動の充実といった環境変化に対応することができるゆとりのある学校施設環境づくりや、施設・設備機能の充実といった対策を図る必要があります。

また、その対策を実施するにあたっては、校庭や体育館などの面積を確保するために、ゆとりのある学校施設環境づくりに適した場所で新たな学校施設の建設または既存の学校施設の改修を行う必要があります。

イ 教員の組織体制から見たデメリットへの対策

大規模校の教員の組織体制から見た課題を解決するためには、例えば、「スクール・サポート・スタッフ」のような教員の支援人材を配置するだけでなく、その支援人材について、学校規模に比例して配置を充実させることができるような対策が必要です。

また、支援人材の配置は、一度建設すると変えることが困難な学校施設環境とは異なり、児童・生徒数や教員数の状況に応じて柔軟に変更することが可能であることから、この課題を解決するために積極的に配置及び活用する必要があります。

(5) 適正規模の範囲（上限）について

適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の範囲（上限）に幅を持たせるためには、本審議会で確認した大規模校における「学校施設環境から見たデメリット」と「教員の組織体制から見たデメリット」に対して必要な対策を実施することを前提とする必要があります。

その対策を前提としたうえで、町田市立学校における適正規模（1学年あたりの望ましい学級数）の範囲について、小学校を「4学級」、中学校を「6学級」までをその範囲としました。

ただし、児童・生徒数及び学級数の推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることのできるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討する必要があります。

3 適正配置の基本的な考え方

町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくり、充実した学校教育を実現するためには、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決していく必要があります。

この課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

以上のことを踏まえて、本審議会では以下の基本的な考え方によって適正配置の実現を目指すものとなりました。

(1) 通学時間及び通学距離について

1998年答申において、「通学距離」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998年答申における「通学距離」

現代社会における道路形態の変化や交通量の増加等により、通学上の危険性は高まってきている。そして、通学距離は、子どもたちの心身や学校内での活動に影響を及ぼすことも考えられる。

現行法規の下では、通学距離について義務教育諸学校施設国庫負担法施行令第3条において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と規定している。審議会では、これを踏まえて通学距離の上限を法規上の小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内とし、町田市の地形の特徴も考慮し、児童・生徒にとって著しく過大な負担とならないよう配慮していくものとする。

①通学時間の重視

子どもたちの通学環境は、地形だけでなく交通量や歩行者数などの影響によって、通学距離が短くても通学時間がかかることで負担となる場合があることや、通学時間の長短が、起床してから登校するまでの時間や放課後を自由に過ごす時間といった生活時間にも影響を与える場合があることから、通学距離だけでなく通学時間についても検討する必要があります。

さらに、これから学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めることによって、学校までの通学距離が遠くなる子どもたちに対して、様々な通学方法の中から地域の実情やニーズに応じた通学方法を選択して、徒歩での通学距離は遠くなくても一定の時間内に通学できる通学環境を整備する必要があることから、通学距離よりも通学時間に重きを置く必要があります。

②通学時間及び通学距離の許容範囲

以上のことを踏まえて、通学時間及び通学距離の許容範囲を審議した結果、アンケート調査において「片道の通学時間の許容範囲」について小学校・中学校の保護者・教員ともに「30分程度」（徒歩で2km程度）が1位という結果であったことを尊重し、町田市立学校における通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度」、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度」を目安とします。

ただし、住所にもとづく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が2kmを超えて通学する子どもについては、通学時間がおおむね30分程度の範囲で通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討・実施する必要があります。

(2) 安全な通学環境について

1998年答申において、「安全な通学路」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえ、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998年答申における「安全な通学路」

通学路上には、交通量の多い道路や狭隘の道路、河川、水路等、危険な箇所がある場合がある。よって、学校の位置は、可能な限り安全な通学路が、確保されるように考慮するものとする。

① 安全な通学環境の実現

1998年答申では、学校の位置を決めるうえで安全な通学路が確保されるよう考慮としてしています。

実際には学校の所在地に対して、通学する子どもの人数や安全確保のしやすさなどをもとに通学路を設定していること、その安全を確保するために通学路の安全点検を交通管理者（警察）、道路管理者（市・都・国）、教育委員会、学校、保護者が合同で実施したうえで、必要な安全対策を行っていることを確認しました。

また、学校においては、通学する子どもたち自身が安全に通学できるようにするために、登下校時に遭遇する犯罪や危険を理解し安全に行動できるようにする「生活安全教育」、道路における様々な危険や交通法規について理解し安全な歩行ができるようにする「交通安全教育」、火災や地震などの災害発生時における危険な状況を理解し、適切な行動・対処し安全な行動ができるようにする「災害安全教育」に取り組んでいることを確認しました。

さらに、アンケート調査においても、「学校統廃合を含めた通学区域の見直しを検討するうえで必要な配慮」として「通学時の安全確保に関すること」が、保護者・市民・教員合わせて439件と最も多くの意見が寄せられています。

このことを踏まえても、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であり、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」を実現する必要があります。

② 地域との連携体制の強化

子どもたちの安全な通学環境を実現するうえでは、安全な通学路の設定や通学路の安全点検をもとにした安全対策を着実に実施することが不可欠です。

現在は交通管理者、道路管理者、教育委員会、学校、保護者による通学路の設定や安全点検を実施していますが、交通事情も含めた地域の実情は地域住民の方々が精通している場合が多いことから、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化していく必要があります。

(3) 地域社会との関係について

1998年答申において、「地域社会との関係」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえ、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998年答申における「地域社会との関連」

少子化、核家族化等から人と人とのかかわりが希薄化しつつあるなか、小・中学校は学校だけで運営するのではなく、地域住民によるボランティア活動等、地域社会と連携していくことが求められている。

このことを踏まえ、通学区域の設定は地域社会を形成している自治会、町内会等が分断されることのないよう、可能な限りその整合性にも配慮していくものとする。

①地域コミュニティの関係への配慮

町田市立学校は、児童の登下校時の「見守り活動」や、学校支援ボランティア・地域・学校支援組織と連携した学校支援などを行う「学校支援地域理事」、ボランティアを受け入れたい学校と参加したい人や団体の間で調整を行いながら学校を支える「ボランティアコーディネーター」などのような活動や役割を通じて、地域に支えられながら運営していることを確認しました。

また、小学校は2020年度、中学校は2021年度から完全実施される新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、学校と地域がより連携・協働して教育活動を推進することが重要になっていること、さらに町田市では、2021年度から各学校に「学校運営協議会」を設置して学校のビジョンや目指す目標を保護者や地域と共有したうえで、その意見を学校運営に反映させる「コミュニティ・スクール」を導入することから、地域とともにある学校づくりがさらに重要になることを確認しました。

このような状況において学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえでは、地域コミュニティを形成する基盤となる町内会・自治会や、例えば、地域社会における青少年の健全育成を図るために地域・保護者・学校で組織している「青少年健全育成地区委員会」などの地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも配慮していく必要があります。

②町区域による通学区域の区分

地域コミュニティの関係への配慮が必要な一方で、町内会・自治会を含めた地域コミュニティの活動は、各コミュニティによって地域での活動の範囲が異なっていることや、新たな宅地の開発や人口の変動、地域住民の年齢構成などの変化といった様々な要因によって、活動する地域の範囲が変化する可能性があります。

このような状況において、通学区域を地域コミュニティが活動する地域の範囲に整合させた場合、その活動する地域の範囲や活動状況が変わる度に通学区域を変更する必要が生じることで子どもたちの就学指定校が安定しなくなることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえでは、これまでの通学区域と同様に、原則として町区域（例：森野二丁目）に基づいて通学区域を区分する必要があります。

(4) 小・中学校区の整合について

1998年答申において、「小・中学校区の整合性」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■1998年答申における「小・中学校区の整合性」

中学校においては、複数の小学校から集まった生徒同士の新しい人間関係が刺激となり、人間としての成長に有益な効果を上げていくという面がある。

このことから、審議会では、可能な限り2～3校の複数の小学校から一つの中学校へ進む区域を設定するのが、望ましいと考える。

また、小・中学校教育内容の連続性や健全育成の面から、今後小・中学校の連携の必要性はますます高まっていくと考えられる。

よって、一つの小学校の卒業生が少数に分かれて、幾つかの中学校へ進学したり、多数と分かれてごく少数が、他の中学校へ進学する状態は、連携を困難にするところから、小・中学校の整合性に留意することとした。

①子どもたちの人間関係から見た小・中学校区の整合の必要性

子どもたちの人間関係から見たときに、複数の小学校から一つの中学校に進学する場合、新たな友人関係をつくったり、新たな考え方に触れたりすることができる良さがあります。

その一方で一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学する場合、小学校の出身校ごとの人数の違いなどによって、進学する中学校において少数派になる小学校出身の子どもたちが学校生活になじむまでに時間がかかるといった課題があります。

また、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学する場合には、子どもの配慮事項などの引き継ぎ先が複数になることで小・中学校の連携が難しくなることから、子どもたちのより良い人間関係づくりのためにも、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を図る必要があります。

ただし、小学校において人間関係の課題が生じた場合には、住所に基づいて定められた就学指定校（中学校）を変更することができるよう引き続き配慮をする必要があります。

②教育活動から見た小・中学校区の整合の必要性

複数の小学校から一つの中学校に進学する場合を考えると、出身校ごとの教育環境や教育内容の特色によって学んできた内容や習熟の度合いも異なります。例えばICT教育環境が早期から整備され、ICT教育を特色とした小学校と、そうでない小学校の出身者では、その習熟の度合いは異なります。中学校ではこの習熟度の異なる生徒に合わせた指導をする必要が生じ、指導が難しくなります。

この例以外にも、各校の教育内容の特色の違いによって学んでいる内容に違いがある場合があることから、その違いが少なくなるように進学元の小学校と進学先の中学校が連携して、お互いに学ぶ内容を理解して各校の教育内容に反映させる取り組みが必要になります。

この小・中学校9年間の教育内容の連続性または一貫性を確保して、より良い教育環境を整備するためには、一つの小学校から一つの中学校へ進学する場合や、複数の小学校から一つの中学校に進学する場合のいずれにおいても、小・中学校区の整合を図ることでその連携を強化する必要があります。

ただし、学級数の違いによる教員体制の違いや、建て替えた学校と建て替えていない学校

の学校施設環境の違いといった教育環境を理由とした各校における教育内容の違いは、小・中学校の連携で解消することはできないことから、適正規模・適正配置を推進して、より良い教育環境を整備することでその解決を図っていく必要があります。

(5) 通学区域内における学校の位置について

1998年答申において、「通学区域内における学校の位置」という位置づけで答申された以下の内容を踏まえて、適正配置の基本的な考え方について審議を行いました。

■ 1998年答申における「通学区域内における学校の位置」

設立当初は、学区の中央に位置していた学校も、児童・生徒数の増加に伴い、隣接して新設校が建設され、通学区域にも変更が生じたため、現在では、通学区域の中央に位置していないところもある。

子どもたちのためにこの現状を改善し、通学区域の地理的要素にも留意し、学校は可能な限り通学区域の中央に位置し、児童・生徒たちがみな、等しく通える場所であることが望ましい。

① 子どもたちの通学のしやすさ

通学区域の実情を見ると、地理的な要素も含めて子どもたちが住んでいる地域に偏りやばらつきがあることや、道路交通の状況にも違いがあることから、通学区域の中央に学校が位置することが子どもたちにとって必ずしも通学しやすい環境となる訳ではありません。

本章 3(1)で「通学時間の重視」として示しているとおり、これから学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めることによって、通学距離が遠くなる子どもたちに対して、徒歩での通学距離は遠くなくても一定の時間内に通学できる環境を整備する必要があります。

その環境を実現するためには、通学区域の中央に位置するよりも、多様な通学手段によって子どもたちが通学するうえで通学しやすい位置に学校を配置する必要があります。

② ゆとりのある学校施設環境の整備

子どもたちの通学のしやすさと同様に重要なのが、校庭や体育館の面積や教室数といった学校施設環境にゆとりを持たせることです。

本審議会においても、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境を整備する視点から審議を進めてきましたが、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえでは、通学しやすさだけでなく、将来を見通して、その地域に必要な学級数に見合ったゆとりのある学校施設環境を整備することができる位置を選ぶ必要があります。

③ 学校施設の老朽化の状況

第1章にもあるとおり、町田市立学校の学校施設の老朽化は深刻な状況です。

この状況を踏まえて学校の位置を決める際に、新設した学校や改築した学校を廃校にすることは難しいことから、子どもたちの通学のしやすさとゆとりのある学校施設環境の整備と同様に、学校施設の老朽化の状況も踏まえながら学校の位置を選ぶ必要があります。

おわりに

2019年（令和元年）8月27日に審議会が設置されてから2020年（令和2年）1月14日に至るまで、月1回以上のペースで審議会を開催し、精力的に審議を重ねてまいりました。

1998年答申が出された当時と比べて、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化はもとより、教員の多忙化や子どもたちが社会から期待される資質・能力も変化し、町田市立学校を取り巻く環境が大きく変化しています。

この答申は、これらの環境変化を踏まえて、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、現在だけではなく、10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために何が必要なのかを常に考え、審議を行ってきた結果を取りまとめたものです。

審議の結果、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数は、小学校が「3～4学級（1校あたり18～24学級）」、中学校が「4～6学級（1学年あたり12～18学級）」とし、通学時間及び通学距離の許容範囲は、小・中学校ともに「おおむね30分程度（徒歩でおおむね2km程度）」としました。

審議の過程においては、1998年答申や文部科学省が示している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の基準等に囚われることなく、教育委員会が実施したアンケート調査や審議会が実施したアンケート調査の補充調査をもとに、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために必要なことを審議することができました。

また、今回の審議で特徴的だったのが、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化を契機とした学校統廃合の議論について、学校統廃合を目的とするのではなく、町田の未来の子どもたちにとってより良い教育環境をつくるために新たに教育環境をデザインし直す、学校と地域の連携体制を強化する絶好の機会と考え、前向きな議論が交わされたことでした。

特に新たな教育環境のデザインについては、様々な教育活動や児童・生徒数の増減に対応することができる教室数の確保や体育館や校庭の広さの確保といったハード面だけではなく、教員の負担軽減のための支援人材の配置といったソフト面も含めたゆとりある教育環境づくりにまで議論が及びました。

1998年答申においても第4章で「新たな学校づくりに向けて」と題して、これからの学校のあり方について議論が交わされていますが、今回の審議会でも町田市の「新たな学校づくり」をどのように進めるのか、という視点で議論を交わすことができたのではないかと考えています。新たな学校施設環境のあり方を審議する際にも、常に未来の町田に生まれ育つ子どもたちの立場に立って審議を重ねてまいりたいと考えています。

また、少子化が加速度的に進むことが見込まれる状況において、適正規模・適正配置の実現が町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるうえでさらに重要になることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しの議論は、これまでと同様に保護者や地域、学校の声を確認しながら丁寧な議論を重ねてまいります。

最後に、審議会の設置に先立って教育委員会が実施したアンケート調査に、熱意のある数多くのご意見をいただいたことが、私たちの審議の後押しになりました。委員一同から保護者の皆様、市民の皆様、教員の皆様には改めてお礼を申し上げます。

参考資料

- (1) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 委員及び事務局名簿
- (2) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申までの審議経過
- (3) 町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問） ※諮問文
- (4) 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例
- (5) 町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果 ※要旨
- (6) 町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）結果
※要旨

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 委員名簿

選出区分	役職等	氏名（敬称略）
学識経験を有する者	国土舘大学 学長（政経学部教授）	◎佐藤 圭一
	帝京大学教育学部 准教授	丹間 康仁
市立学校の児童又は生徒の保護者	町田市立小山小学校 PTA （2018年度 町田市公立小学校 PTA 連絡協議会 会長）	遠藤 誠徳
	町田市立つくし野中学校 PTA 会長 （2019年度 町田市立中学校 PTA 連合会 書記）	小崎 公平
市内の町内会又は自治会の代表	町田市町内会・自治会連合会 会長	○安達 廣美
	町田市町内会・自治会連合会 会長代行	中 一登
市立学校の教職員の代表	町田市立小川小学校 校長	中田 和夫
	町田市立木曽中学校 校長	大石 眞二

（◎会長 ○副会長）※役職等は 2019 年 8 月 27 日時点のものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 事務局名簿

役職等	氏名
学校教育部長	北澤 英明
学校教育部指導室長兼指導課長	金木 圭一
学校教育部教育総務課長	田中 隆志
学校教育部教育総務課担当課長	是安 智彦
学校教育部施設課長	浅沼 猛夫
学校教育部学務課長	峰岸 学
学校教育部保健給食課長	有田 宏治
学校教育部教育センター所長	林 啓
学校教育部教育総務課総務係担当係長	鈴木 崇之
学校教育部教育総務課総務係主任	中野 亮介

※役職等は 2019 年 8 月 27 日時点のものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会 答申までの審議経過

日程		議題等
2019年6月19日 ～7月9日		町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査 実施 ※教育委員会が実施
第1回	8月27日	(1) 開会にあたって ① 市長挨拶 ② 委員委嘱・会長及び副会長選任 ③ 教育委員会からの諮問・教育長挨拶 (2) 適正規模・適正配置の調査審議に必要な現状と課題の共有
9月20日～10月1日		町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査(補充調査)実施
第2回	10月4日	(1) 第1回審議会の議事整理 (2) 適正規模の基本的な考え方 調査審議 ① 小規模校のメリット・デメリット ② 適正規模(1学年あたりの望ましい学級数)
第3回	10月28日	(1) 第2回審議会の議事整理 (2) 適正規模の基本的な考え方 調査審議 ① 補充調査の結果報告 ② 大規模校のデメリット及び対策 ③ 適正規模の範囲(上限) ④ 適正規模の範囲を下回る又は上回る場合の対応
第4回	11月18日	(1) 第3回審議会の議事整理 (2) 適正配置の基本的な考え方 調査審議 ① 通学時間・通学距離 ② 通学の負担軽減 ③ 通学の安全対策
第5回	12月20日	(1) 第4回審議会の議事整理 (2) 適正配置の基本的な考え方 調査審議 ① 地域社会との関係 ② 小・中学校区の整合 ③ 通学区域内における学校の位置
第6回	2020年 1月14日	(1) 「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」 答申案の検討 (2) 2020年度 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会に向けて
答申	1月24日	教育委員会(教育長)へ答申



19町教学教第954号
2019年 8月27日

町田市立学校適正規模・
適正配置等審議会 会長 様

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

町田市立学校の適正規模・適正配置について（諮問）

町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

(諮問理由)

2018年度に教育委員会で行った児童・生徒数推計では、2019年度から2040年度までの期間に町田市立小学校の児童が約30%減少、町田市立中学校の生徒が約33%減少することが見込まれています。

また、学校施設の老朽化も進んでおり、町田市立小・中学校（以下「町田市立学校」）62校のうち、2044年度までに55校の校舎が耐用年数の築60年を迎えます。

児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化を契機として、本市の教育目標である「夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる」の実現を基本的視点に据え、町田市立学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育を実現するため、諮問するものです。

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき町田市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内
- (3) 市内の町内会又は自治会の代表 2人以内
- (4) 市立学校の教職員の代表 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年8月1日から施行する。

町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果 ※要旨

1 アンケート調査の対象者と回答状況

調査名	町田市立小・中学校の 教育環境に関するアンケート（保護者・教員）		町田市立小・中学校の 地域における役割に関する アンケート（市民）
調査 実施期間	2019年6月19日～7月5日		2019年6月19日～ 7月9日
調査対象	児童・生徒の保護者 小学校 6年生、中学校 3年生 ※各校1学級 ＋特別支援在籍児童・生徒	教員 校長、副校長、学年主任 (小学6年、中学3年)、 特別支援担当教員	20歳以上の市民 無作為抽出
調査 対象者数	2,166人 うち小学校 1,453人 うち中学校 713人	217人 うち小学校 147人 うち中学校 70人	3,000人
回答者数 (回答率)	1,700人(78.5%) うち小学校 1,111人(76.5%) うち中学校 589人(82.6%)	181人(83.4%) うち小学校 119人(81.0%) うち中学校 62人(88.6%)	1,159人(38.6%)

2 アンケート調査結果の概要

設問内容	回答者	1位	2位	3位	
1学年あたりの望ましい学級数	小学校	保護者	3学級 (65.0%)	2学級 (17.4%)	4学級 (12.9%)
		教員	(78.2%)	(16.8%)	(2.5%)
	中学校	保護者	4学級 (30.7%)	5学級 (27.7%)	3学級 (23.9%)
		教員	(66.1%)	(17.7%)	(14.5%)
許容できる片道の 通学時間	小学校	保護者	30分程度 (48.9%)	15分程度 (47.3%)	45分程度 (1.4%)
		教員	(48.7%)	(47.9%)	(3.4%)
	中学校	保護者	(68.3%)	(20.3%)	(6.0%)
		教員	(83.9%)	(9.7%)	(6.5%)
学校施設の建て替え (改築)の考え方	保護者	地域ごとに建て替える 学校を決めて、重点 的に投資して建て替 える	(55.3%)	建て替えは行わず、市民の負担 が増えない範囲で、改修できる 箇所だけ改修する(20.8%)	市民の負担が増えても、すべて の学校を建て替える (13.6%)
	教員		(60.2%)	市民の負担が増えても、すべて の学校を建て替える(23.2%)	建て替えは行わず、市民の負担 が増えない範囲で、改修できる 箇所だけ改修する(11.0%)
	市民		(61.7%)	建て替えは行わず、市民の負担 が増えない範囲で、改修できる 箇所だけ改修する(18.6%)	市民の負担が増えても、すべて の学校を建て替える(8.6%)
学校統廃合を含め た通学区域の見直しを 検討するうえで、必要な 配慮(自由記述)	保護者 教員 市民	下記に示しているページは、「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査報告書」における各回答者の回答内容を掲載しているページとなります。 保護者回答：P111～P164（総件数808件） 回答者数の47.5% 教員回答：P165～P171（総件数144件） 回答者数の79.6% 市民回答：P172～P215（総件数668件） 回答者数の57.6%			

※調査結果の詳細及び自由記述の内容については、「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査報告書」に掲載しています。

町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（補充調査）結果 ※要旨

1 アンケート調査の対象者と回答状況

調査名	町田市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（補充調査）
調査実施期間	2019年9月20日～10月1日
調査対象	校長、副校長
調査対象者数	124人 ※うち小学校84人、うち中学校40人
回答者数(回答率)	114人(91.9%) ※うち小学校78人(92.8%)、うち中学校36人(90.0%)

2 アンケート調査結果の概要

(1) 小学校

① 最も影響の大きいと思った課題	② ①の課題の影響が出る学級数	③ ②の学級数を 選択した主な理由	④ ①の課題に対する 主な解決策
1位 特別教室や校庭、体育館、プール等を利用した教育活動の展開に支障が生じやすい	4学級超～5学級	54.5% ・「特別教室や校庭などを使用する授業の時間割の調整が難しくなる」 ・「4学級を超える規模を想定して校舎や校庭、体育館が作られていない」	・「施設利用の可否が分かる表を作成し、共有する」 ・「特別教室の数を学級規模に応じて増やす。広い体育館やプールを設置する」 ・「合同体育 合同学年集会等を取り入れる」
2位 教員の目が届きにくく、きめ細かな指導をしにくい		45.5% ・「学年の児童の把握がしづらかった」 ・「授業観察をしていると、これが限界と感じる」	・「スクールサポートスタッフなどの支援員の配置・拡充」 ・「学年会等で、児童の情報交換を細かく行う」 ・「副担任の配置」
3位 子どもや教員の人数が多く、管理職がマネジメントを行いにくい		66.7% ・「若い教員が多い中、学校課題や学級の状況が把握しづらい」 ・「教職員に目が届かなくなり指示が徹底しなくなる」	・「管理職の増員」 ・「主幹教諭、主任教諭の育成と活用」 ・「副校長補佐などの支援員の配置」

(2) 中学校

① 最も影響の大きいと思った課題	② ①の課題の影響が出る学級数	③ ②の学級数を 選択した主な理由	④ ①の課題に対する 主な解決策
1位 特別教室や校庭、体育館、プール等を利用した教育活動の展開に支障が生じやすい	6学級超～7学級	41.7% ・「1学年6学級までなら施設として対応ができた」 ・「時間割編制などにおいて影響が出ていた」	・「学級数に応じた特別教室数、校庭や体育館、プールの広さの確保」 ・「施設の割り振りを学年ごとに時間をずらすなどの対応をしていく」
2位 子どもや教員の人数が多く、管理職がマネジメントを行いにくい		66.7% ・「教員数が40名前後、生徒数が800名前後となり管理・マネジメントが困難になる」 ・「教科担当が一学年全てをみることができなくなる」	・「管理職の増員」 ・「管理職同士・教員同士の連携を密にする」 ・「主幹教諭を活用する」
3位 教員の目が届きにくく、きめ細かな指導をしにくい		75.0% ・「必要学年教員数との兼ね合いによる」 ・「過去の経験から」	・「教員の配置数の変更。複数の支援員の配置」 ・「担任・副担任の数も多いので、多くの情報を集約するため学年会をこまめに開く」

※調査結果の詳細及び自由記述の内容については、「町田市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（補充調査）」報告書に掲載しています。

町田市立学校の適正規模・適正配置の
基本的な考え方について（答申）

2020年（令和2年）1月24日発行

【編集】 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会

【発行】 町田市教育委員会学校教育部教育総務課

〒194-8520

町田市森野 2-2-22

電話 042-722-3111（代表）

【刊行物番号】 19-66

〔庁内印刷〕

町田市ICT教育フォーラムの実施報告について

町田市ICT教育フォーラムの趣旨

- ・町田市のICTを活用した教育の取組について、市内外に発信するとともに理解を深めてもらう。
- ・町田市ICT活用教育推進モデル校の取組等を紹介し、市内全小中学校でのICTを活用した教育の推進につなげる。

- 1 開催日時 2020年1月25日(土) 10時00分～12時00分
- 2 会場 町田市民フォーラム 3階ホール
- 3 参加者 市内小・中学校教職員35人、他地区教員9人、他地区教育委員会13人、企業・その他教育関係者24人、市議会議員1人、報道関係者2人、教育委員4人、教育委員会事務局17人

合計105人

4 内 容

【第1部】産学官連携による町田市の教育の情報化事業の発展

(1) 町田市の取組(事業の概要)について

町田市教育委員会 指導室長兼指導課長 金木 圭一

(2) 町田市の環境整備・構築、制度について

町田市教育委員会 教育センター所長 林 啓

【第2部】G Suite for Educationを活用した参加型のパネルディスカッション

テーマ:「ICTを活用した新時代の学びと働き方改革～Chromebookの活用を通して～」

- パネリスト
- ・東京学芸大学教育学部 高橋 純 准教授
 - ・町田市教育委員会 金木 圭一 指導室長兼指導課長
 - ・町田市立町田第五小学校 余語 亮 主幹教諭
 - ・町田市立小山ヶ丘小学校 並木 優 教諭
 - ・町田市立堺中学校 古田 一博 主任教諭

(1) 町田市の取組について

- ・モデル校(3校)の取組、事例の紹介(授業での活用、校務での活用について)
- ・モデル校への質疑

(2) 参加者からの質問への応答

- ・「授業」でのGoogle for Educationの活用について
- ・「働き方改革」におけるGoogle for Educationの活用について
- ・一人一台環境に向けた取組について
- ・Chromebookの持ち帰りについて
- ・ICT機器の整備費用について



5 アンケート内容

【第1部】 とてもよかった (83.9%) よかった (16.1%)

- ・町田市の教育の情報化に向けた3年間の計画的な取組が素晴らしく、そのおかげで学校現場での教育が充実し、感謝している。(教職員)
- ・この内容は、町田市の全教職員が聞いた方がよい。小教研や中教研の総会などで、ご講演いただけないか。(教職員)
- ・GIGAで騒がれる前からのしっかりと見通した構想の具体を現場と行政の両面から詳しく聞かせていただき、とても参考になった。(他地区教育委員会)

【第2部】 とてもよかった (80.6%) よかった (19.4%)

- ・授業でのいろいろな活用について聞くことができ、とてもよかった。(教職員)
- ・やはり一人一台になるといい。ICTは様々な可能性があるが、多様性も認めながら授業改善や働き方改革が進められていくと思った。(教職員)
- ・どの学校の取組も素晴らしいものだった。導入段階や台数に応じて、いろいろな工夫をしている現場の様子がよくわかった。子どもたちの変化、教員の変化も感じられた。(他地区教育委員会)
- ・高橋先生のお話しされる時間を、最後に最低10分は確保できればよかったのに残念であった。モデル校同士の質問はカットしても良かったと思う。(教職員)

○全体的な感想

- ・教員にとっても、直接、話を聞く貴重な機会となり、変化を前向きに受けとめるための大変良い研修だった。本校での取組を更に推進し、実践を重ねていきたい。(教職員)
- ・授業の変化、働き方の変化を通して、子どもたちのみならず、大人も変化していく大切さ、教育はまさに共育になることを改めて考えさせられた。(他地区教育委員会)
- ・変化を前向きに受け止める意識を持っていて、考え方を変えないといけないことを強く感じたフォーラムだった。本日の気づきを生かして今後につなげたいと思う。(企業)
- ・もっとたくさんの教員が参加出来る日時に設定してほしい。(教職員)
- ・次年度は、授業と組み合わせて大々的にやっても面白いと思う。午前中は、3校の会場でそれぞれ授業公開し、午後は移動して市民フォーラムで、フォーラムを開催するなど。(教職員)

「令和元年度 東京都地域学校協働活動推進フォーラム in 町田市」の実施報告について

趣旨

地域学校協働活動と学校運営協議会との一体的推進や「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されていることから、町田市の優れた取組を都内各地域の実態に応じた事業展開の参考とするため、広く他地域の行政職員や統括コーディネーター等に向けて発信する。

- 1 開催日時 2020年1月28日(火) 13時30分～16時30分
- 2 会場 ホテルラポール千寿閣
- 3 参加者 市内小・中学校教職員59人、市内地域コーディネーター63人、
教育委員3人、教育委員会事務局8人、その他市職員7人
他地区教職員4人、他地区教育委員会61人、
他地区地域コーディネーター19人 他地区その他7人
町田市140人、市外91人(東京都他33自治体) 合計231人

4 内容

【第1部】「町田市における地域学校協働活動の展開」

(1) 町田市の取組紹介

町田市教育委員会 指導主事 高木 孝輔

(2) 町田市の事例報告による取組紹介

町田市立鶴間小学校 工藤 成 校長

井上 由美 学校支援ボランティアコーディネーター

町田第二中学校 吉川 篤 校長

吉川 晶子 学校支援ボランティアコーディネーター

【第2部】

テーマ：「一体的推進」は、何を指すのか

(1) 基調講演

「なぜいま、コミュニティ・スクールなのか～学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進～」

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室

岡 貴子 室長

(2) パネルディスカッション

「学校の『受援力』を高め、地域の『応援力』生かすために」

パネリスト

・玉川大学 学術研究所

笹井 宏益 教授

・町田市教育委員会

金木 圭一 指導室長兼指導課長

・八王子市立松木中学校運営協議会

金山 滋美 会長

・横浜市みなとみらい本町小学校

小正 和彦 校長



5 アンケート内容

【第1部】肯定的回答（92%）

- ・ 市内各校のパネルを見て、様々な活動をすることができ、とても参考になりました。（市内コーディネーター）
- ・ 地域学校協働活動とは地域が学校に対して行うだけでなく、学校から地域に発信することも大事だと改めて思いました。VCのネットワークも大切であるなと思いました。（市内コーディネーター）
- ・ 地元町田で情報交換もしておりますが、町田市を取組を再確認でき、勉強になりました。（市内コーディネーター）
- ・ 町田第二中学校のVCの机が職員室内にあるということが参考になった。本校ではVCの机が職員室の隣の事務室内にある。町田第二中の挑戦はすばらしいと思った。（市内教職員）

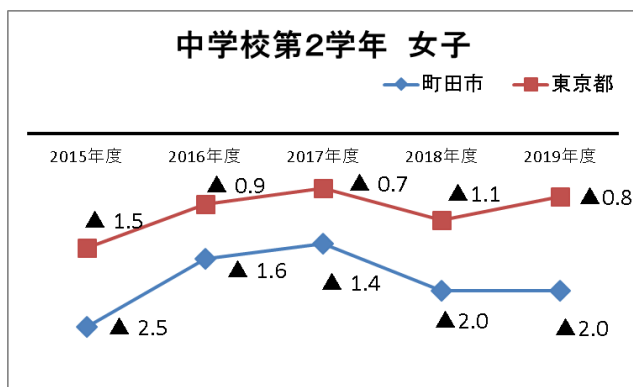
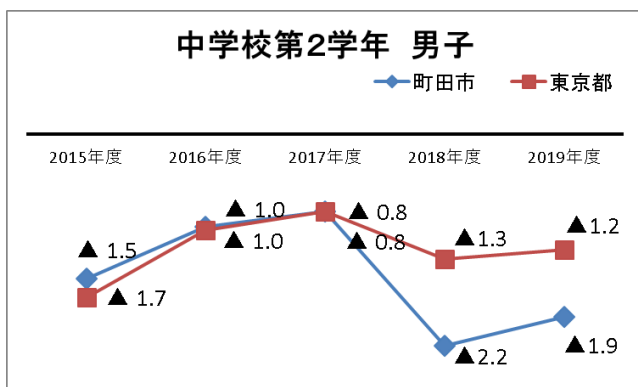
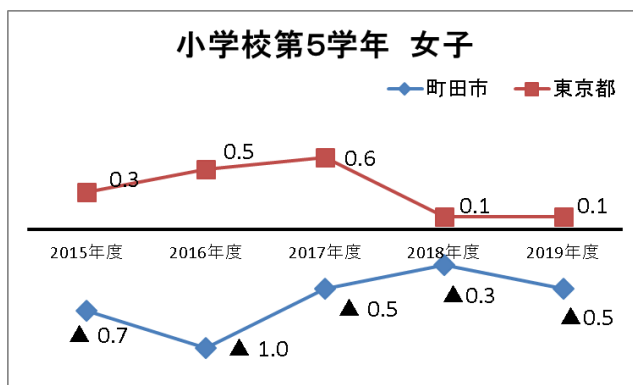
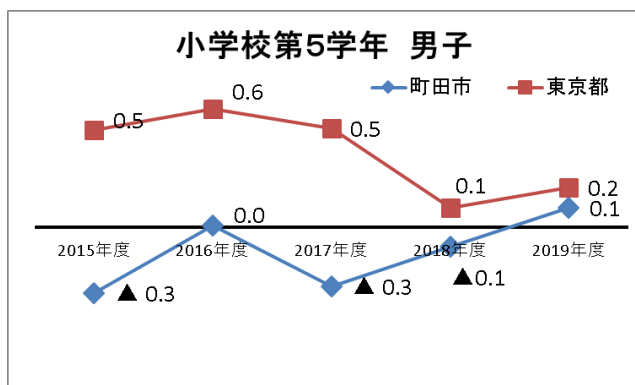
【第2部】肯定的回答（97%）

- ・ 今、日本が抱えている問題点がよくわかりました。方向性はよく理解できるが、学校のビジョン、校長先生の考え方に大きく左右されるようになることと思います。（市内コーディネーター）
- ・ お互いに信頼すること、人のつながりを大事にすること、日ごろから気にかけていることが、話題に出てきて、これらをこれからも大切にして活動していきたいという思いを、改めて感じました。ありがとうございました。（市内コーディネーター）
- ・ コミュニティ・スクールの理念、イメージについて再確認する場として参考になりました。専門職意識が強い学校は、学校を開くという視点を十分に有しているかというところではなく、その意識改革がコミュニティ・スクール成否の肝だと考えています。学校長のリーダーシップと学校を開くことの良さを前面に示しつつ、進めていくのが大切だと改めて思いました。（市内教職員）
- ・ 学校の受援力地域の応援力を高める、生かすについて、まずはお互いの信頼関係の構築が大切だということ、先進地域ではかなり濃密な関係があることがよく分かった。その際、声の大きさだけではなく熟議が必要というのも納得しました。（市内教職員）
- ・ 地域の実態に即して、様々な学校と地域の関わりがあるのがよく分かった。学校の省力化、働き方改革の視点も重要と思いますが、むしろ、地域に生きる子どもたちに、自分たちの地域の課題を解決させるという積極性が大切なのではないか。（市内教職員）

(1) 体力合計点についての経年変化

学年性別	自治体名	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
		体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差	体力合計点	全国との差
小学校 第5学年男子	町田市	53.5	▲ 0.3	53.9	0.0	53.9	▲ 0.3	54.1	▲ 0.1	53.7	0.1
	東京都	54.3	0.5	54.5	0.6	54.7	0.5	54.3	0.1	53.8	0.2
	全国	53.8	0.0	53.9	0.0	54.2	0.0	54.2	0.0	53.6	0.0
小学校 第5学年女子	町田市	54.5	▲ 0.7	54.5	▲ 1.0	55.2	▲ 0.5	55.6	▲ 0.3	55.1	▲ 0.5
	東京都	55.5	0.3	56.0	0.5	56.3	0.6	56.0	0.1	55.7	0.1
	全国	55.2	0.0	55.5	0.0	55.7	0.0	55.9	0.0	55.6	0.0
中学校 第2学年男子	町田市	40.3	▲ 1.5	41.0	▲ 1.0	41.2	▲ 0.8	40.1	▲ 2.2	39.8	▲ 1.9
	東京都	40.1	▲ 1.7	41.0	▲ 1.0	41.2	▲ 0.8	41.0	▲ 1.3	40.5	▲ 1.2
	全国	41.8	0.0	42.0	0.0	42.0	0.0	42.3	0.0	41.7	0.0
中学校 第2学年女子	町田市	46.5	▲ 2.5	47.8	▲ 1.6	48.4	▲ 1.4	48.6	▲ 2.0	48.2	▲ 2.0
	東京都	47.5	▲ 1.5	48.5	▲ 0.9	49.1	▲ 0.7	49.5	▲ 1.1	49.4	▲ 0.8
	全国	49.0	0.0	49.4	0.0	49.8	0.0	50.6	0.0	50.2	0.0

【全国平均値を0とした場合の東京都及び町田市の平均値】



小学校第5学年は、多少の上下はあるものの、全体として徐々に向上し、男子は過去5年間に於いて初めて全国の平均を上回った。一方、中学校第2学年は、依然として東京都や全国の平均を大きく下回っている。

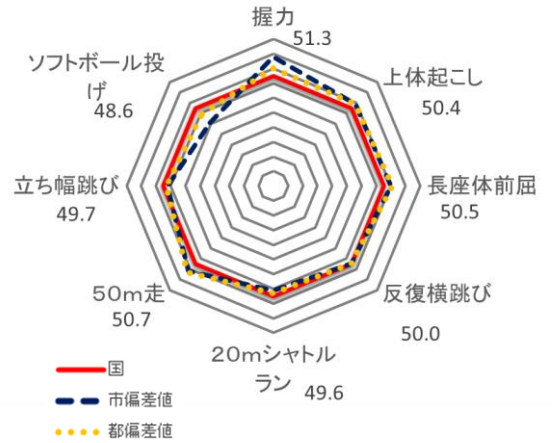
(2) 各種目別の傾向 (2019年度)

※ () 数字はT得点。全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する平均値 50 点、標準偏差 10 点の標準得点。「T得点=50+10×(調査結果-平均値)/標準偏差」

【小学校第5学年 男子】

男 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)
町田市	16.9 (51.3)	20.1 (50.4)	33.7 (50.5)	41.8 (50.0)	49.4 (49.6)	9.4 (50.7)	150.7 (49.7)	20.5 (48.6)
東京都	16.6 (50.5)	20.1 (50.4)	33.7 (50.6)	41.7 (50.0)	50.0 (49.8)	9.3 (50.8)	151.0 (49.8)	21.2 (49.4)
全国	16.4 (50)	19.8 (50)	33.2 (50)	41.7 (50)	50.3 (50)	9.4 (50)	151.5 (50)	21.6 (50)

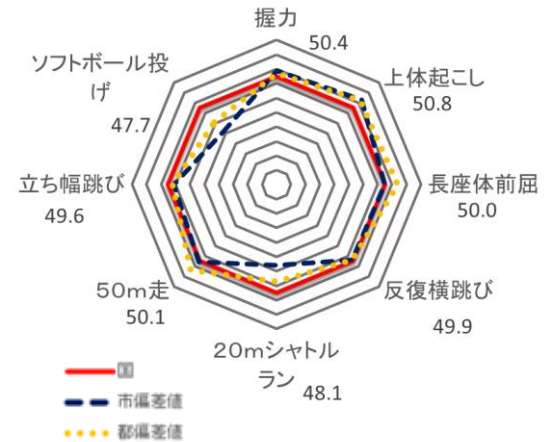
小学校 5年生 男子



【小学校第5学年 女子】

女 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ソフトボール 投げ (m)
町田市	16.3 (50.4)	19.4 (50.8)	37.6 (50.0)	40.1 (49.9)	37.7 (48.1)	9.6 (50.1)	144.8 (49.6)	12.5 (47.7)
東京都	16.2 (50.2)	19.3 (50.7)	38.4 (50.9)	40.1 (49.9)	39.4 (49.2)	9.6 (50.9)	145.1 (49.7)	13.0 (48.6)
全国	16.1 (50)	19.0 (50)	37.6 (50)	40.1 (50)	41.8 (50)	9.6 (50)	145.7 (50)	13.6 (50)

小学校 5年生 女子



【小学校第5学年】

男女とも同様の傾向を示している。

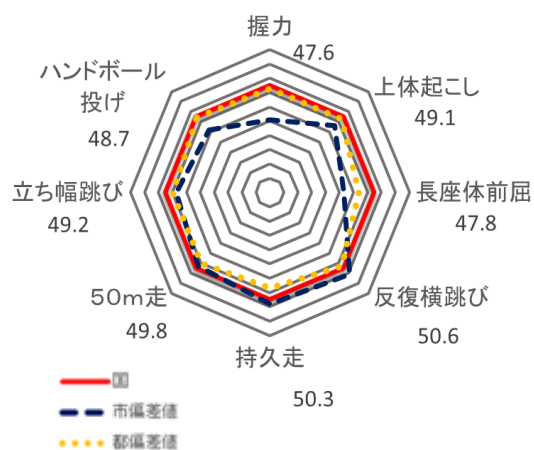
○ 「握力」「上体起こし」「50m走」は全国平均を上回っている。

▲ 「20mシャトルラン」「ソフトボール投げ」に課題が見られる。

【中学校第2学年 男子】

男 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	持久走 (秒)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ハンドボール 投げ (m)
町田市	26.9 (47.6)	26.4 (49.1)	41.1 (47.8)	52.4 (50.6)	397.0 (50.3)	8.0 (49.8)	192.9 (49.2)	19.7 (48.7)
東京都	28.5 (49.8)	26.8 (49.8)	42.3 (48.9)	51.8 (49.8)	404.6 (49.2)	8.1 (49.5)	193.5 (49.5)	20.4 (49.9)
全国	28.7 (50)	27.0 (50)	43.5 (50)	51.9 (50)	399.0 (50)	8.0 (50)	195.0 (50)	20.4 (50)

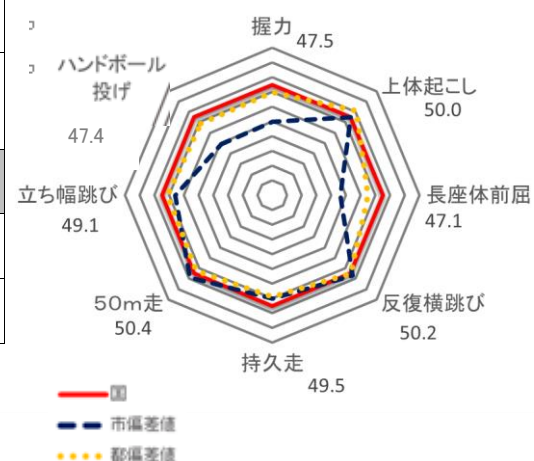
中学校 2年生 男子



【中学校第2学年 女子】

女 子								
種 目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (点)	持久走 (秒)	50m 走 (秒)	立ち 幅とび (cm)	ハンドボール 投げ (m)
町田市	22.6 (47.5)	23.7 (50.0)	45.4 (47.1)	47.4 (50.2)	291.9 (49.5)	8.8 (50.4)	167.7 (49.1)	11.9 (47.4)
東京都	23.6 (49.5)	24.1 (50.6)	45.3 (49.0)	47.3 (50.0)	292.6 (49.4)	8.8 (49.8)	168.9 (49.6)	12.7 (49.4)
全国	23.8 (50)	23.7 (50)	46.3 (50)	47.3 (50)	289.8 (50)	8.8 (50)	169.9 (50)	13.0 (50)

中学校 2年生 女子



【中学校第2学年】

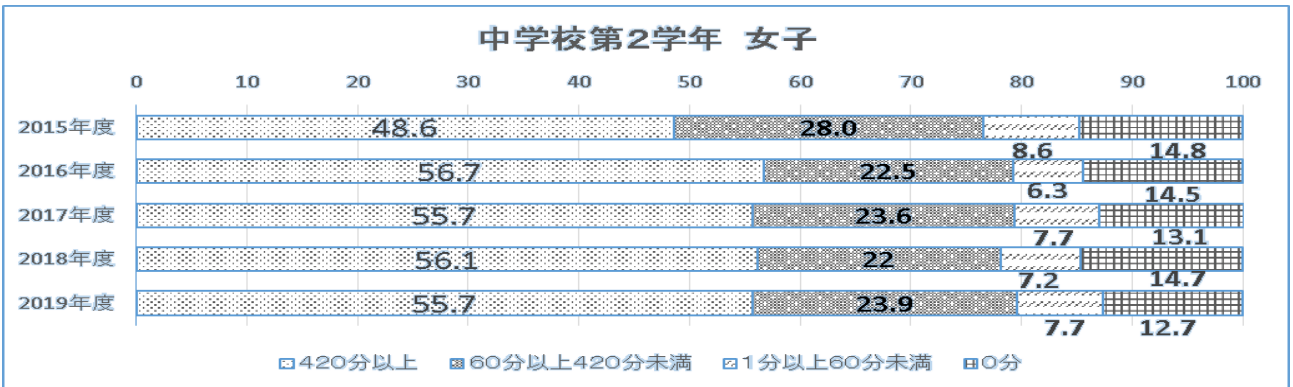
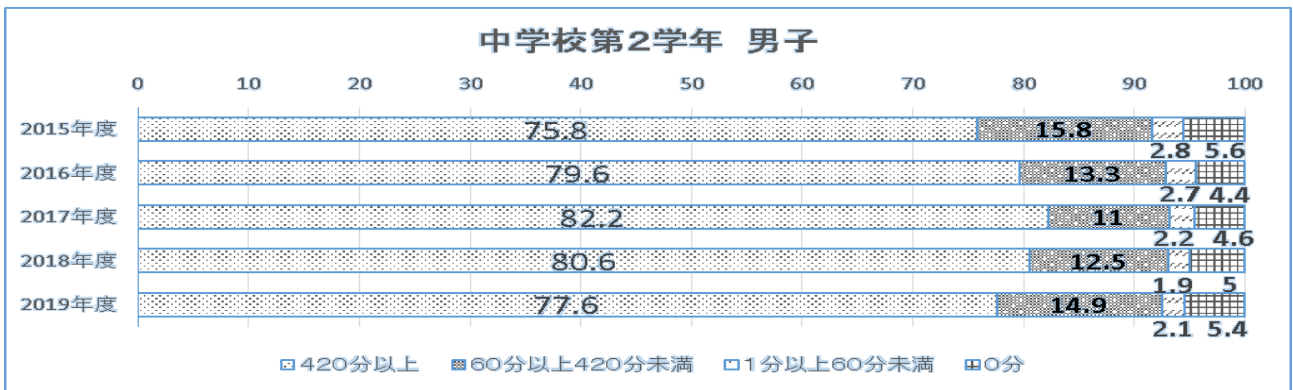
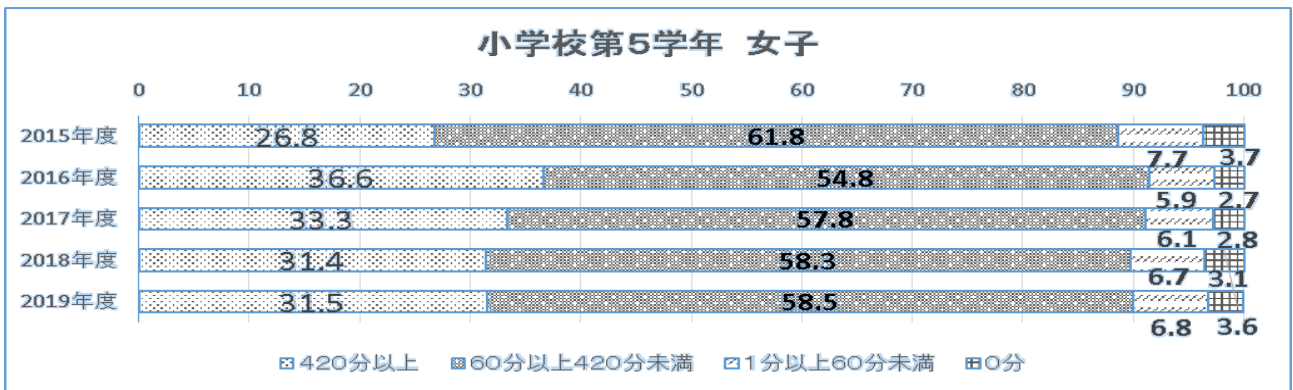
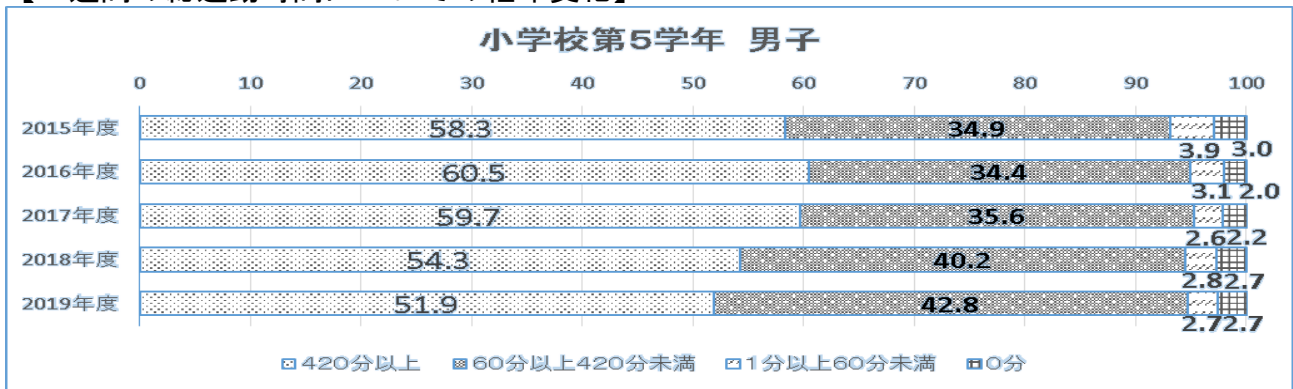
男女とも同様の傾向を示している。

○「反復横跳び」「持久走」「50m走」は全国平均とほぼ同じまたは上回っている。

▲「握力」「長座体前屈」「ハンドボール投げ」に課題が見られる。

(3) 運動習慣等調査の結果

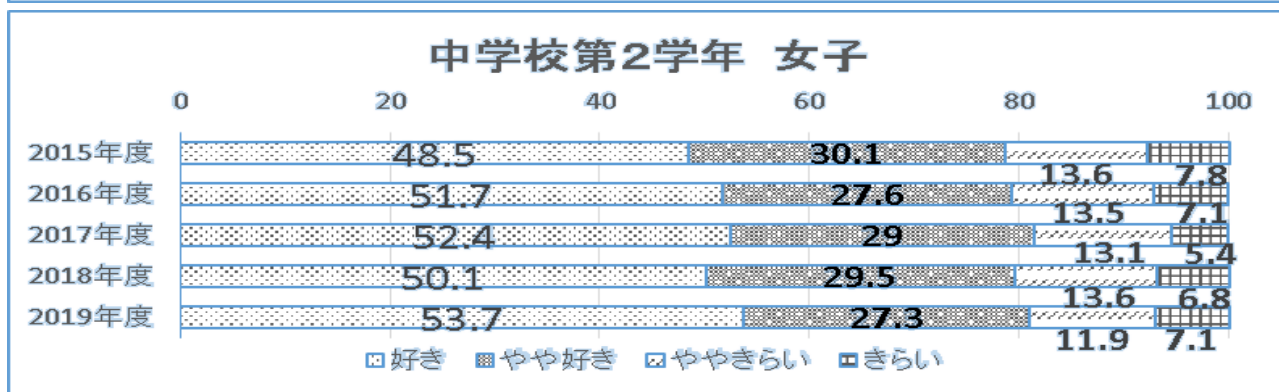
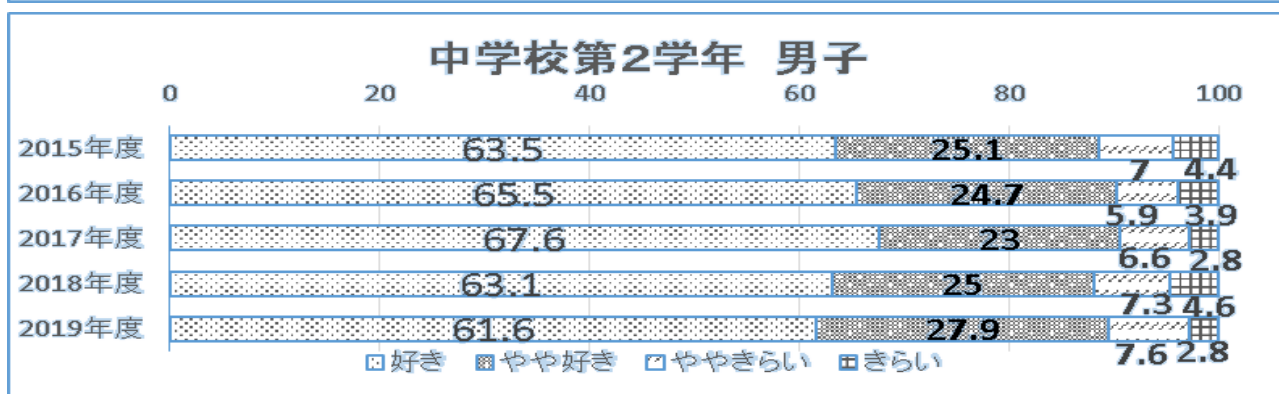
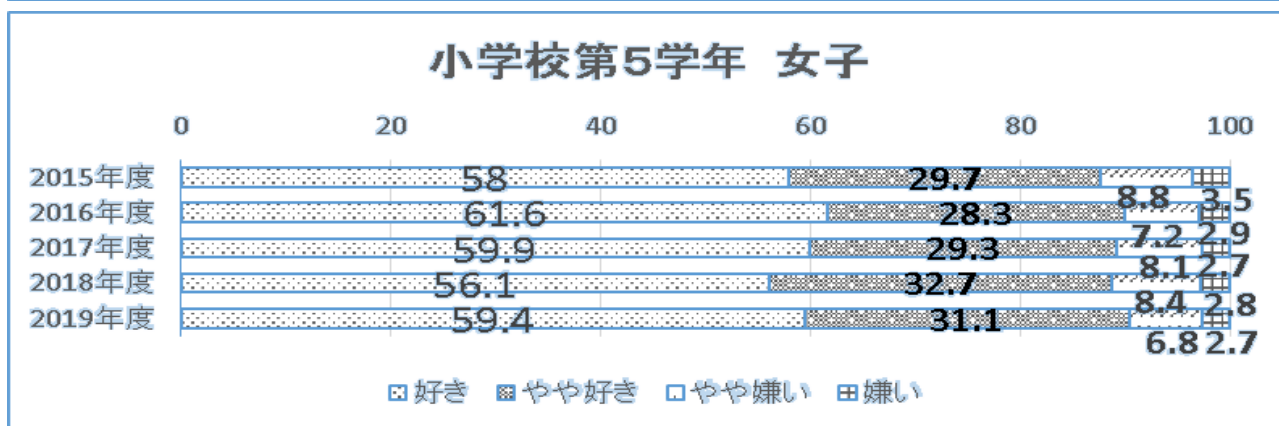
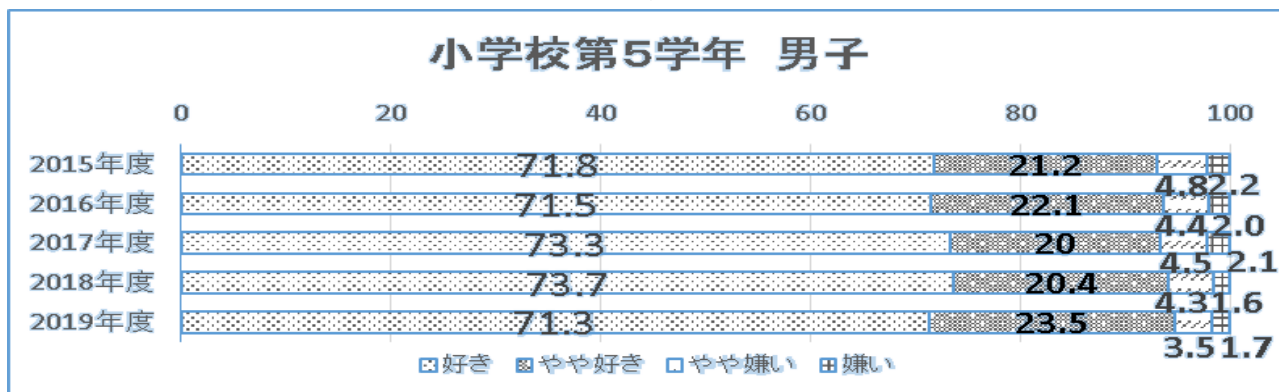
【1週間の総運動時間についての経年変化】



○中学校第2学年女子において、60分以上運動している生徒は徐々に増加傾向にあり、全く運動していない生徒は過去5年間で最も少なかった。

▲420分以上運動している児童生徒は全体的に減少傾向にあり、60分以上運動している児童生徒はほぼ横ばいの状態である。小学校第5学年男子においては、420分以上運動している児童が、過去5年間で最も少なかった。

【運動やスポーツの好き嫌いについての経年変化】



○中学校第2学年女子では、運動やスポーツを好んでいる児童の割合が徐々に増加しており、運動やスポーツを「好き」と回答した生徒は、過去5年間で最も多かった。

▲小学校第5学年、中学校第2学年ともに、全体的な傾向として、運動やスポーツを好んでいる児童生徒の割合はほぼ横ばいである。男子については、小学校第5学年、中学校第2学年ともに、運動やスポーツを「好き」と回答した割合が、過去5年間で最も少なかった。

(4) 今後の取組

- 体力向上推進プラン「町田っ子 アクティブ・プロジェクト」の改訂
- 小学校連合体育大会の全校実施
- 地区ごとの「体力向上パワーアップDAY」の開催
- 研究指定校への支援、研究成果の普及
- 授業改善の3つの柱に関わる優良実践の普及と研修の実施
 - ・意欲や技能を高める「ウォーミングアップ」の工夫
 - ・9年間を見通した「体づくり運動」の充実
 - ・タグラグビーを基にした易しいゴール型ゲーム「町田ボール」の推進
- 「町田っ子 アクティブ・カレンダー」の配布と優良活用実践の普及

第2期町田市特別支援教育推進計画の策定について

1 第2期町田市特別支援教育推進計画の策定について

教育センターでは、特別支援教育の更なる充実を図るために、2019年5月に町田市特別支援教育推進計画検討委員会を設置し、検討委員会を3回、作業部会を6回実施し、計画の内容について検討を進めてきました。

このたび、第2期町田市特別支援教育推進計画（資料1）及び概要版（資料2）を策定しましたのでご報告します。

本計画の策定に当たり、今後の町田市の特別支援教育の更なる充実には、人的支援も含め、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える教育を実現していくことが最重要の課題と捉えています。本計画は、その課題解決のために町田市の特別支援教育の特徴と概要、切れ目のない支援の体制を示し、児童・生徒や保護者にとって安心して子育て、教育を受けることができる、今後4年間の具体的な施策を示すものになります。

なお、本計画を策定するにあたり、2019年12月1日（日）から12月16日（月）までの期間に市民からの意見募集を実施し、24件のご意見をいただきました。ご意見に対する市の考え方については、ホームページに掲載しています。

2 計画の配布及び周知について

- (1) 発行部数 各300部【計画・概要版】
- (2) 送付先 各小・中学校、都立町田の丘学園、各幼稚園・保育園、子ども発達センター、図書館、各関係者及び関係部署
- (3) 配布時期 3月中旬以降
- (4) 周知方法 ホームページ、広報及び校長会、連絡会等

第2期 町田市特別支援教育推進計画

(町田市特別支援教育プログラム)

特別支援教育の推進で

いいこと
ふくらむ
まちだ



2020年3月

町田市教育委員会

はじめに

町田市教育委員会は、町田市における特別支援教育推進のために「町田市特別支援教育推進計画（2015年5月）」を策定し、2019年度までの5年間で個に応じた指導・支援の充実や特別支援学級や特別支援教室の整備などを行ってきました。

一方、東京都教育委員会では、2017年2月に、共生社会の実現に向けたさらなる特別支援教育の推進のために「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の長期計画を策定するとともに、その3～4年間の具体的取組の内容や実施時期を明らかにした「第一次実施計画」を策定しました。また、2016年2月には「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、発達障害教育の充実のための諸方策を提示するなど、特別支援教育についての新たな取組も始めました。

そのような中で、町田市で2016年度実施した調査では特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は、小・中学校共に8%を超え、東京都の数値よりも約3ポイント上回っている状況が明らかになりました。また、小学校の特別支援教室に通う児童数は巡回指導を始める前の約2倍と増加しています。問題点としては、指導を担当する教員の半数以上が経験年数3年未満で、新規採用教員の割合も多くなっていることや、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童が1学級に複数おり、各学校の管理職からは、校内の教員だけでは十分な対応ができず、教育センターに補助員等の人的配置を要望する声が多く上がっていることなどです。町田市では人的支援も含め、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える教育を実現していくことが最重要の課題と捉えております。

本計画は、その課題解決のために町田市の特別支援教育の特徴と概要、生涯にわたる切れ目のない支援の体制を示し、児童・生徒や保護者にとって安心して子育て、教育を受けることができる、今後4年間の具体的な施策を示すものです。また、教員の指導力向上のための教員向け冊子「町田市特別支援教育ハンドブック」も併せて作成し、日々の学校生活における特別支援教育の充実も図っていきます。

町田市教育委員会は、本計画を着実に推進し、全ての子どもたちの可能性を最大限に伸ばしてまいります。

今後とも保護者の方々をはじめ、教職員、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2020年3月

町田市教育委員会

はじめに

I 本計画について

1 計画の概要	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画の基本目標	
2 特別支援教育の国や都の動向	2
(1) 国の特別支援教育	
(2) 東京都の特別支援教育	

II 町田市特別支援教育推進計画の取組と現状

1 町田市特別支援教育推進計画の基本施策の取組、現状と課題	5
2 町田市の特別支援学級等の現状	10
(1) 町田市の特別支援学級について	
(2) 障がい種別ごとの設置状況（2019年度の設置状況）	
(3) 障がい種別ごとの児童・生徒数の推移	

III 第2期町田市特別支援教育推進計画

1 計画の基本目標	16
2 基本目標を達成するための具体的な取組	17

[基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備]

- (1) 小・中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割
- (2) 特別支援学級の整備
- (3) 特別支援教育支援員の配置

[基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上]

- (1) 教員対象研修の充実
- (2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施
- (3) 特別支援教育推進モデル校の指定
- (4) 特別支援教育アドバイザー訪問
- (5) 要請訪問
- (6) 関係者会議の充実
- (7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用

[基本目標3 切れ目のない支援体制の構築]

- (1) 支援のイメージ図
- (2) 教育センターの支援
- (3) 子ども発達支援課との連携
- (4) 障がい福祉課との連携
- (5) 都立町田の丘学園との連携
- (6) 医療関係者との連携

IV その他

1	医療的ケアを必要とする子への対応	31
2	中学卒業後の進路について	31
3	様々な相談機関	32

V 資料編

1	町田市特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱	33
2	町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿	35
3	町田市特別支援教育推進計画策定の経過	36
4	関係書類の様式	37
5	就労への道	42
	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について	
	(2) 都立特別支援学校等の取組	
	(3) 先進的に障がい者の雇用を行っている企業等の意見	
	(4) 就労への道のり	
6	町田市障がい者支援センター	49
7	放課後等デイサービス	51
8	用語集	53

I 本計画について

1 計画の概要

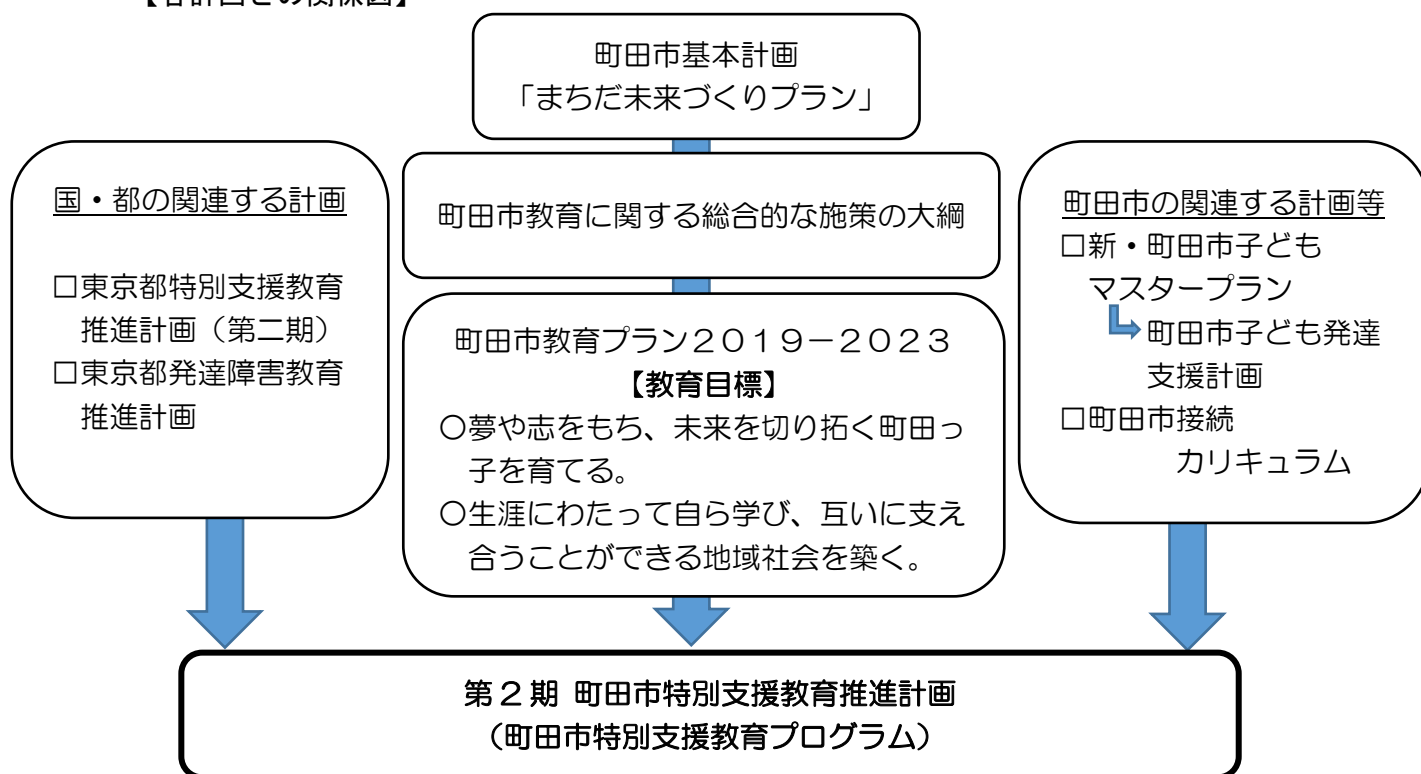
(1) 計画の目的

第2期 町田市特別支援教育推進計画（町田市特別支援教育プログラム）は、これまでの町田市特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、東京都特別支援教育推進計画（第二期）及び東京都発達障害教育推進計画の内容を踏まえ、町田市の特別支援教育のより一層の充実を図ることを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「町田市教育プラン2019-2023」における基本方針Ⅱ「充実した教育環境を整備する」の施策2「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」の重点事業の一つとして位置づけられています。

【各計画との関係図】



(3) 計画期間

2020年度から2023年度までの4年間です。

(4) 計画の基本目標

基本目標1
特別支援教育を推進する環境・体制の整備

基本目標2
特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

基本目標3
切れ目のない支援体制の構築

2 特別支援教育の国や都の動向

(1) 国の特別支援教育

①特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年 文部科学省)より)

②共生社会の形成

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

③多様な学びの場とは

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小学校、中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より)

④合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(「障害者の権利に関する条約」第2条より)

⑤基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は都道府県内で、市町村は市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

（「文部科学省合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告」より）

⑥法令等

平成14年12月	「障害者基本計画」閣議決定
平成15年 3月	「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」 文部科学省
平成16年 1月	「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」文部科学省
平成16年 6月	「障害者基本法」一部改正
平成17年 4月	「発達障害者支援法」施行
平成17年12月	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」中央教育審議会
平成18年 4月	「学校教育施行規則」一部改正
平成18年12月	「障害者の権利に関する条約」国連総会採択
平成19年 4月	「学校教育法等」一部改正
平成21年 2月	「情緒障害者を対象とする特別支援学級の名称について」 20文科初第1167号文部科学省初等中等教育局長通知
平成22年 7月	「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置 中央教育審議会初等中等教育分科会
平成24年 2月	「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ（報告）」 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成24年 4月	「児童福祉法」改正 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
平成24年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
平成28年 4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
平成28年 8月	「発達障害者支援法」一部改正

- 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）より
「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更するとともに、従前と同様、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、特別支援学級を設けることができることと規定する。
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月1日施行）より
発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な

教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるように配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、あわせて、専修学校の高等課程に在学する者を教育に関する支援の対象である発達障害児に含まれることを規定するものとしたこと。

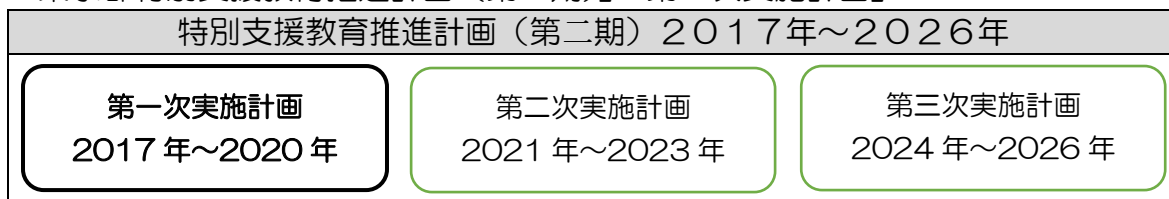
(2) 東京都の特別支援教育

「東京都特別支援教育推進計画」は、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進するための取組が示されています。

東京都は、これまでの特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえ、特別支援教育の更なる充実を図るため「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を平成29年2月に策定しました。

また、近年の発達障がい教育を取り巻く状況の変化、医療・福祉・教育関係の有識者の意見を踏まえ、これからの東京都が目指すべき発達障がい教育の基盤整備に必要な具体策について様々な視点から検討を行い、全ての公立学校における発達障がい教育の充実に向けて計画的に取り組むため「東京都発達障害教育推進計画」（平成28年2月）を策定しました。

①「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」「第一次実施計画」



この計画は、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、下記の4つの方向性が示されています。

- <方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- <方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

②「東京都発達障害教育推進計画」

この計画は、「公立学校に在籍する発達障害の全ての児童・生徒が、そのもてる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う」こと及び「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学ぶことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する」ことを基本理念とし、下記の3つの視点が示されています。

- <視点1> 多様な教育体制の整備
- <視点2> 指導内容・方法の充実
- <視点3> 推進体制の充実

Ⅱ 町田市特別支援教育推進計画の取組と現状

1 町田市特別支援教育推進計画の基本施策の取組、現状と課題

(基本施策1) 特別支援教育の校内支援体制の確立

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①特別支援教育に関する校内委員会の機能強化	□各校の運営状況を把握。 □特別支援教育巡回相談員による校内委員会への助言を年間52回実施。 (2017年度より希望制に変更)
②校内支援体制確立のための研修の充実	□特別支援教育専門家チームや専任相談員の指導時に事例に即した情報を提供。 □校内研修で必要に応じ実施。
③特別支援教育専門家チーム等による相談機能の充実	□情緒障がい等通級指導学級巡回化に伴う臨床発達心理士の派遣を年間49回実施。 □町田市特別支援学級専任相談員を年間15回派遣。
④人的支援活用制度の再構築	□障がい児介助員を特別支援教育支援員に統合して運用。(2016年度から) □特別支援教育支援員の研修は、採用時に実施。 ▲配置人数が充足できていない。

【成果】

- ・特別支援教育の校内支援体制の確立については、全小中学校での運営状況等を確認し、一定の取組状況であることを確認できた。また、運営補助や指導助言も校内委員会の実施が進むにつれ学校からの依頼も減少傾向にある。

【課題】

- ・特別支援教育支援員の配置については、年度当初に充足できていない。今後も各校のニーズを把握し適切な配置となるように努めていく。【→P. 17基本目標1(3)】

(基本施策2) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①校長の責務	□校長研修は年1回実施。 (特別支援教育に関する内容に限らず) ▲特別支援教育に特化した管理職研修を実施する必要がある。
②通常学級の教員に対する教育的ニーズに対応した指導内容の充実	□全教員対象の特別支援教育教員研修の中で特別支援教育の講座(ワークショップ)を開講。 □情緒障がい等通級指導学級の巡回指導の中で、在籍学級での指導技術も指導。
③特別支援学級教員の専門性の向上及び授業改善	□情緒障がい等通級指導学級巡回化に伴い各小学校へサポートルームの手引を配布。 ▲若手教員が増えており、専門性の向上が急務である。
④特別支援教育コーディネーターの資質向上	□特別支援教育コーディネーター研修を年間5回実施。 (新任者向け1回、経験者向け4回) □特別支援教育コーディネーター研修(年5回)のうち1回は演習・協議を取り入れた研修の実施。

【成果】

- ・特別支援教育に関する教員の専門性の向上に関する研修会を実施した結果、ユニバーサルデザインを意識した学習環境の整備や視覚的支援を伴った授業展開が見られるようになってきた。

【課題】

- ・若手教員が増えている中で、専門性の向上は引き続き取り組んでいく必要がある。
【→P. 18基本目標2(1)】

(基本施策3) 多様な教育環境の整備 (小学校42校 中学校20校 全62校)

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①固定学級(知的障がい、肢体不自由)の教育環境の充実	□小学校知的障がい学級20校 肢体不自由学級1校 中学校知的障がい学級10校 肢体不自由学級1校
②固定学級(自閉症・情緒障がい)の教育環境の充実	□小学校自閉症・情緒障がい学級4校 ▲市内全域をカバーするには不足している。 ▲中学校の固定学級がないため、小学校で固定学級に在籍していた生徒の受け入れ先がない。
③通級指導学級(情緒障がい等、難聴、弱視、言語障がい)の教育環境の充実	□小学校:難聴学級2校、弱視学級1校 言語障がい学級2校 □中学校:難聴学級1校、情緒障がい学級3校
④特別支援教室の設置	□拠点校11校で全小学校を巡回指導で実施。 ▲特別支援教室利用児童が増加しており拠点校を増やす必要がある。

【成果】

- ・小学校の特別支援教室は、11校を拠点校として全市展開が完了。
- ・中学校の特別支援教室は、モデル地区から開始。2021年全校展開完了予定。

【課題】

- ・小学校の特別支援教室の利用児童が増えており、拠点校の分割が必要である。
【→P. 17基本目標1(1)】
- ・中学校の固定学級(自閉症・情緒障がい)を設置していく必要がある。
【→P. 17基本目標1(2)】

(基本施策4) 継続した相談体制・支援体制の構築

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①幼児期から学齢期につなぐ相談体制の充実	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園・子ども発達センター(旧すみれ教室)等連絡会の継続。 <input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園に就学支援シートの配布及び回収の依頼。
②学齢期の発達障がい児における相談・支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 2016年度より、発達検査のニーズに対応した相談体制を開設。 <input type="checkbox"/> 学校からの依頼に応じ特別支援教育専門家チームや専任相談員の指導を実施。 <input type="checkbox"/> 町田市特別支援教育推進協議会(教育委員会主催)及び町田市障がい者施策推進協議会障がい者計画部会(地域福祉部主催)へ参加。(年間2回実施)
③就学・通級等相談体制の充実	<input type="checkbox"/> 就学相談 276件 小学校通級入級相談 388件 進学相談 188件 中学校通級入級相談 22件(2018年度実績) ▲相談件数の増加に伴う、相談会運営の見直し。
④個別の教育支援計画の作成・活用による支援の継続	<input type="checkbox"/> 全校を対象として学校からの依頼に応じ特別支援教育巡回相談員による指導助言の実施。 <input type="checkbox"/> 中学校・高等学校のコーディネーターによる引継の場を年2回設定して実施。

【成果】

- 継続した相談体制・支援体制の構築は、継続して取り組むことができている。

【課題】

- 相談件数の増加に伴う体制の充実が課題である。【→P. 24基本目標3(1)】

(基本施策5) 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	□町田の丘学園との交流教育連絡会等を通して充実に図る体制を構築。
②交流及び共同学習の推進	□各校における交流及び共同学習の実施。 □交流教育連絡会及び市立中学校との交流会を実施。
③学校と福祉機関との連携強化	□年間2回の町田市子育て支援ネットワーク連絡会代表者会議に参加。 □個別のケースに即して適宜実施。
④保護者や地域に対する理解啓発	□年間1回実施。 【参考】教育相談講座の開催状況 (いずれも教育センター大会議室にて開催) 2016年10月4日 「感情コントロールの力は どのようにして育つのか？」 講師：東京学芸大学 大河原 美以 先生 2017年8月22日 「読み書きの苦手な児童への気づきと対応」 講師：北里大学 石坂 郁代 先生 2018年11月19日 「発達に課題のある子どもへのご家庭での対応方法を考える『ペアレントトレーニング』の活用」 講師：島田療育センター 若松 育子 先生 □特別支援学級や通級指導学級の案内リーフレットによる周知。(市内全幼稚園・保育園、市内全小・中学校、子ども発達センター)

【成果】

- 地域や関係機関と連携した支援体制の推進は、現状のとおり取り組むことができた。

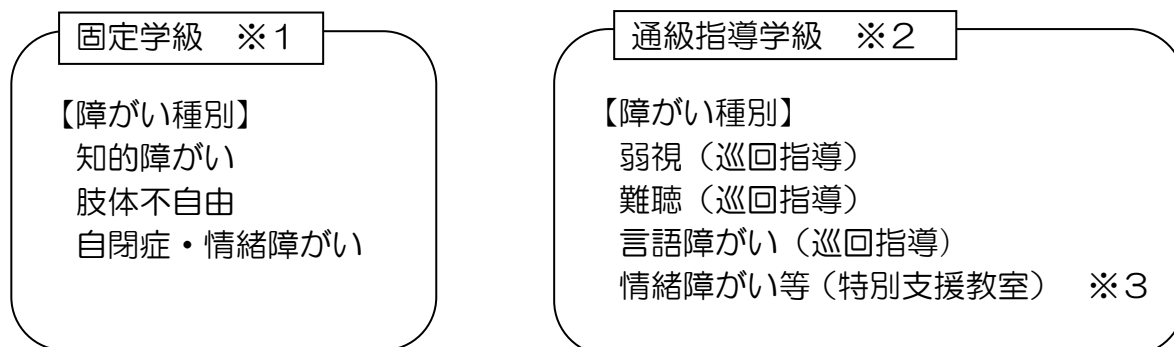
【課題】

- 特別支援教育については、より一層効果的な周知方法を検討し、理解啓発に努めていく必要がある。【→P. 24基本目標3(1)】

2 町田市の特別支援学級等の現状

(1) 町田市の特別支援学級について

町田市では、障がいの種別に応じて、次の特別支援学級を設置しています。



※1 障がい等のため、通常の学級に在籍することが困難な児童・生徒が在籍する学級。児童・生徒の実態に応じて特別な教育課程を編成する。

※2 通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童・生徒に対して、当該児童・生徒の障がいに応じた特別な指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育課程。週1～2時間程度の別室指導を行っている。

※3 情緒障がい等通級指導学級については特別支援教室に、小学校では2018年度までに完全移行済み。中学校については2019年度から順次移行を開始し、2021年度までに完全移行の予定。

(2) 障がい種別ごとの設置状況（2019年度の設置状況）

【知的障がい（固定）学級の設置校】

●小学校 20校 ●中学校 10校

町田第一小学校	町田第二小学校	町田第五小学校	南大谷小学校
藤の台小学校	本町田小学校	南第二小学校	南第四小学校
南つくし野小学校	鶴川第二小学校	鶴川第四小学校	金井小学校
忠生小学校	小山田南小学校	木曾境川小学校	七国山小学校
小山小学校	小山ヶ丘小学校	小山中央小学校	相原小学校
町田第一中学校	南大谷中学校	南中学校	つくし野中学校
成瀬台中学校	鶴川中学校	薬師中学校	忠生中学校
山崎中学校	堺中学校		

【情緒障がい学級（固定）の設置校】

●小学校 4校

町田第一小学校	本町田小学校	南第四小学校	忠生小学校
---------	--------	--------	-------

【肢体不自由学級（固定）の設置校】

●小学校 1校 ●中学校 1校

町田第六小学校	町田第一中学校
---------	---------

【弱視学級（通級）の設置校】

●小学校 1校

本町田東小学校

【難聴学級（通級）の設置校】

●小学校 2校 ●中学校 1校

本町田東小学校	山崎小学校	町田第二中学校
---------	-------	---------

【言語障がい学級（通級）の設置校】

●小学校 2校

本町田東小学校	成瀬中央小学校
---------	---------

【情緒障がい等学級（通級）の設置校】

●中学校 3校

町田第二中学校	町田第三中学校	小山中学校
---------	---------	-------

※情緒障がい等通級指導学級については特別支援教室に、2019年度から順次移行を開始し、2021年度までに完全移行の予定。

【特別支援教室（サポートルーム）の拠点校】

●小学校 11校 ●中学校 1校

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
町田第二小学校	町田第一小学校 町田第六小学校 南第三小学校	忠生第三小学校	藤の台小学校 本町田東小学校 本町田小学校 木曾境川小学校 七国山小学校
町田第四小学校	町田第三小学校 町田第五小学校 南第一小学校	小山田南小学校	小山田小学校
成瀬台小学校	南大谷小学校 南第二小学校 つくし野小学校 成瀬中央小学校 南つくし野小学校	図師小学校	忠生小学校 山崎小学校
南成瀬小学校	南第四小学校 小川小学校 鶴間小学校 高ヶ坂小学校	小山中央小学校	小山小学校 小山ヶ丘小学校
鶴川第三小学校	鶴川第二小学校 金井小学校 三輪小学校	相原小学校	大戸小学校
大蔵小学校	鶴川第一小学校 鶴川第四小学校	南成瀬中学校	南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校

※ 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、2018年度から市内すべての小学校において、情緒障がい等通級指導学級が特別支援教室に移行。中学校では2019年度から移行を開始し、2021年度に完全移行の予定。

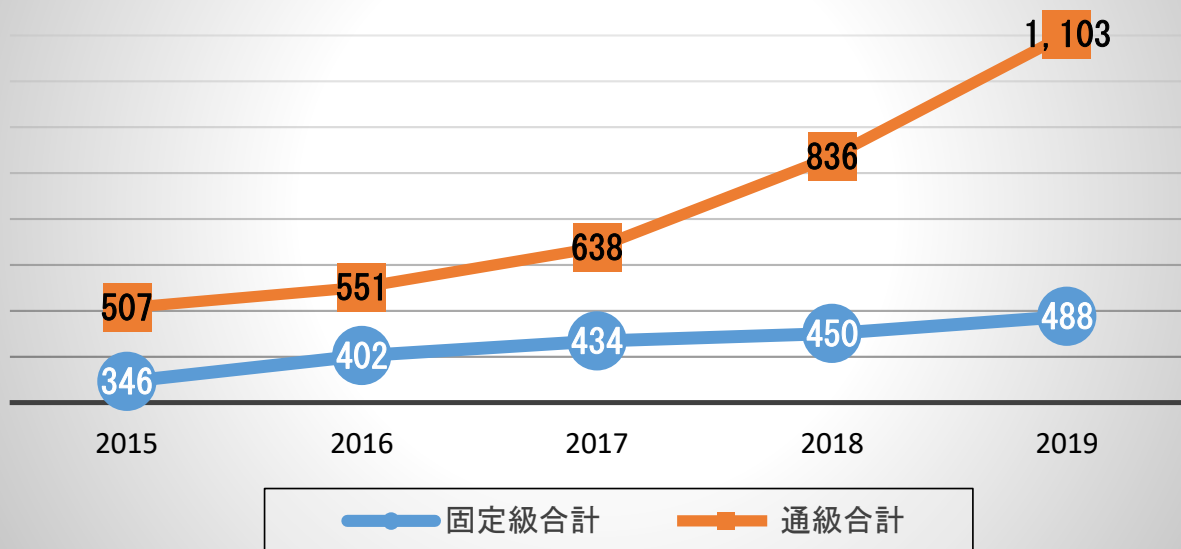
(3) 障がい種別ごとの児童・生徒数の推移

年度	設置小学校数／児童数								
	固定学級				通級等指導学級				
種別	知的	情緒	肢体	合計	弱視	難聴	言語	教室	合計
2015	20校 315人	2校 22人	2校 9人	346人	1校 6人	2校 18人	2校 60人	7校 423人	507人
2016	20校 353人	3校 40人	2校 9人	402人	1校 7人	2校 15人	2校 60人	7校 469人	551人
2017	20校 386人	3校 41人	2校 7人	434人	1校 7人	2校 14人	2校 61人	7校 556人	638人
2018	20校 390人	4校 52人	1校 8人	450人	1校 5人	2校 11人	2校 58人	8校 762人	836人
2019	20校 424人	4校 55人	1校 9人	488人	1校 9人	2校 13人	2校 68人	11校 1,013人	1,103人

※ 特別支援教室は、2015年度までは情緒障がい等通級指導学級として運営していました。2016年度から特別支援教室へと順次移行し、2018年度からすべての学校で特別支援教室となりました。

ここでは、情緒障がい等通級指導学級の指導担当校数と、特別支援教室の拠点校数を設置校数として記載しています。

小学校過去5年間特別支援学級 在籍者数推移

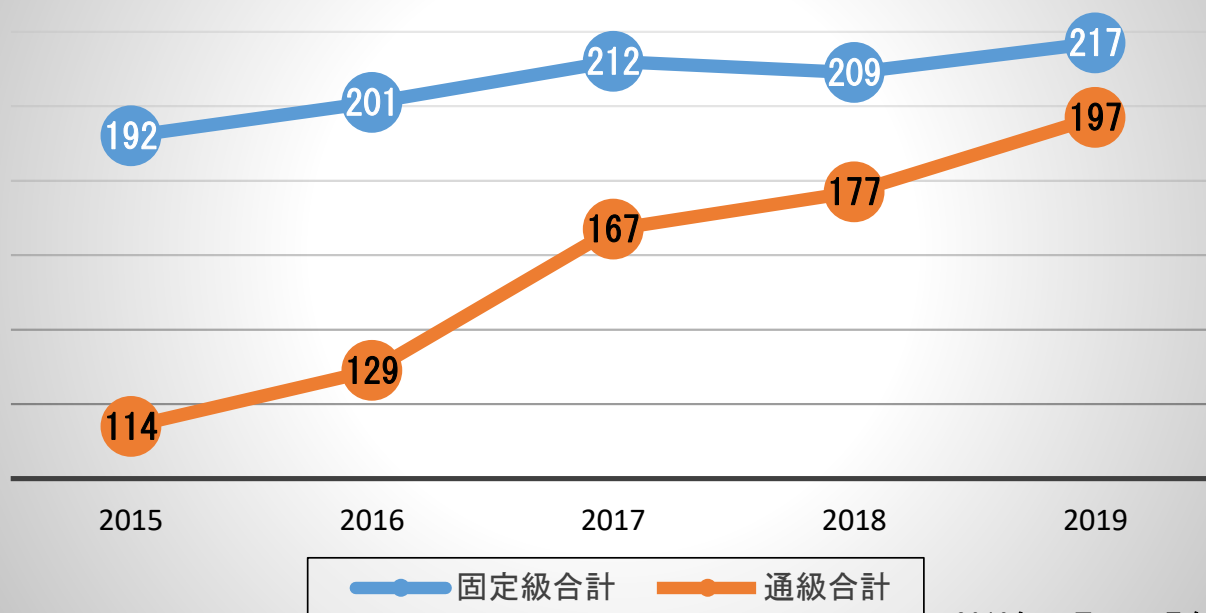


2019年5月1日現在

設置中学校数／生徒数							
年度	固定学級			通級等指導学級			
種別	知的	肢体	合計	難聴	情緒	教室	合計
2015	10校 183人	1校 9人	192人	1校 4人	3校 110人		114人
2016	10校 194人	1校 7人	201人	1校 3人	4校 126人		129人
2017	10校 209人	1校 3人	212人	1校 2人	4校 165人		167人
2018	10校 207人	1校 2人	209人	1校 5人	4校 172人		177人
2019	10校 214人	1校 3人	217人	1校 5人	3校 153人	1校 39人	197人

※ 2019年度から情緒障がい等通級指導学級は特別支援教室に順次移行となります。特別支援教室は、拠点校数を設置校数として記載しています。

中学校過去5年間特別支援学級 在籍者数推移



2019年5月1日現在



学校支援

- ・ 教員の指導力向上
- ・ 特別支援学級、特別支援教室の設置
- ・ 就学相談、進学相談



家庭支援

- ・ 教育相談
- ・ 特別支援教育に対する理解啓発



関係機関との連携

- ・ 子ども発達支援課との連携
- ・ 障がい福祉課との連携
- ・ 都立町田の丘学園との連携
- ・ 医療機関との連携

1 計画の基本目標

これまでの計画や取組状況等を踏まえ、次の3つを基本目標とします。

基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

「障がいがあっても地域の学校へ通いたい、通わせたい」という声に応え、これまで特別支援学級の設置を進めてきました。東京都の計画を受け小学校の情緒障がい等通級指導学級が特別支援教室（町田市ではサポートルームと呼んでいます）に移行し、2018年度より市内の全小学校で特別支援教室の指導を行っています。今後は中学校の特別支援教室の整備、特別支援学級の整備を進めていきます。また、学校の現状を踏まえ、ニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を進めていきます。

【重点目標】

- (1) 小中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割
- (2) 特別支援学級の設置
- (3) 特別支援教育支援員の適正な配置

基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

児童・生徒を最も身近で支えるのは学校の教員です。直接指導に携わる特別支援学級や特別支援教室等の教員の指導力の向上だけでなく、管理職や通常の学級の教員、児童・生徒の指導に関わる全ての教員が特別支援教育をより深く理解できるよう研修や会議等を充実させます。

【重点目標】

- (1) 教員対象研修の充実
- (2) 関係者会議の充実
- (3) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用

基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

子どもたちは、地域で生まれ地域で育ち、社会参加することで自立していきます。そんな子どもたちを保護者とともに支えるのは、学校や保育園・幼稚園、病院、子ども家庭支援センターなどの関係機関です。学校や関係機関、市の関係所管課等と連携して、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制を構築し、子どもたちを支えていきます。

【重点目標】

- (1) 教育センターの支援
- (2) 子ども発達支援課との連携
- (3) 障がい福祉課との連携
- (4) 都立町田の丘学園との連携
- (5) 医療関係者との連携

2 基本目標を達成するための具体的な取組

基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

(1) 小・中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割

通常の学級に在籍している情緒障がい等の生徒に対する指導内容の充実を図るため、巡回型の通級指導学級であるサポートルームを全校に設置します。

小学校では2016年度から設置し始め、2018年度に全校で完了しました。

中学校では2019年度から順次導入を開始し、2021年度に全校に設置します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	中学校 4校設置 (現状値)	中学校 7校設置 [累計11校]	中学校 9校設置 [累計20校]	小中学校 拠点校分割 検討	小中学校 拠点校分割 検討

(町田市教育プラン2019-2023 重点事業Ⅱ-2-2より)

(2) 特別支援学級の整備

地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級固定学級（自閉症・情緒障がい学級又は知的障がい学級）を整備します。

これまで、小学校延べ25校、中学校延べ11校に特別支援学級固定学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由）を設置しました。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	特別支援学級 整備計画策定 (小・中学校 延べ36校)	鶴川第四小学校 校に自閉症・情 緒障がい学級設 置 (小・中学校 延べ37校)	1校に設置 (小・中学校 延べ38校)	1校に設置 (小・中学校 延べ39校)	検討

(町田市教育プラン2019-2023 重点事業Ⅱ-2-3より)

(3) 特別支援教育支援員の適正な配置

特別支援教育支援員とは、学級担任及び教科担当教員の補助者として、特別な支援が必要な児童・生徒への介助、安全への配慮を行い、学校生活を支援します。2018年度から全校に配置しています。

今後も、全校に最低でも1名を配置し、さらに各学校からの要望を基に、必要に応じて追加での配置を行っていきます。

また、毎年配置基準の見直しをし、安定的な人材確保にも努め、各学校の状況に応じて適正な配置を行っていきます。

(1) 教員対象研修の充実

近年、特別支援教育へのニーズはより一層高まり、特別な支援を要する児童・生徒も確実に増えている現状があります。各学級や各教科等で指導する先生方においては、的確な児童・生徒理解のもと、誰もが意欲的に参加し、課題を克服していける授業を展開していくことが必要です。

現在、町田市はどの学校においても、全教員の中で若手教員が占める割合が多くなっています。特に、特別支援学級等においては、教員の入れ替わりが激しい中で、指導経験の浅い教員へのOJTに苦勞している現状があります。町田市の特別な支援を必要とする児童・生徒に対する一人一人の指導力向上を図るため、特別支援教育教員研修会を充実しています。教員の経験年数に応じた研修コースを3つ用意し、それぞれの課題に応じた研修会を実施していきます。

①特別支援教育教員研修会<経験年数別研修>

<ベーシック>

特別支援学級等教員や特別支援コーディネーターとしての指導又は担当経験が1～2年目の者。特別支援教育や発達障がいについて、またアセスメントや指導、連携方法について、基礎的なことを学びます。

<アドバンス>

特別支援学級等教員や特別支援コーディネーターとして、指導又は動き方の基本がおおよそ身に付いている者。知識や経験に基づく実践力を高めていきます。

<マスター>

これまでの知識や経験の蓄積に基づき、自ら提案したり現状の課題を改善したりすることができる者や、自分なりの方法で力量をつけるための研鑽に励んでいる者。特別支援学級やサポートルームの学級運営を意識して、特別支援教育のより深い理解を目指していきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	全5回中 コース別研修 を3回実施	全5回中 コース別研修 を3回実施	全5回中 コース別研修 を4回実施	全5回中 コース別研修 を4回実施	全5回中 コース別研修 を4回実施

②特別支援教育コーディネーター研修会

特別支援教育コーディネーターの役割について理解を深めるとともに、校内委員会の推進、校内での特別支援教育の理解促進に寄与できるよう、特別支援教育コーディネーターの資質向上に努めていけるように研修内容の充実を図っていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	年間5回実施	年間5回実施 研修内容の 評価・充実	年間5回実施 研修内容の 評価・充実	年間5回実施 研修内容の 評価・充実	年間5回実施 研修内容の 評価・充実 回数検討

③特別支援教室専門員研修

サポートルームの円滑な運営に向けて専門員の研修会を充実させていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	年間2回実施	年間2回実施	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施

※①～③の研修回数については、毎年見直しをするため、工程表の回数と異なることがあります。

(2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施

町田市内で特別支援教育のモデルとなる授業を展開できる教員を発掘及び育成し、特別支援教育における授業リーダーとします。授業公開や研修会での実践発表を通じ、他の授業改善につなげていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	小学校教諭 9名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定	小学校教諭 中学校教諭 複数名指定

(3) 特別支援教育推進モデル校の指定

自校の特別支援教育における課題を明確にし、研究開発を通じて課題解決を図ることと特別支援教育の質的向上を目指し、町田市特別支援教育推進モデル校を指定します。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	1校を指定	1校を指定	1校を指定	評価・見直し	評価・見直し

(4) 特別支援教育アドバイザー訪問

サポートルーム及び通常学級での効果的な経営、授業力向上のために、特別支援教育アドバイザーが学校へ訪問し、指導・助言を行っていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	拠点校 12校 1回ずつ	拠点校 20校 1回ずつ	拠点校 23校 1回ずつ	拠点校 23校 1回ずつ 評価・見直し	拠点校 23校 2回ずつ

(5) 要請訪問

学校からの要請を受けて、指導主事、特別支援教育アドバイザー、特別支援教育専任相談員等が学校へ訪問し、特別支援教育の視点から指導・助言を行っていきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	随時 2018年度 77件 2019年度 12月末日現在 70件	随時 訪問体制の 評価	随時 訪問体制の 見直し	随時 訪問体制の 評価	随時 訪問体制の 見直し

(6) 関係者会議の充実

①特別支援学級設置校長会

特別支援学級、特別支援教室設置校長会に参加し、町田市の特別支援教育の関する情報を伝えるとともに、学校の課題を把握し、センター事業との連携を図っていきます。

②中・高特別支援教育コーディネーター連絡協議会

市内都立高等学校、都立町田の丘学園との共催事業として、高等学校へ進学した生徒の情報交換を行い、切れ目のない持続的な支援につなげていきます。

③町田市子育てネットワーク連絡会

要保護児童等に対する関係者間の情報の交換と協議を行う機関として2006年4月に「子育て支援ネットワーク連絡会」を「要保護児童対策地域協議会」と規定しました。

この協議会は地域の子育て支援のネットワークを構築し、より強固なものとするため情報や認識の共有化を図り、支援や施策の方向性を検討して各機関が一体となった対応をすすめていくことを目的としています。子どもとその家族の支援を関係機関とのネットワークにより総合的に推進するために、普段から共通した認識のもとで虐待の問題にも対応できるようにしています。今後も継続的に参加していきます。

④町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・都立特別支援学校・学童連絡協議会

町田市にある就学前の子どもたちと関わる幼稚園・保育園・子ども発達センターと、就学先の小学校・都立特別支援学校小学部が、障がいのある子どもたちの保育・療育・教育についての情報交換等を行うことにより、連携体制を構築していきます。

⑤交流教育連絡会

都立町田の丘学園の児童・生徒が市内の小学校、中学校の子どもたちと共に活動する機会を設定することで、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成、障害に対する理解を深めることを目的として、都立町田の丘学園と町田市内の特別支援学級の設置されていない小学校・中学校が2年ごとに輪番で学校間交流学習を実施しています。

〈特別支援学校学習指導要領（平成30年3月告示）より〉

第1章第6節の2の（2）

（2）他の特別支援学校や、幼稚園、認定子ども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重しながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

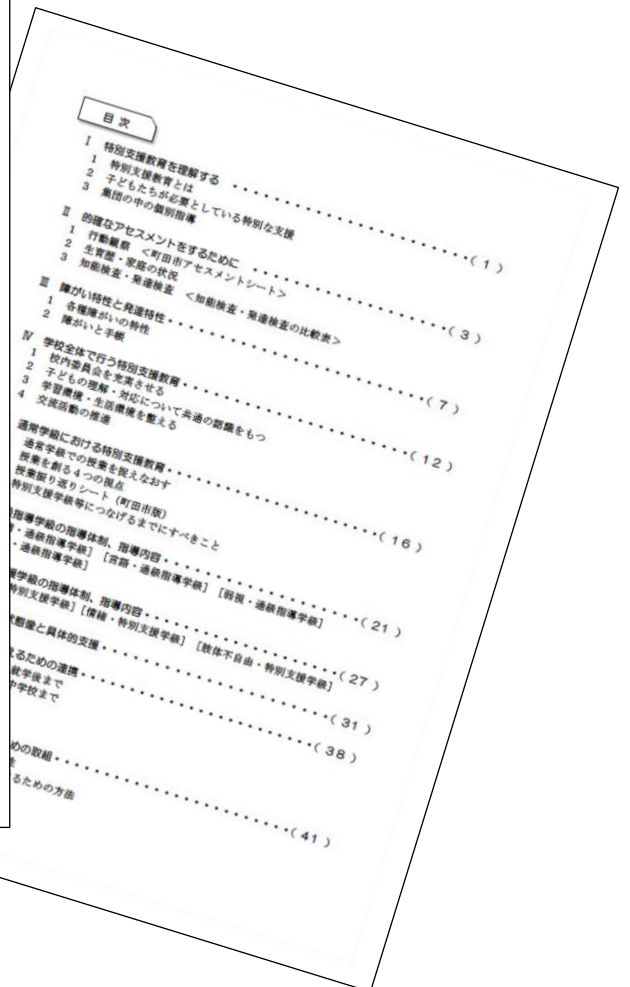
特に、小学部の児童生徒又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

(7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用

特別支援教育を実際に進めていく教員が、質の高い教育を提供していくためには、豊かな経験と実践的知識が必要です。現在、町田市の特別支援学級や通級指導学級、特別支援教室で指導を担当している教員には、若手が多く、教員の指導力や専門性を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

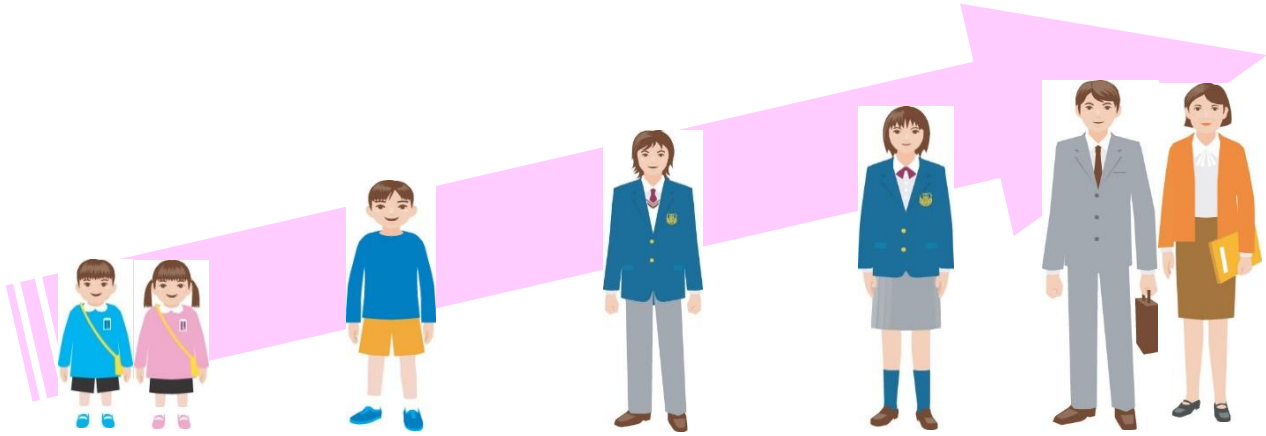
そこで、町田市教育センターでは、教員向けの特別支援教育ハンドブックを作成することとしました。このハンドブックは、学級担任や特別支援学級等の教員にとって、特別支援に関する基礎的・基本的知識となるもの、日々の指導におけるバイブルとなるもの、そして、OJTや研修の際に活用できるものになっています。

工程表	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	策定	活用	活用	活用 改訂内容の 検討	活用、改訂 第2版の策定



基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

支援のイメージ図



乳幼児 保育園・幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学、社会人
保育要録 幼稚園要録 就学時健康診断	指導要録	指導要録		
学校生活支援シート 個別指導計画				
就学支援シート 就学相談 教育相談	教育相談 入級相談 進学相談	教育相談 入級相談		
就学支援シート				
		進路相談 就労相談	進路相談 就労相談	就労相談
個別の支援計画				

(1) 教育センターの支援

①特別支援学級・サポートルームへの就学、進学

○就学相談

ア 小学校入学前

町田市の特別支援教育の制度・内容についてご理解いただき、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの特性に合わせた支援を保護者ととも考えていきます。相談会の資料として、子ども発達センターを利用している子どもについては、保護者の同意を得た上で、子ども発達センターから資料の提供をお願いしています。

イ 小学校入学後

・校内委員会

障がいなどにより支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため、各学校に設置しています。委員会は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の学級担任、養護教諭、特別支援学級教諭等で構成され、児童・生徒の支援や、特別支援学級（固定級）への転籍の必要性の検討、各通級（サポートルームを含む）への入級の必要性の検討等を行っています。

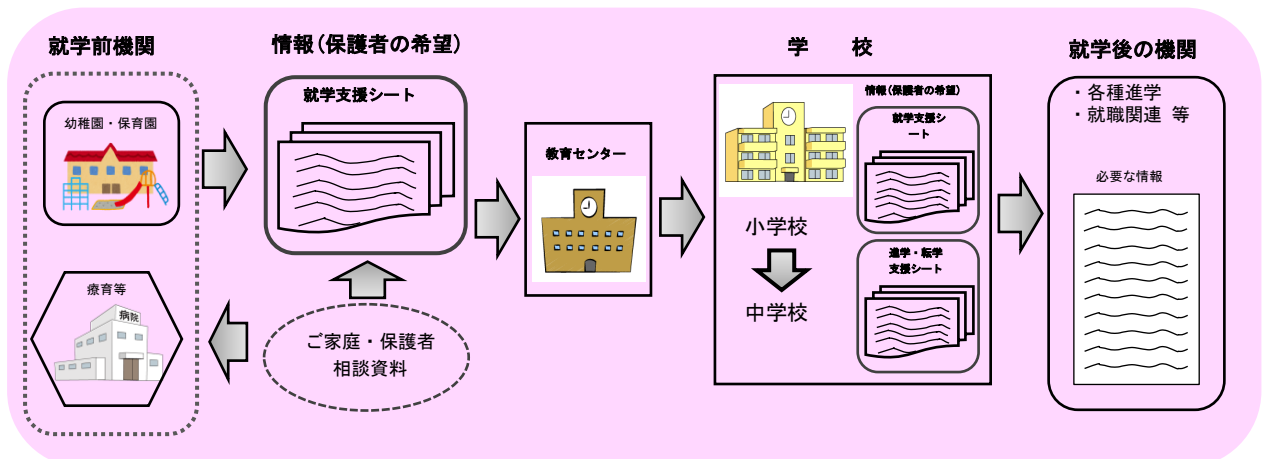
就学相談会、進学相談会、入級相談会の改善・充実

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	運営方法等の見直し	運営方法等の見直し	新しい運営方法での相談会の実施	相談会の充実・評価	運営方法等の見直し

・就学支援シート

幼児期から学齢期につなぐために、町田市内及び近隣市の幼稚園・保育園の年長園児の家庭に、園を通じて、「就学支援シート」を教育センターから配布しています。

保護者は、子どもについて知っておいてほしいこと、幼稚園・保育園、医療機関等からの情報をこの「就学支援シート」にとりまとめ、園を通じて教育センターに提出し、教育センターは、各小学校へ送付しています。



②教育センターが行う家庭支援

○教育相談の充実

町田市教育センターの教育相談では、市内の幼児から18歳までの子どもを対象とし、学校生活や家庭生活等に関する相談に応じています。相談の対象となるのは、子ども本人とその保護者はもちろんのこと、学校や保育園・幼稚園関係者も含まれます。

相談の内容については、不登校、いじめ、発達障がい、集団不適應、友人関係、学習に関する事、生活面に関する事等となっています。

相談の形態は以下の二つがあります。

ア 来所による教育相談

教育センターにて予約制で相談を行っています。臨床心理士及び公認心理師等の資格を持つ相談員が、保護者及び子ども本人にカウンセリングやプレイセラピーを行っています。相談は1回につき50分です。主訴となる問題が改善・解決するまで相談を続けられます。

イ 電話による教育相談

来所でのご相談が難しい場合、専用番号による電話での相談を行っています。電話による相談では、保護者のみに限らず、子どもご本人や関係者からの相談も受けています。相談員は主に教職経験者が担当していますが、相談の内容によっては臨床心理士及び公認心理師等の資格を持つ相談員が対応することもあります。

○発達・知能検査

教育相談においては、子どもの状態を正確にアセスメントするために、WISC-IVをはじめとする各種の心理検査及び発達検査を行っています。

教育相談の充実

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	相談体制の見直し	相談体制の見直し	新しい相談体制での教育相談の実施	教育相談の充実・評価	相談体制の見直し

○特別支援教育に関する理解啓発

町田市教育センターでは、毎年教育相談講座を実施しています。今後も教育相談に入る保護者からの相談内容を踏まえ、保護者や市民に向けた特別支援教育に関する講座を実施していきます。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	教育相談講座の実施（1回）	教育相談講座の実施（1回） 理解啓発方法の見直し	教育相談講座の実施（2回）	教育相談講座の実施（2回）	教育相談講座の実施（2回） 理解啓発方法の見直し

(2) 子ども発達支援課との連携

子ども発達支援課は、それまでのすみれ教室の職員体制及び管理体制を見直し、強化するために、2018年4月の組織改正により設置されました。

主に子ども発達支援計画の推進を担う推進係、発達の不安に関する相談を受ける相談係、子どもの発達の状態に合わせた療育サービスを提供する療育係の3係で構成しています。

子ども発達支援課は、児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、町田市子ども発達センターを所管しており、センターでは、児童発達支援や保育所等訪問支援、障害児相談支援などの事業を行っています。

発達に不安がある子どもの保護者は、就学を機に相談機関が変わり継続して相談や助言等を受けることができない状態でしたが、2018年4月より、子どもの発達に関する相談窓口の対象を、従来行ってきた乳幼児に加え、心身の発達において特別な配慮が必要な18歳未満の子どもに拡大しています。関係機関の核となり、相談者を必要に応じて教育センターや地域子育てセンター、保健所などの各機関のサービスにつなぐことで切れ目のない支援を行っています。

また、障がい児等が利用できる障害福祉サービス利用のためのサービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成、障害福祉サービスの申請受付等に係る業務を障がい福祉課から一部移管を受け、障がい児福祉サービスのワンストップ化を図っています。

なお、重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもを、保育園等で安全に受け入れる体制を整備するとともに、支援体制の一層の充実に向けた検討を行うために、医療、教育、保育、障がい福祉、子育て支援などの関係機関で構成する協議会を設置し、協力して支援の充実を図っています。

○療育記録ノート

町田市では、子どもの発達や相談に対する経過など情報引継の支援体制は、教育センターが就学時に小学校に提出している「就学支援シート」と、各々の機関で行っている申し送りのみとなっているため、保護者が子どもの情報について、各機関に同じ説明をくり返すことが多い状況となっています。

そこで、子ども発達支援課では、入園・入学時にこれまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録する（仮）療育記録ノートを作成し、希望する保護者に配布し、療育の記録等の情報を関係機関と共有できるようにする準備・検討を行っています。

就学、進学、就職等の際に、（仮）療育記録ノートを提示することにより、その後の指導に対して効果的に活用することができ、保護者は同じことを何度も説明しなくても済むようになります。

（仮）療育記録ノートは、2019年度の配布を予定しており、現在、他自治体の事例を収集し、内容や提供形態の検討を行っています。

(3) 障がい福祉課との連携

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方・難病を患っている方に関する福祉の窓口です。障がい福祉課の各担当係の業務内容については以下のとおりです。なお、障がいに関する相談につきましては、お住まいの地域の障がい者支援センターにてお受けしています。(→資料編49ページ)

【総務係】	<ul style="list-style-type: none"> ①市内障がい者団体の支援 ②障がい者施設の開設や運営に関する相談
【福祉係】	<ul style="list-style-type: none"> ①心身障害者医療費助成 ②難病医療費助成の申請 ③自立支援医療（更生医療） ④障がい手当制度 ⑤身体障害者手帳、愛の手帳の申請 ⑥東京都心身障害者扶養共済制度 ⑦手話通訳者・要約筆記者の派遣（※） <p>※手話通訳技術を持つ嘱託職員1名が月、火、木、金曜日の開庁時間に在籍しています。水曜日は9：00～17：00に手話通訳者が在籍しています。</p>
【支援係】	<ul style="list-style-type: none"> ①障害福祉サービス（障害児通所支援含む）の給付（受給者証の交付・請求審査・高額償還） ②障害支援区分認定審査会事務局 ③精神障害者保健福祉手帳の申請 ④自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請 ⑤精神障がい者デイケア利用の相談 ⑥補装具、日常生活用具、住宅設備改善等の給付 ⑦緊急一時保護事業 ⑧移動支援事業 ⑨基幹相談支援センター業務

(4) 都立町田の丘学園との連携

東京都特別支援教育推進計画において、特別支援学校と地域の小学校・中学校等との日常的な学校間連携による教育的支援と、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、障がいのある幼児・児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援を目的として、地域性と専門性を兼ね備えたシステムである「エリア・ネットワーク」の整備を図っています。

具体的には、「エリア・ネットワーク」を有効に機能させるための拠点となる学校として、町田市では都立町田の丘学園がセンター校に指定されており、都立町田の丘学園と町田市は連携強化に努めてきました。都立町田の丘学園がセンター的機能を発揮し、町田市立小学校・中学校や町田市教育委員会に対して、研修会の講師派遣や協議会への参加、副籍等による交流及び共同学習等、様々な支援を行っています。

都立町田の丘学園は、町田市教育委員会と緊密な連携を図りながら、下記のようなセンター的機能があります。

- ア 地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校からの要請に基づく巡回相談
- イ 地域の教育委員会、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校への研修会講師派遣
- ウ 地域の教育委員会が実施する就学相談・転学相談、教育相談への支援
- エ 後期中等教育（進路指導）に関する相談支援
- オ 乳幼児やその保護者を対象とした早期相談の実施
- カ 副籍等による交流及び共同学習の実施
- キ 学校公開や公開講座等の実施による地域の理解促進、啓発
- ク 特別支援教育に関する情報提供
- ケ 地域の教育、福祉等の行政機関が実施する施策

～副籍制度による交流状況～

町田市における副籍交流の人数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
副籍交流実施者数	152名	167名	174名	175名	182名
直接交流実施者数	52名	64名	67名	66名	75名

本市の副籍交流の実施者数は年々増加しています。2018年度（平成30年度）から交流の様子を報告し合う「交流及び共同学習の実践報告会」を開催し、町田市特別支援教育コーディネーターと都立町田の丘学園の保護者の方々に参加して頂きました。

①副籍交流とは……………

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小学校、中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことで、2015年度（平成27年度）入学生から、原則として都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍している全ての児童・生徒が副籍をもっています。

②副籍制度の目指すもの

ア 共生社会の実現

共生地域とは、「障がいのある人と障がいのない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす社会」のことで、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念です。

副籍制度が、障がいのある子どもと障がいのない子どもをつなぎ、真に支え合って生きる共生社会の形成に向けて、本市でも東京都立町田の丘学園と連携しながら取り組んでいます。

イ 共生社会の担い手の育成

共生社会を実現するためには、その担い手となる人材の育成が重要です。そして、将来の共生社会を担う人材こそ、地域の小学校や中学校、都立特別支援学校で学ぶ子どもたちです。副籍制度に基づく交流活動は、子ども一人一人の「心」を育てる教育の場であり、それは単に障がいのある人への理解にとどまらず、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にすると人格の形成にもつながります。

本市では、副籍制度を通じて将来の共生社会の担い手となる人材を育て、地域の未来を子どもたちに託します。

③本市の副籍制度の推進

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子ども」です。その点で共生社会の実現やその担い手の育成に向けては、今後、教育委員会が果たす役割が一層重要となってきます。こうしたことから、これからの副籍制度は就学（転学）相談の過程で、副籍制度に関する保護者の意向を十分に聞き取り、責任をもって地域指定校を決定することや学校間で交流活動の内容や方法に「差」が生じないように、市内の小・中学校への理解推進及び交流活動の充実を図っていくことがより一層求められていきます。

(5) 医療関係者との連携

特別支援教育を受ける児童・生徒の中には、発達面・情緒面の課題から行動上の問題が大きいため、医療機関での受診及び服薬治療を進めることが必要なお子さんもいます。

ここで気をつけなければならないのは、医療機関だけで児童・生徒の抱えている課題や問題が解決するということではない、ということです。医療機関で行われる服薬治療やカウンセリングなどと併せて、学校と家庭において療育的な支援を進めていく必要があります。

例えば医療関係者は、服薬治療をしている場合には使用している薬の効果と副作用、処方上の注意をしっかりと教師と保護者に説明する必要があります。また、教員は学校での本人の行動上の課題をきちんと把握するとともに、服薬による副作用などの事態への準備をするとともに行動改善に必要な支援を行います。そして家庭では、お子さんの状態に一喜一憂せず、家庭の行動についてもきちんと把握しながら医師や教員と相談を重ねていく必要があります。このようにして三者が情報を丁寧に共有し、お子さんの状態の変化を見極めながら関わりを考えていくといった連携が理想的と言えるでしょう。

その際に留意すべきこととして、医療関係者と学校とが児童・生徒のことにに関して情報交換をする場合には、必ず事前に保護者の了解をとること、できれば保護者から医療関係者に一報を入れてもらうこと、が大切です。また、情報を共有するにあたっては、医療関係者には守秘義務があり当該のお子さんに関するすべての医療情報を出せるわけではない、ということにも注意が必要です。これらを事前に理解した上で、医療関係者と有効な連携を行い、良好な関係を構築していくことも学校には求められています。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
工程表	連携内容・ 方法の検討	連携内容・ 方法の検討	実施	実施	実施 見直し

IV その他

1 医療的ケアを必要とする子への対応

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが増えています。一方、医療的ケア児の日常生活を支える保護者の負担は非常に大きく、地域の行事や活動などへの参加経験が少なく、社会参加が少ない傾向があります。

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその家族が、地域の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させると共に、このような子どもが関わっている機関の連携を強化することが求められています。

児童福祉法改正により、市町村に対し、医療的ケア児等の支援を行うための関係機関の協議の場を設けることが求められたことも踏まえ、町田市では、医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会を設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の関係機関が連携して医療的ケア児等に適切な支援を提供するための体制構築に向けた意見交換等を行っています。

2018年度には、保育所等で受け入れが難しかった医療的ケア児について、より安全に受け入れる体制の構築に向けた協議を行い、町田市は協議会からの意見を参考に、適切な保育環境を整えて受け入れを行うことを目的とした「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しました。

医療的ケアを必要とする子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、医療的ケア児の状態やその家族の状況やニーズを適切に把握し、関係機関と協力して支援の充実を図っていきます。

2 中学卒業後の進路について

(1) 特別支援学級（固定学級）卒業生徒の進学先

都立特別支援学校高等部（普通科・就業技術科）に多くの生徒が進学しています。その他にも都立高等学校では定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに、私立高等学校では通信制や高等専修学校に進学しています。

(2) 特別支援学級（通級）卒業生徒の進学先

都立高等学校では全日制普通科をはじめ、定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに進学しています。

私立高等学校では全日制普通科をはじめ、通信制や高等専門学校、高等専修学校に進学しています。

3 様々な相談機関

(1) 教育相談（教育センター内）

市内の幼児から18歳までの子どもの様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

住 所 町田市木曽東3-1-3
電話番号 042-792-6546（来所相談専用）
042-792-6548（電話相談専用）

(2) 就学相談（教育センター内）

市内の公立小・中学生及び公立小学校に入学予定の未就学児の中で特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、通級指導学級（サポートルーム含む）や特別支援学級、特別支援学校への就学・転学及び入級の手続きや相談を行います。

住 所 町田市木曽東3-1-3
電話番号 042-793-3057

(3) 町田市子ども家庭支援センター

0歳から18歳未満のお子さんとは家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談を受けます。

住 所 町田市森野2-2-22
電話番号 042-722-3111（代表）

(4) 東京都八王子児童相談所

児童に関する養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談など様々な相談に対応しています。また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

住 所 八王子市台町3-17-30
電話番号 042-624-1141

(5) 町田市子ども発達センター

0歳から18歳未満の障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行います。

住 所 町田市中町2-13-14
電話番号 042-726-6570

1 町田市特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

第1 設置

町田市特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項を検討するため、町田市特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 町田市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- (1) 町田市公立小学校校長会の代表 1人
- (2) 町田市公立中学校校長会の代表 1人
- (3) 東京都立町田の丘学園の校長又は副校長 1人
- (4) 小児精神科医等の医師 1人
- (5) 学識経験を有する者 1人
- (6) 町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- (7) 町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- (8) 市民の代表
- (9) 市内の幼稚園園長の代表 1人
- (10) 市内の保育園園長の代表 1人
- (11) 町田市保健所の職員 1人
- (12) 地域福祉部障がい福祉課の職員 1人
- (13) 子ども生活部子ども総務課の職員 1人
- (14) 子ども生活部子ども発達支援課の職員 1人
- (15) 学校教育部指導室長
- (16) 学校教育部指導課統括指導主事
- (17) 学校教育部教育センター所長
- (18) 学校教育部教育センター統括指導主事
- (19) 学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー
- (20) 学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員

第4 委員の任期

1 委員の任期は、委嘱し、又は指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、4年間年度ごとに振り返りを行い、評価をしていただくために任期を継続するものとする。また何かしらの事情で委員が交代する時は、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で組織する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループは、委員会から指示された事項について検討する。
- 3 作業グループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育センターにおいて処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

2 町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿

	選 出 区 分	氏 名
1	町田市公立小学校校長会の代表	関 雅人
2	町田市公立中学校校長会の代表	柳田 拓史
3	東京都立町田の丘学園校長	茂木 裕之
4	小児精神科医等の医師	西本 佳世子
5	学識経験を有する者	五十嵐 一徳
6	町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表	舟崎 美香
7	町田市立小・中学校特別支援学級の保護者の代表	米山 美佳
8	市民の代表	高橋 圭子
9	市内の幼稚園園長の代表	早坂 悦子
10	市内の保育園園長の代表	吉浦 和幸
11	町田市保健所保健予防課長	上田 直子
12	地域福祉部障がい福祉課長	中島 佳子
13	子ども生活部子ども総務課長	鈴木 亘
14	子ども生活部子ども発達支援課長	山之内 敦郎
15	学校教育部指導室長兼指導課長	金木 圭一
16	学校教育部指導課統括指導主事	宇野 賢悟
17	学校教育部教育センター所長	林 啓
18	学校教育部教育センター統括指導主事	辻 和夫
19	学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー	丸 節子
20	学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員	前川 圭一郎

3 町田市特別支援教育推進計画策定の経過

日付	主な内容
2019年 3月14日(木)	第1回合同作業部会(プログラム部会、ハンドブック部会) ・策定の経緯について ・検討事項の確認 ・役割分担
4月16日(火)	第2回作業部会(プログラム部会) ・作成内容確認 ・役割分担
5月20日(月)	第1回検討委員会 ・委員の委嘱 ・推進計画策定の経緯について ・ハンドブック作成の経緯について ・協議 ・今後のスケジュールについて
5月30日(木)	第3回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
7月 4日(木)	第4回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
8月 5日(月)	第2回検討委員会 ・協議
9月25日(水)	第5回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
10月18日(金)	第6回作業部会(プログラム部会) ・作成原稿確認 ・追加、修正箇所の確認
11月18日(月)	第3回検討委員会

記入例

一人一人を大切に

楽しい学校生活のために

就学支援シート



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性が
あります。小学校への入学を迎え、幼稚園・保育園・療育
機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや、小学校
に引き継ぎたいことがあれば教えてください。

お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮できるよう、
学校と家庭がしっかりと手を結び、お子さんに必要
と思われる支援や配慮について考えていきましょう。



お子さんのお名前		就学予定 小学校名	町田市立 小学校
保護者の方のお名前		入学年度	年度入学
保育園・幼稚園から		記入者	
療育機関等から		記入者	

町田市教育センター

No.1

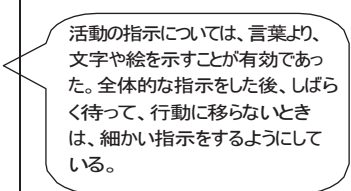
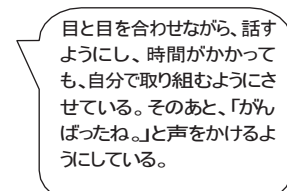
	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から	
好きなこと・得意なこと	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動
嫌いなこと・苦手なこと	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動

大人に対しては、警戒心
や緊張感を持たず、素直
な気持ちを表現してい
る。

数字も書ける。「足し算が
できた」とうれしそうに話
していた。

人に合わせるのが苦手
で、自分の意に添わないと
パニックを起こすことがあ
る。回数は、以前と比べ、少
なくなっている。

町田市教育センター

	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から
性格・行動に関すること ○性格の特徴 ○行動の特徴 例：多動性、衝動性、自傷 他害行為、パニック、爪かみ、指しゃぶり、チック、吃音、場面緘黙など ○興味や関心のある事柄や範囲とその程度等			
指導上の工夫や必要な配慮 (大切にしてきた内容や方法) (就学後の支援にむけて)	 <p>活動の指示については、言葉より、文字や絵を示すことが有効であった。全体的な指示をした後、しばらく待って、行動に移らないときは、細かい指示をするようにしている。</p>		 <p>目と目を合わせながら、話すようにし、時間がかかっても、自分で取り組むようにさせている。そのあと、「かみばったね。」と声をかけるようにしている。</p>
そ の 他			
※当スペースでは記入できない場合には、別紙にて添付してください。			
関係者機関から (医療機関等)			

町田市教育センター

○就学支援シートの活用について

町田市では、教育的支援や個別の配慮が必要な子どもが、初めての小学校生活を不安なく安心してスタートできるように、保護者や幼稚園・保育園に就学支援シートの作成をお願いします。

この就学支援シートは、家庭や幼稚園・保育園・子ども園・療育機関等での生活の様子や大切にしてきたことを、入学する小学校に直接伝えていくための貴重な資料となっています。子どもの特性や苦手なこと、気持ちの不安定な場合の対応についてなど、就学支援シートをもとに情報の引継ぎを円滑に行っています。入学前にちょっとした配慮等がされることで、子どもの小学校生活は過ごしやすくなります。

就学支援シートをもとに町田市では年に2回、町田市にある幼稚園・保育園・子ども発達センターと、就学先の小学校・特別支援学校小学部・学童保育が、教育的支援や個別の配慮が必要な子どもについての情報交換等を行い、連携体制を構築しています。

○進学・転学支援シートの様式

進学・転学支援シートについて

町田市教育センター

1 目的

「進学・転学支援シート」は、小学校から中学校へ進学する際、または、現在通学している学校から転学する際に、通学している学校における子どもの様子や指導の工夫を引き継ぎ、学校生活に困難さや苦手さがある子供の進学・転学後の学校生活を適切なものにしていくために作成するものです。

2 対象となる児童・生徒

小学校においては、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」や「個別指導計画」をもとに、必要な支援を行っていた児童及び特別な教育的支援が必要な児童で、中学校でも引き続き支援が必要であると考えられる児童について、保護者の同意のもとに作成します。同様に、現在、通学している小・中学校から転学する児童・生徒についても保護者の同意のもとに作成します。

3 進学・転学支援シートの主な内容

- ・学習の様子と配慮
- ・指導内容・方法の工夫や配慮などに関すること（指導で大切にしてきたこと）
- ・進学・転学後も引き続き教育支援が必要と思われる内容や配慮事項など

4 進学・転学支援シートを受け取った学校での対応

進学・転学支援シートに記入された今までの支援方法を参考にしながら、保護者と相談して、継続的に支援を行っていきます。

5 進学・転学支援シートの作成の流れ（進学の場合）

*** 転学の場合は、適宜、作成する。**

①教育センターが進学・転学支援シートの活用について、校長会や副校長会、特別支援教育教員研修会等で説明し、学校側が準備を始める。 【10月】



②学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画をもとに必要な支援を行ってきた小学校6年生の特別支援学級の担任や通常学級の担任は進学・転学支援シートについて該当する保護者へ伝え、希望する保護者については、進学・転学支援シートを作成する。 【11～2月】



③進学・転学支援シートを作成した学校は、町田市教育センター（特別支援教育担当）へ提出する。その他の資料等は、シートの中に挟みこむ。 【3月5日（水）必着】



④町田市教育センター（特別支援教育担当）は、進学・転学支援シートを各中学校へ送付する。 【3月中旬】

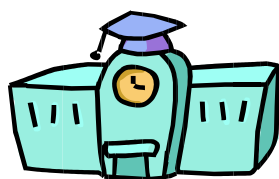


⑤進学・転学先の学校は、今までの支援方法を参考にしながら、保護者と相談して継続的に支援を行っていく。

2020年度向け

新しい学校での 生活のために

進学・転学支援シート



子供には、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。一人一人の背の高さや好きな食べ物などが異なるように、興味のもち方や物事へのこだわり方、友達とのかかわり方なども様々です。

現在、在籍校で、一人一人の子供が、どのようなことにやりにくさを感じているのか、どのようなことでつまづいているのかを保護者と一緒に考え、支援の方法を工夫していきたいと考えています。

子供が今まで培ってきた力を十分発揮できるよう、今まで蓄積された情報を進学する学校でも引き継ぎ、発展させていくことが大切です。

進学・転学先学校名	
在籍学校名	
児童・生徒氏名	

町田市教育センター

各項目に書ききれないときは、別紙に記入し、貼り付けるなどしてください。

記入例

児童・生徒氏名()

I 健康・生活の様子と配慮事項

身体・健康	* 視覚、聴覚、発音、筋力、食事などの様子と配慮事項。 食べ物は、好き嫌いはないが、食べやすく工夫する必要がある。
環境	* 音や集団などの環境に対する配慮事項。 大きな音や集団がざわざわしていると落ち着かなくなる。高音が苦手である。
日常生活	* 医療機器や用具の使用、排泄など配慮事項。 指導者の口元や友達の動きが見える席にし、周囲を見ながら作業できるようにしている。両耳とも補聴器を装着している。また、補装具を装着している。

II 学習の様子と配慮事項

人との かかわり	人との かかわり	誰とでもかかわれる、特定の相手とならかわれるなどの様子と配慮事項 担任とのコミュニケーションは良好だが、知らない人と話すのは苦手である。
	集団への 参加	集団での指示・理解や集団参加への支援の程度、配慮事項 特別な介助は必要としないが、注意がそれやすく全体への指示は通りにくい。作業等の見通しを持つことが困難なため、手順を箇条書きにして示した。
	意思疎通 の方法	言語・指示の理解、要求の伝達方法、配慮事項 口頭の指示では理解が難しい。個別の指示が必要である
学 習 (ことば・数など)	国語	好きなことから、苦手な項目、読む・書く・聞く・話すこと、有効な支援方法など 読書は好きだが、音読より黙読した方が理解できた。拗音や○年生程度の漢字を書くことにつまずきがある。作文は、添削後にワープロで清書した。
	算数 数学	好きなことから、苦手な項目、特に重視した課題、有効な支援方法など 計算は学年相当にできるが、文章題は苦手である。
運 動 (粗大・微細運動)	走るときにやや左に重心がかかる。はさみの使用は、時間を多めにとれば、一人でできる。	
指導内容・方法	* 教材や教具、環境や働きかけの工夫、支援のコツ、パニックが起こったときの対応方法、効果的な指導など 視覚的教材の活用、解答用紙の拡大コピー、課題や宿題の量を軽減した。パニックの予兆をつかみ、心を静めるためのサインや部屋を決めた。係分担やクラブ活動など、本人の長所や興味を生かし認められた活動など。	

III 性格・行動に関する配慮事項

誰にでもよくあいさつをする。自分が悪いことを指摘されるとパニックになり、机の下にもぐってしまう。少し待ってから声をかけると戻ってきた。

記載者 印

校長 印

作成年月日 2020年 月 日

●進学後の生活に関する家庭の意向、要望、期待など *保護者記入欄

学校生活	* 身体・健康、日常生活における配慮事項
その他	通級指導学級や専門機関との連携方法、通級した日の配布物や評価についての対応など。

5 就労への道

特別支援教育を進めるにあたって、将来の就労が保護者にとっても重要な関心事になっています。そのことについて下記の法律ができたことが障がいのある子供の保護者にとっても、企業においても大きな意識や環境の変化を起こしています。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

(以下「障害者差別解消法」という)

障害者差別解消法は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に定められた障害者権利条約の原則を具体化するために、2013年(平成25年)に制定されました。

①障害者差別解消法の目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

②障害者差別解消法の概要

この法律では、主につぎのことを定めています。

- 1 国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- 2 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- 3 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。また、相談および紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

③障害を理由とする差別とは

この法律では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」および「合理的配慮の不提供」を差別と規定しています。

④不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことが禁止されます。

⑤合理的配慮の提供

個々の場合において、障害のある方から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある方の権利利益を侵害することがないように、合理的配慮を提供することです。

⑥社会的障壁とは

障害者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものです。

- 1 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)

- 2 制度（利用しにくい制度など）
- 3 慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- 4 観念（障害のある人への偏見など）

（2）都立特別支援学校等の取組

現在、高等学校での状況は、軽度知的障がいのある生徒を中心に、障がいのある生徒が年々増加しています。高等学校を卒業した生徒は、6割が授産施設に入所・通所し、3割は企業等で働いています。授産施設では、入所・通所者の高齢化と定員不足が起きており、高等学校卒業生の進路確保が難しくなっているのが現状です。法定雇用率の引き上げや対象企業の拡大も図られており、高校生を雇用する企業は、今後も増加していくとみられていますが、一般就労できれば、より多い収入が得られ、労働意欲が高まると思われます。

障がい者が働きたいという意欲を活かして、安定した生活をおくるためには、軽度知的障がい生徒をはじめ一般就労希望者をできるだけ一般就労に結び付け、中・重度知的障がい生徒の福祉就労先を確保する取り組みが重要となってきます。今後は、軽度の知的障がいの生徒を対象とし、職業教育に特化した新たな学校システム「高等特別支援学校」を整備したり、あるいは職業教育に特化した専門学科「総合産業学科」を設置して、多様な業種への就労に対応可能な専門教科を実施したりして、希望する業種や職業適性等を踏まえて自ら進路を選択し、就職に直結する力を高めるためのカリキュラムを編成したりするような方法が必要であるかと思われます。この「高等特別支援学校」が整備されると、中・重度の生徒へのきめ細かな支援が可能となり、リーダー意識も芽生え、就職できる生徒も増える可能性があるとのことです。

また、職業教育に特化した専門学科「総合産業学科」を設置して、多様な業種への就労へ対応可能な専門教科を実施しているのは「東京都立南大沢学園」で、平成22年4月に開校しました。東京都立の高等特別支援学校は、平成18年4月に開校した永福学園から3校目で、すべて同じ理念のもと、就業技術科（サービス系の5コース）を設置し、専門教育に関する教科として、自分の得意分野を探するためにトライアル実習にて①～⑤の全コースを経験して3年で自己決定：ライフスタイルを描くということを行っています。

【流通・サービス】 ①ビルクリーニング ②エコロジーサービス
③ロジスティクス ④食品加工 ⑤福祉

雇用に直結する教科を設定し、企業での課題に対する指導を徹底、学校で培った基礎基本を発展し、働く意欲・職業マナーの向上を目指しています。

コース選択により、多様な業種の体験が可能となり、長期間の企業内実習が可能、また専門高校の実習室を活用したり、特別支援学校の専門教科の授業を一緒に行ったり、各校の強みを相乗効果的に活用することで、お互いの教育内容の質を向上させることができます。障がいのある生徒とない生徒が日常的に交流や共同学習を実施できるなど新しい方策が進められています。

これらの高等学校での実例で、高等学校までは障がいのある方の就労への取り組みが進んできていることが分かります。就労は、小学生、中学生のうちから教員がどれだけ個々の特性にあった就労について導くことができるのかが重要であり、体験を生かした職業教育、進路指導の充実を図ることの必要性をどこまでできるのかが課題となってきます。

(3) 先進的に障がい者の雇用を行っている企業等の意見

・企業等における雇用

株式会社キューピーあい 代表取締役社長 中林 良則

創立当時6名だった障害者社員も現在では、66名に増えました。業務内容も、管内物流、清掃業務、売店食堂、リラクゼーション、デザイン印刷、発送業務、DM封入、工場ユニフォームレンタル業務、農作物と業務も多岐にわたります。

私たちは障がい者の皆さんを決して労働力とは考えず、個人の能力を日々の仕事によって伸ばしてあげることが自立につながり、自立を支援することが私たちの使命であると考えています。ご家庭での5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）がしっかりと習慣化されていれば、私たちが働くアセスメント・環境整備・提供の仕方を準備することで、徐々に仕事に向かう態度ができ始め、能力も向上します。長い時間を経て、積極性、責任感、協力、協調性が育まれて行くわけです。日々反復することで能力は向上し、段取りしながら一人で最後まで仕事ができるようになります。キューピーアイは共生社会を目指し、障害者雇用に日々取り組んでいます。

社会福祉法人 ポア・すみれ福祉会 ニーズセンター花の家施設長 畠山 史郎

2013年3月に特別支援学校を卒業された後、花の家に事務員として一般就労された方を紹介します。その方は身障手帳1級をお持ちの方で、移動は電動車いすを利用します。知的障がいはありません。人柄は良くコミュニケーションや人間関係は良好です。卒後の進路を考える際、保護者は福祉施設の利用を要望しましたが、学校は本人の力と可能性を信じて一般就労を推していました。最終的には本人の気持ちを大切にすることで合意し、就労を目指すことになりました。通勤は自主通勤が前提でしたが、この方の場合は公共交通機関を使った自主通勤はできませんでした。今なら合理的配慮と言えそうですが、色々な意見はあったものの利用者が乗る送迎バスを利用することで決着しました。仕事内容は様々なデータのPC入力を中心に、電話対応、ポスター作成等を行っています。給料を貯めて、家族を旅行に連れていくなど、今の生活を楽しんでいるようです。

町田市役所 総務部職員課担当課長 牧 伸子

町田市役所では、毎年継続して身体障がい者を常勤職員として採用しており、最近10年では年に2名程度の採用を行っています。地方公務員であるため、決まった勤務時間に対応できる方という制約はありますが、障がい者であってもそれぞれの適性を活かし、健常者の職員と同じように働くことができ、実際に福祉、税務、産業などさまざまな分野で活躍しています。基準に基づく定期的な異動もあり、複数の業務を経験できることも魅力のひとつです。採用に当たっては、それぞれの適性を活かせるよう、障がいの状況について一人ひとり確認しています。また、採用後も産業医面談によるフォローを行っているほか、障がいのある職員にアンケートを行い、可能な限り最大限に職員の意見を取り入れた職場環境の整備を行っています。2019年度現在、常勤職員としての採用は身体障がい者に限られている（※）ため、今後、精神障がい者、知的障がい者にも門戸を広げられるよう、職場環境の整備やサポート体制の充実を図っているところです。

（※）2017年度から2名の知的障がい者を非常勤職員として採用しています。

みずほビジネス・チャレンジ株式会社企画部職場定着支援チーム 大森 理智

当社は、みずほフィナンシャルグループの特例子会社です。町田市にある本社の外、銀行本部ビル内（大手町・内幸町・呉服橋）に3箇所の事務所と横浜市鶴見に業務センターがあり、様々な障がい（肢体・聴覚・内部・視覚・知的・精神・発達）を持った社員が260名を超え、各種銀行事務、事務補助業務を行っています。

本社の雇用スタイルは、様々な障がいを持つ者が混在するチーム編成とし、障がいを持つリーダーを中心に協力して業務を行っています。その結果、お互いに障がいを受容する動きが生まれ、相互に助け合う環境が育ち、ながくはたらきやすい職場となっています。また、障がいを持つ社員の職場定着支援を専門に行うジョブコーチが社内に36名在籍、業界随一の規模となっています。ジョブコーチは拠点毎に常駐し、社員の業務サポートをはじめ、定期・不定期の面談等、日々相談対応・アドバイスをを行い、安心して働きやすい環境作りに努めています。

(4) 就労への道のり

障がいのある方向けの仕事の探し方 道のり

現 在

仕事を探したい！
どんな仕事があるの？

何から始めればいいのか？
いろいろ不安がある・・・

知識や能力をつけて
就職したい！

障がい者の就職
サイト等で自分で探す

求職

相談

相談

A. 仕事の紹介・相談先

①ハローワーク町田
(障がい者向け窓口あり)

就職活動



うまくいかない時は・・・

相談

アドバイスを元に活動

B. 就職・職場問題の相談先

町田市障がい者就労・生活支援センター
②りんく ③レッツ

④障がい者就労支援センター
らいむ

学校の先生
(在学の場合)

⑤障害者就業・生活支援センター
タラント



能力をつけて挑む

C. 技能・能力をつける 訓練施設等

⑥東京障害者職業センター

⑦国立職業リハビリテーションセンター

⑧東京障害者職業能力開発校

⑨東京しごと財団
障害者就業支援課

就労移行支援事業所

就職活動

就 業

職場の悩みを相談

相談

うまくいかない時は・・・

就職活動

A. 仕事の紹介・相談先

①ハローワーク町田

町田市森野 2-28-14 1階

電話：042-732-7316 FAX：042-732-8724

【支援の内容】ハローワークは国が設置した、仕事を紹介し就職の支援をする機関です。仕事を探しているときは、まずハローワークにご相談ください。

【特徴】障がい者のために専門の職員・相談員を配置し、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、指導等を行います。

B. 就職・職場問題の相談先

②町田市障がい者就労・生活支援センター りんく

町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 1階

電話：042-728-3161 FAX：042-728-3163

【支援の内容】就労全般に関する相談や面接同行等の就労支援を行います。就職後は、職場定着支援を行い就職先の定着を図ります。相談は予約制です。

【特徴】身体障がい者、知的障がい者を対象としています。

③町田市障がい者就労・生活支援センター レッツ

町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 1階

電話：042-728-3162 FAX：042-728-3164

【支援の内容】就労全般に関する相談や面接同行等の就労支援を行います。就職後は、職場定着支援を行い就職先の定着を図ります。相談は予約制です。

【特徴】精神障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者を対象としています。

④障がい者就労支援センター らいむ

町田市中町 1-9-20-101

電話：042-721-2460 FAX：042-721-2460

【支援の内容】就労を希望される方の準備支援や、就労後に職場定着支援を希望される方にジョブコーチ支援をします。支援には会員登録が必要となります。

【特徴】障がいの種別を問わず、法人内施設だけでなく、ハローワークや障害者職業センターとも連携を取り、就労に関する包括的な支援を行います。

⑤障害者就業・生活支援センター タラント

八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4階

電話：042-648-3278 FAX：042-648-3598

【支援の内容】就職の相談、訓練機関の紹介、事業所での職場実習などの機会の提供、ジョブコーチを活用した定着支援等を行います。相談は予約制です。

【特徴】障害者手帳をお持ちの方を対象とし、障がいをオープンにした就職支援を行います。多摩地域をまたがり、福祉機関と連携した支援を行います。

C. 就職のために必要な技能・能力をつける訓練施設 等

⑥東京障害者職業センター 多摩支所

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル
電話：042-529-3341 FAX：042-529-3356

【支援の内容】 障害者職業カウンセラーによる職業相談・助言、作業や講習会を通じた就職支援、特に精神障がいの職場復帰に向けた支援を行います。

【特徴】 ハローワークと連携しており、種別を問わない障がい者支援と同時に、雇用する事業者の支援をします。その例として、障がい者と雇用者双方に対してジョブコーチによる支援が行われます。

⑦国立職業リハビリテーションセンター

埼玉県所沢市並木 4-2
電話：04-2995-1201 FAX：04-2995-1277

【支援の内容】 職業人として必要な知識・技能の訓練を障がい状況に配慮して行います。訓練内容は、機械・電子技術を学ぶメカトロ系、情報処理技術等を学ぶビジネス情報系、障がい状況に合わせた業務技術を学ぶ職域開発系等があります。

【特徴】 80%を超える高い就職率が特徴です。障がいの種別は問わず、ご利用できます。

⑧東京障害者職業能力開発校

小平市小川西町2丁目34番1号
電話：042-341-1411 FAX：042-341-1451

【支援の内容】 身体障がい者、知的障がい者を対象に職業訓練や生活習慣トレーニングを行っています。資格取得に向けて、情報系、ビジネス系、医療・福祉事務系、グラフィックメディア系、OA実務系等の職業訓練があります。

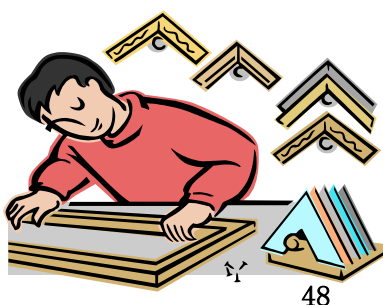
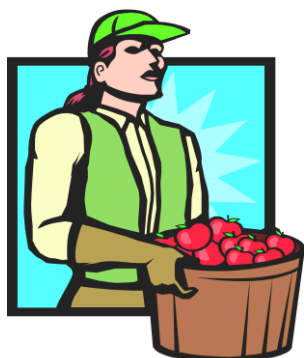
【特徴】 職業的自立が見込まれ、1日8時間の訓練を受けられる方を対象とします。また、ハローワークへの登録も必要となります。

⑨東京しごと財団 障害者就業支援課

千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階
電話：03-5211-2681 FAX：03-5211-2329

【支援の内容】 職業訓練、就活セミナー、企業見学会、職場体験実習、合同企業説明会、企業情報連絡会、東京ジョブコーチ支援事業等を行っています。

【特徴】 ハローワークや地域の障がい者就労支援機関と連携し、障がいの種別は問わず、その地域の情勢に応じた事業を実施しています。



6 町田市障がい者支援センター

障がいに関するさまざまなご相談を専門のスタッフがお受けします。お住まいの地域の障がい者支援センターは、以下のとおりです。

【開所日】 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝休日、年末年始を除く）

【開所時間】 8:30～17:00

【障がい者支援センターの所在地・連絡先】

堺地域障がい者支援センター

〒194-0212

小山町 1234-1

電話：042-794-8790

FAX：042-798-2290

[駐車場]施設敷地内にあります。

[交通]「御獄堂」バス停下車 徒歩3分



担当地域

相原町、小山町、

小山ヶ丘

忠生地域障がい者支援センター

〒194-0203

図師町 1677-1

電話：042-794-4851

FAX：042-794-4852

[駐車場]施設敷地内にあります。

[交通]「図師大橋」バス停下車 徒歩2分



担当地域

上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、図師町、山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東

鶴川地域障がい者支援センター

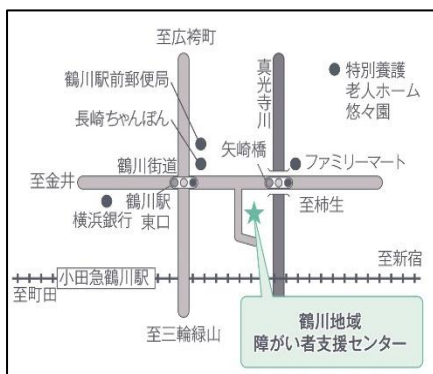
〒195-0053

能ヶ谷 3-2-1

鶴川地域コミュニティ 1 階

電話：042-708-8821

FAX：042-708-8977



担当地域

小野路町、野津田町、
金井、金井町、大蔵町、
薬師台、能ヶ谷、三輪
町、三輪緑山、広袴、
広袴町、真光寺、真光
寺町、鶴川

[駐車場] 鶴川地域コミュニティ内の駐車場をご利用ください。

[交通] 小田急線鶴川駅から徒歩 7 分

町田地域障がい者支援センター

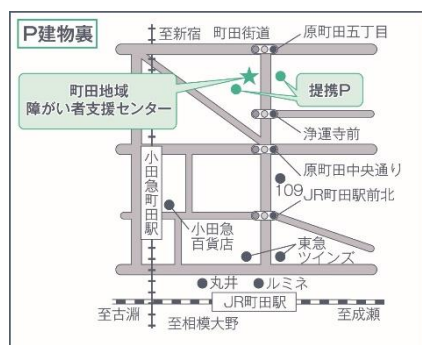
〒194-0013

原町田 5-4-3

第2大塚ビル 1 階 101

電話：042-709-1301

FAX：042-709-1302



担当地域

原町田、中町、森野、
旭町、本町田、南大谷、
玉川学園、東玉川学園

[駐車場] 建物裏、近隣のコインパーキングをご利用ください。

[交通] JR 横浜線町田駅東口から徒歩 4 分

南地域障がい者支援センター

〒194-0015

金森東 3-18-16

合掌苑桂寮 1 階

電話：042-706-9624

FAX：042-706-9632



担当地域

鶴間、小川、つくし野、南
つくし野、金森、金森東、
南成瀬、成瀬、成瀬が丘、
西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、
南町田

[駐車場] 敷地内にあります。

[交通] 「市営住宅入口」バス停下車、徒歩 5 分

7 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。サービス利用についての相談・問合せはお住まいの地域の障がい者支援センターで承ります。

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
プラナスデイサービスセンター	812-0276	812-0276	小山町 4319-2	(特) プラナス
あらぐさ	860-0848	860-0849	下小山田町 231-1	(福) ウィズ町田
ボワ・エール	797-6004	797-4824	下小山田町 3267-2	(福) ボワ・すみれ福祉会
ナカミチ児童デイサービス忠生	794-9083	794-9084	忠生 3-25-11 忠生ビル 2-B	(株) ナカミチ
アイ・らんど忠生	794-9366	794-9367	山崎町 2055-2 C-113	(株) アイケア
ボワ・コンサール	791-5262	794-9380	木曽西 2-6-12	(福) ボワ・すみれ福祉会
ボワ・フルール	789-6330	789-6331	木曽西 3-11-10	(福) ボワ・すみれ福祉会
おもちゃ箱まちだ	794-9117	794-9118	木曽西 3-18-2-2 階	(株) おもちゃ箱
K i d s テラス木曽西	794-9601	794-9602	木曽西 4-5-2 1 階	(株) オン・ザ・ プラネット
重症心身障がい児放課後等デイサービスきらら	793-2773	793-2773	木曽西 5-20-10	(有) G
放課後等デイサービスキンダーハウス	810-1700	810-1700	金井 3-24-1	キンダー (株)
放課後等デイサービスキンダー	810-1123	810-1123	大蔵町 530-16 ブランドール須崎 B	キンダー (株)
地域生活支援センターかのん	736-4239	860-5360	鶴川 2-14-24	(特) はとぼっぽ
トゥモローフィールド町田	794-7810	794-7830	原町田 5-3-17 小井土ビル 2F	(株) スリーフィールド
星の王子	850-8502	850-8547	中町 3-6-12 町田向井田ビル 1 階	(株) ヒーローズ コーポレーション
運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	794-7256	794-7258	中町 3-10-9 アーバン第 3 ビル ラ・ヴィ 201	(株) IDSE
ぴっころもんど	785-5141	860-7257	中町 4-13-1 1 階	(一社) なれっじ・ ネットワーク

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ハッピーテラス 町田駅前	851-8084	851-7819	森野 2-2-36 Wald202 2階	(株) 現代企画
Kidsテラス森野	785-4528	785-4527	森野 5-14-19 1階	(株) オン・ザ・ プラネット
放課後等デイサービス アイ・ランド町田	732-3670	732-3680	旭町 2-12-2	(株) アイケア
運動療育で生きる力を 育む シエル 町田教室	810-2236	810-2237	旭町 2-13-3 サンライズ旭町2階	(株) IDSE
でんでん虫の家・町田	720-5231	720-5231	本町田 97 イー4号棟0-1号室	(特) あ・うん
わいわいプラス 町田教室	709-3481	709-3486	本町田 1297-1 ラ・ベルチュ町田 1- 3号室	ムック (株)
ナカミチ 児童デイサービス本町田	860-6877	860-6855	本町田 2020-5	(株) ナカミチ
つぼみクラブ	860-7348	860-7548	本町田 2973-7 本町田マリノビル 202号	(株) つぼみ
つぼみ アウラ	709-1401	709-1402	本町田 2977-3	(株) つぼみ
レ・マーニ	721-4471	721-4471	玉川学園 1-5-21	(特) レ・マーニ
つくしんぼ	796-8468	850-6237	南つくし野 1-11-3	(特) はらっぱ
ウイングまちだ成瀬	794-7185	794-7186	南成瀬 6-1-1	(特) 空の翼
アイ・らんど成瀬	860-6945	860-6946	成瀬 7-10-6-110	(株) アイケア
星の翼	851-7612	851-7613	中町 4-12-20	(株) ヒーローズ コーポレーション

【2019年10月1日現在】

8 用語集

あ 行

アセスメント

利用者に必要な援助や生活全般における問題状況等を正確に把握し、その解決のための方向性等を分析すること。

インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを言う。

障がいのある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

か 行

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

障がいのある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定する計画。

策定にあたっては、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組みを含め関係機関、関係部局の密接な連携協力が不可欠となる。

校内委員会

障がいなどにより支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法の検討等を行うため、各学校に設置している特別支援教育に関する委員会のこと。委員会は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の学級担任、養護教諭、特別支援学級教諭等で構成されている。

交流及び共同学習

学校生活において、都立特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常学級に在籍する児童・生徒と共に学んだり、行事に参加するなどの交流をすること。2004（平成16）年に改正された「障害者基本法」に規定されている。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個別指導計画

児童・生徒の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、教育課程や個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応し、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

固定学級（肢体不自由学級）

脳性マヒや進行性筋萎縮症などにより身体に不自由がある児童・生徒を対象とした特別支援学級。

児童・生徒は、この学級に籍を置き、障がいや発達に合わせて、個別学習やグループ学習により、基礎的な能力を身に付ける学習のほか、理学療法士、作業療法士による自立活動を行っている。

固定学級（自閉症・情緒障がい学級）

発達障がいである自閉症や、心因性の選択性かん黙などのある児童・生徒を対象とする特別支援学級。

児童・生徒は、この学級に籍を置き、障がいや発達に合わせて、個別学習やグループ学習により、言語の理解と使用や、場に応じた適切な行動などができるようにするための学習をしている。

固定学級（知的障がい学級）

知的な発達に遅れがある児童・生徒を対象とした特別支援学級。

児童・生徒は、この学級に籍を置き、障がいや発達に合わせて、個別学習やグループ学習により、基礎的な能力を身に付ける学習のほか、身辺自立の練習など行っている。

さ 行

サポートルーム（特別支援教室）

特別支援教室のことを、本市ではサポートルームと呼んでいる。特別支援教室については P.55 を参照。

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言う。医学的には、障がいの発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障がいがあるものを肢体不自由と言う。

就学支援シート

「就学支援シート」は、幼稚園・保育園等に通っているお子さんが、小学校入学後、戸惑いを少なくし、就学後の学校生活をより適切なものにしていくために、幼稚園・保育園・療育機関等と保護者が協力して作成し、就学する学校に引き継がれる資料のこと。

就学相談委員

町田市障がい児就学相談委員会の委員のこと。町田市障がい児就学相談委員会では、何らかの特別な支援が必要な児童・生徒に対して適切な教育を行うことができるように、就学・転学等に関する事項を専門的、総合的立場から検討している。この委員会は、学校、教育関係、福祉・保育関係、医療関係等の専門家で構成されている。

情緒障がい

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言う。

スクールカウンセラー

学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務を行う心理専門家のこと。東京都では、2014年度から公立の全小・中学校に配置している。

スクールソーシャルワーカー

市立小・中学校の児童・生徒が抱える不登校、いじめその他の問題を解決するために教育委員会が配置している職員のこと。

た 行

知的障がい

知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものを言う。

通級指導学級（言語障がい）

口蓋裂（こうがいれつ）、吃音（きつおん）などにより、発音や話し方に課題があるが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童を対象とし、教員が児童の在籍校を巡回して指導する学級。

児童は、通常学級に籍を置き、週1～2回程度、この学級において、ことばや発音などの指導を受けている。

通級指導学級（弱視）

矯正しても十分な視力を得ることができないが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童を対象とし、教員が児童の在籍校を巡回して指導する学級。

児童は、通常学級に籍を置き、週1～2回程度、この学級において拡大鏡やレンズを使用した物の見方など、視覚を通して物事を理解するための視知覚向上練習や、運動能力及び表現力を向上させるための練習などを行っている。

通級指導学級（情緒障がい等）

情緒の不安定や社会性の未発達のため、対人関係や集団への適応に困難を示す、文字や計算など特定の分野に発達の偏りがあるが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童・生徒を対象とした学級。

児童・生徒は、通常学級に籍を置き、週1日程度、指定の通級指導学級に通い、コミュニケーション能力を伸ばす、社会性を養うなどの指導を受けている。

通級指導学級（難聴）

補聴器を使用しても話し声を聞き取ることが困難であるが、通常学級での学習におおむね参加可能な児童・生徒を対象とし、教員が児童・生徒の在籍校を巡回して指導する学級。

児童・生徒は、通常学級に籍を置き、週1～2回程度、この学級において補聴器を使用しての聴能練習、発音の指導やグループ指導を受けている。

特別支援学級

障がいなどにより、通常学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために、特定の小学校及び中学校に設置された少人数の学級。

特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

特別な支援が必要な児童・生徒の教育を支援するため、市立小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整など）を担当する教員。

特別支援教室（サポートルーム）

情緒の不安定や社会性の未発達のため、対人関係や集団への適応に困難を示すことがあり、生児童・生徒が指導を受ける教室通級指導学級（情緒障がい等）との違いは、教員が、指導を行う児童・生徒の在籍校（巡回校）へ訪問し指導を行うこと。

都立町田の丘学園

東京都が、昭和47年12月27日に設置し、昭和50年4月より全国に先駆けて知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併せもつ特別支援学校。

通学区域は町田市全域で、在籍者は、2019年5月1日現在で、肢体不自由教育部門小学部17名、中学部14名、高等部20名の計51名、知的障害教育部門小学部114名、中学部68名、高等部157名の計339名、全校で81学級、児童・生徒数390名である。

な行

ノーマライゼーション社会

障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域の中で、普通の生活が送れるような社会を言う。

は行

発達障がい

発達障がいは、いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい、チック障がいなどが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通している。

副籍

都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、住んでいる地域の通学区域の市立小・中学校に副次的な籍をもち、学校便りなどの交換（間接的交流）、学校行事や教科における交流及び共同学習（直接的交流）を、生徒・児童の実態等に応じて、計画的に実施する制度のこと。

ま行

町田市特別支援教育アドバイザー

サポートルームの円滑かつ効果的な運営・教員の専門性や指導力向上のための支援を行う。学級経営及び授業における必要な配慮事項や支援内容の理解に関する周知や町田市特別支援教育授業リーダーへの指導・助言を行っている。

町田市特別支援教育巡回相談員

学校からの要請に応じて、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握するとともに、指導補助や専門家チームへの連絡パイプ役を行う。

町田市特別支援教育専任相談員（町田市特別支援学級専任相談員）

学校の要請に応じて、派遣をする。特別支援学級、通常の学級を問わず、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の状況を観察して相談にのったり、校内研修会で指導・助言を行ったりする。

町田市特別支援教育専門家チーム

医師や大学教授、公認心理師など複数で編成され、学校からの要請に応じて派遣をする。保護者への支援方法や対象児童・生徒の授業参観を行い、指導方法等についての指導・助言を行う。

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。民生委員は、児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現していません。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については変更しません。

第 2 期 町田市特別支援教育推進計画

(町田市特別支援教育プログラム)

概 要 版

特別支援教育の推進で

いいこと
ふくらむ
まちだ



2020年3月

町田市教育委員会

◇ 計画の概要

(1) 計画の目的

第2期 町田市特別支援教育推進計画（町田市特別支援教育プログラム）は、これまでの町田市特別支援教育推進計画の成果と課題を踏まえるとともに、東京都特別支援教育推進計画（第二期）及び東京都発達障害教育推進計画の内容を踏まえ、町田市の特別支援教育のより一層の充実を図ることを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「町田市教育プラン2019-2023」における基本方針Ⅱ「充実した教育環境を整備する」の施策2「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」の重点事業の一つとして位置づけられています。

(3) 計画期間

2020年度から2023年度までの4年間です。

(4) 計画の基本目標

基本目標1

特別支援教育を推進する
環境・体制の整備

基本目標2

特別支援学級・特別支援
教室における指導力の向上

基本目標3

切れ目のない支援体制の
構築

◎ 生活場面ごとの主な支援内容



学校支援

- ・教員の指導力向上
- ・特別支援学級、特別支援教室の設置
- ・就学相談、進学相談



家庭支援

- ・教育相談
- ・特別支援教育に対する理解啓発



関係機関との連携

- ・子ども発達支援課との連携
- ・障がい福祉課との連携
- ・都立町田の丘学園との連携
- ・医療機関との連携

◇ 計画の基本目標と具体的な取組

基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

「障がいがあっても地域の学校へ通いたい、通わせたい」という声に応え、これまで特別支援学級の設置を進めてきました。東京都の計画を受け小学校の情緒障がい等通級指導学級が特別支援教室（町田市ではサポートルームと呼んでいます）に移行し、2018年度より市内の全小学校で特別支援教室の指導を行っています。今後は中学校の特別支援教室の整備、特別支援学級の整備を進めていきます。また、学校の現状を踏まえ、ニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を進めていきます。

- (1) 小中学校サポートルーム（特別支援教室）の設置及び拠点校分割
- (2) 特別支援学級の設置
- (3) 特別支援教育支援員の適正な配置

基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

児童・生徒を最も身近で支えるのは学校の教員です。直接指導に携わる特別支援学級や特別支援教室等の教員の指導力の向上だけでなく、管理職や通常の学級の教員、児童・生徒の指導に関わる全ての教員が特別支援教育をより深く理解できるよう研修や会議等を充実させます。

- (1) 教員対象研修の充実
- (2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施
- (3) 特別支援教育推進モデル校の指定
- (4) 特別支援教育アドバイザー訪問
- (5) 要請訪問
- (6) 関係者会議の充実
- (7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用



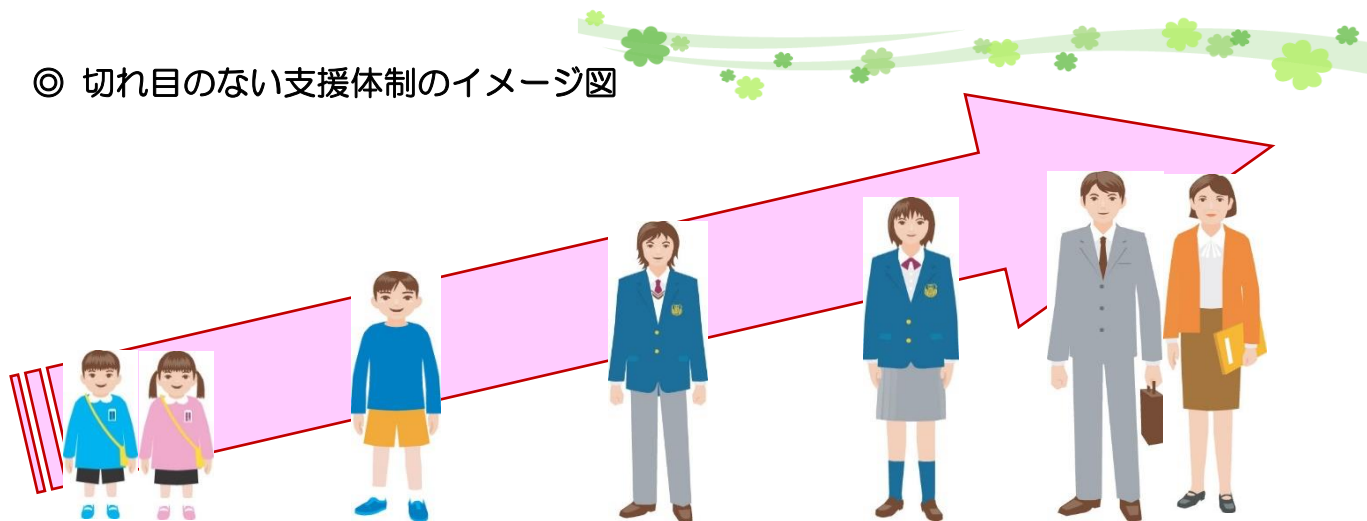
▲ 町田市特別支援教育
ハンドブック

基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

子どもたちは、地域で生まれ地域で育ち、社会参加することで自立していきます。そんな子どもたちを保護者とともに支えるのは、学校や保育園・幼稚園、病院、子ども家庭支援センターなどの関係機関です。学校や関係機関、市の関係所管課等と連携して、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制を構築し、子どもたちを支えていきます。

- (1) 教育センターの支援
- (2) 子ども発達支援課との連携
- (3) 障がい福祉課との連携
- (4) 都立町田の丘学園との連携
- (5) 医療関係者との連携

◎ 切れ目のない支援体制のイメージ図



乳幼児 保育園・幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学、社会人
保育要録 幼稚園要録 就学时健康診断	指導要録	指導要録		
学校生活支援シート*1 個別指導計画*2				
就学支援シート 就学相談 教育相談	教育相談 入級相談 進学相談	教育相談 入級相談		
就学支援シート*3				
		進路相談 就労相談	進路相談 就労相談	就労相談
個別の支援計画				

- * 1 「学校生活支援シート」…障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していく、という考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定する計画。
- * 2 「個別指導計画」…児童・生徒の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、教育課程や個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応し、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。
- * 3 「就学支援シート」…幼稚園・保育園等に通っているお子さんが、小学校入学後、戸惑いを少なくし、就学後の学校生活をより適切なものにしていくために、幼稚園・保育園・療育機関等と保護者が協力して作成し、就学する学校に引き継がれる資料。

「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定について

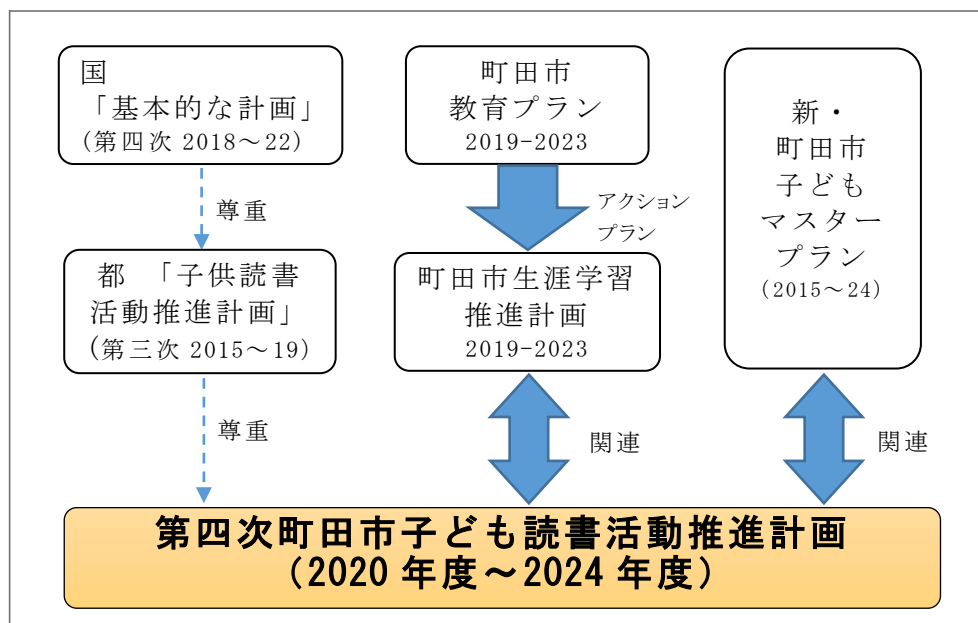
読書は、子どもがこれからの長い人生を生き抜く力を身に付けるために必要不可欠な活動です。しかし、近年のスマートフォンの若年層への普及など急激な環境の変化により、子どもの読書離れが進むことが懸念されています。子どもたちが多くの本と出会う機会を得て、読書のすばらしさや楽しさを体験できるよう、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で支えていくため、「第四次町田市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

1 策定の経過

町田市子ども読書活動推進計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、2005年度から策定しています。第四次の計画策定の経過は以下のとおりです。

- (1) 2018年9月、第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会（庁内組織）を設置し、策定委員会を4回開催しました。
- (2) 市民意見募集は2019年10月に実施し、5名の方から13件のご意見を頂きました。市民も委員として参加している町田市子ども読書活動推進計画推進会議でも意見交換を行いました（2019年6月第17回会議にて実施）。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

2020年度から2024年度までの5年間

4 計画の内容

別紙「第四次町田市子ども読書活動推進計画」および概要版のとおり。

5 計画の公表

まちだの教育（3月20日発行）に計画の策定について掲載し、計画の全文・概要版は図書館ホームページにて公表いたします。

第四次 町田市子ども読書活動推進計画 概要版

(2020年度～2024年度)



1 はじめに

読書をすることは、人間が生きていく上で重要な意義を持ちます。とりわけ子どもにとっては、これからの長い人生を生き抜く力を身に付けるために必要不可欠な活動です。しかし、近年のスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。Instagram、LINE等）の普及など、急激な環境の変化により、さらに子どもの読書離れが進むことが懸念されています。

町田市は、子どもたちが多くの本と出会う機会を得て、読書のすばらしさや楽しさを体験できるように、家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で支えていくため、「第四次町田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。本計画をもとに、今後も子どもたちの読書活動推進に取り組んでいきます。

2 基本理念・目標

基本理念：自ら進んで本を読む子を育てる

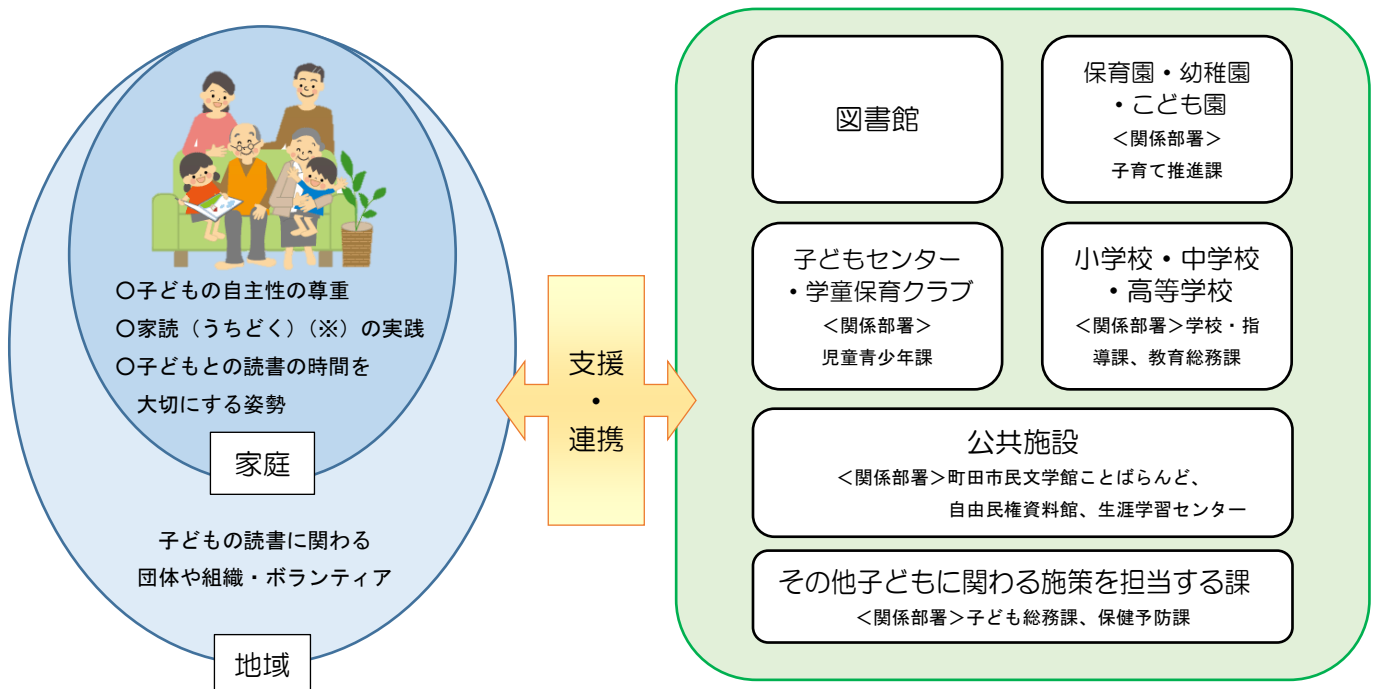
基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成

3 市民と行政の役割

市民（家庭・地域）と行政、ライフステージに応じた各施設の協働体制で取り組みます。



※家読＝家族で同じ本を読み、子どもを中心に読んだ本の感想を伝え合うことで家族のコミュニケーションを深める活動

4 取組内容

基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り



- ◇ 場所と機会を捉えて、様々な年齢層に向けたおはなし会を行います。
- ◇ 英語のおはなし会を実施するなど、内容にバリエーションを持たせます。
- ◇ 一つのテーマでいろんなジャンルの本を紹介するブックトークを、図書館や学校で行います。
- ◇ 年代別、テーマ別おすすめ本の紹介リストを作成し、学校や施設で配布します。
- ◇ 子どもたちに図書館を知ってもらうため、図書館見学の受け入れを積極的に行います。
- ◇ 「まちだ図書館まつり」をはじめ、子どもが本に興味を持つきっかけになるようなイベント・講座を開催します。
- ◇ 母子手帳の交付時のおすすめ絵本の案内や、「マイ保育園事業」登録時の0歳児と保護者への絵本の配布など、早い段階で本に出会えるきっかけを増やします。
- ◇ 市内の小・中学校ではそれぞれ特色のある読書活動を行います。

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り



- ◇ 図書館に英語の児童書を増やし、「えいごのまちだ」を推進します。また、子どもたちの興味関心や調べ学習に対応できる資料、読むことに障がいのある子も楽しめる資料を充実します。
- ◇ 地域子育てセンターや子どもセンターなどの図書コーナーを充実します。
- ◇ 「学校図書館活用の手引き」をもとに、各学校図書館の蔵書整備を計画的に進めます。
- ◇ おはなし会や講座などの情報を「子育てひろばカレンダー」や「生涯学習NAVI」といった情報誌へ掲載するほか、子育てサイトや図書館ホームページ・ツイッターで発信するなど、情報発信を充実します。
- ◇ 市立小中学校の新1年生の家庭に「家庭学習推進の手引き」を配布し、家庭での読書習慣を啓発します。
- ◇ 地域文庫やまちライブラリーなど、本と出会う場所をまとめた「本と出会う場所マップ」を公開します。

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成



- ◇ 学校図書館担当者や新任教諭への図書館研修を実施します。
- ◇ 読み聞かせやおはなし会ができるボランティアや保護者を養成します。また経験者のレベルアップを図ります。

5 計画の進行管理

関連部署・施設等と情報交換し、子どもの読書活動の進捗を確認して取組を進めるため「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」を毎年度開催します。また、取組状況報告書を図書館ホームページに公開します。

町田市立図書館ホームページ → 図書館の取り組み → 計画・評価
<https://www.library.city.machida.tokyo.jp/outline/index.html>



第四次町田市子ども読書活動推進計画

(2020年度～2024年度)



2020年2月

町田市教育委員会



第四次町田市子ども読書活動推進計画 目次

第1章	子どもの読書活動推進の意義と状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	子どもの読書活動推進の意義	
2	子どもたちの読書の状況	
第2章	子ども読書活動推進計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	国、都における子ども読書活動推進計画	
2	町田市における子ども読書活動推進計画	
第3章	第三次計画の成果と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	「第三次計画」の取組と成果	
2	重点的取組	
3	「第三次計画」の課題	
第4章	「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定 ・・・・・・・・	13
1	基本理念・基本目標	
2	市民と行政の役割について	
3	取組について	
4	計画における子どもの定義	
5	計画の期間	
6	計画の進行管理	
第5章	本計画の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1	重点的取組	
2	取組一覧表	
3	個別取組	
	参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	37

第1章 子どもの読書活動推進の意義と状況

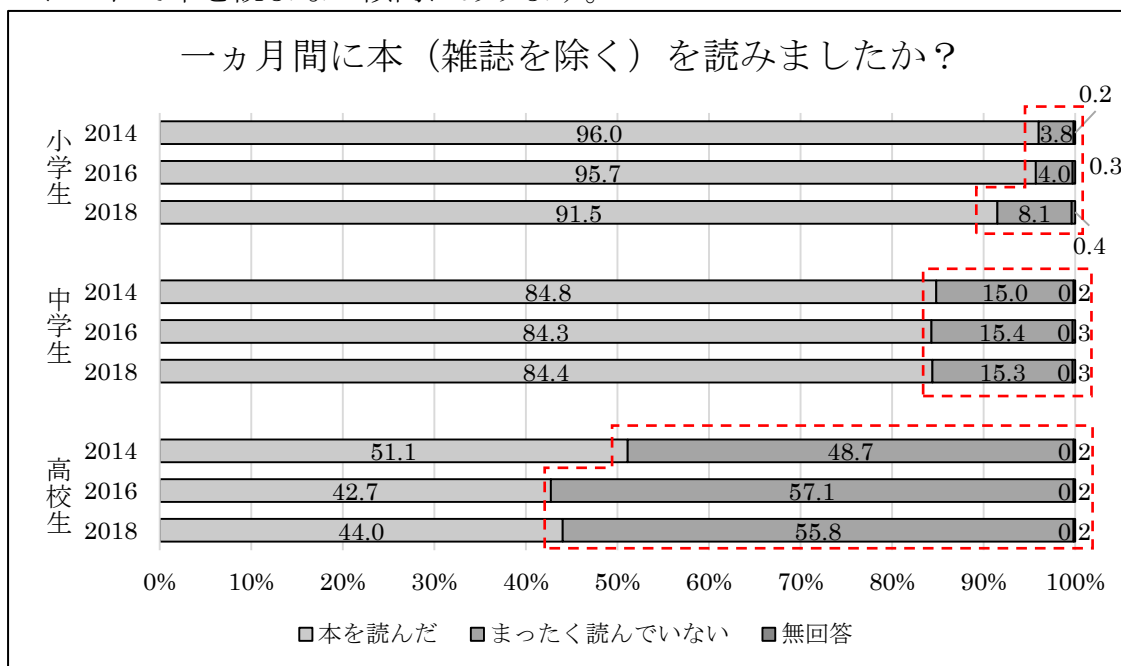
1 子どもの読書活動推進の意義

読書をすることは、人間が生きていく上で重要な意義を持ちます。とりわけ子どもにとっては、これからの長い人生を生き抜くのに大切な力を身に付けるために必要不可欠な活動です。

しかし、前計画策定以降、子どもの読書離れ、テレビやスマートフォンによる子守りなど、子どもを取り巻く環境の変化等が指摘されており、その中で子どもの自発的な読書活動を促すことが難しくなっています。読書を楽しむには豊かな言葉に触れたり、様々な経験をしたりすることも必要です。さらに本を読むには読解力が必要ですが、それは成長とともに自然に身につくものではありません。幼児期からの語りかけ、絵本の読み聞かせのような周囲の人々の働きかけ、地方公共団体の取組等により、子どもたちが読書しやすい環境を整えることが必要です。

2 子どもたちの読書の状況

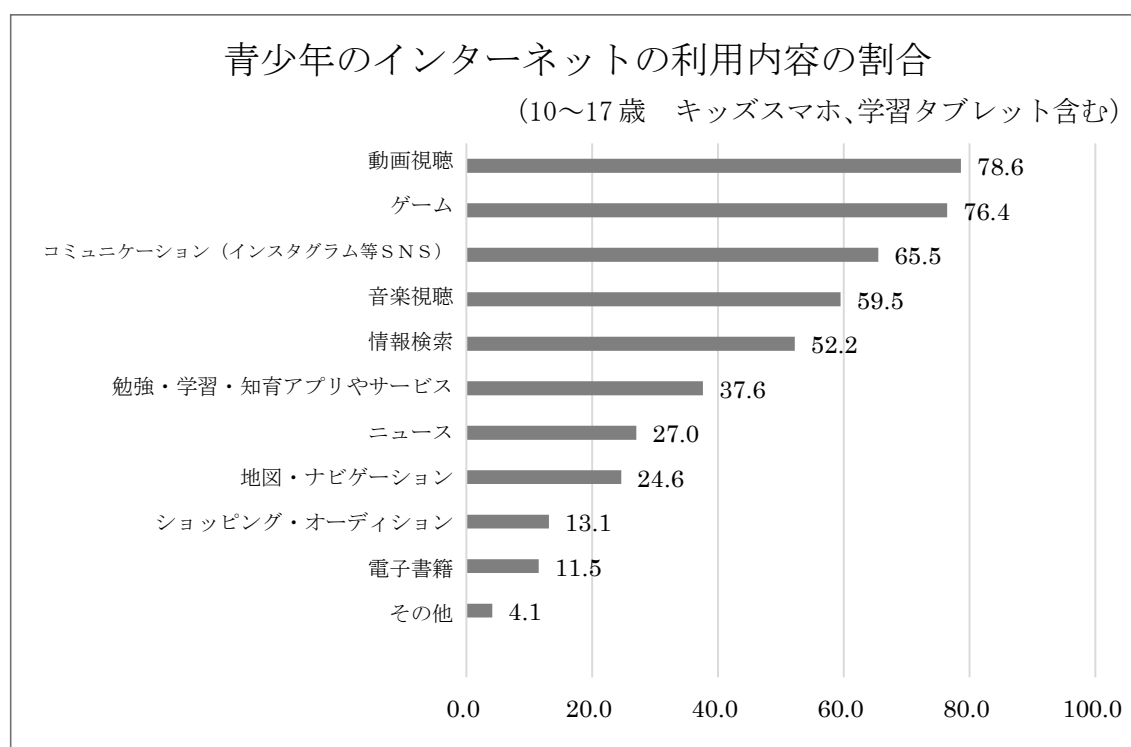
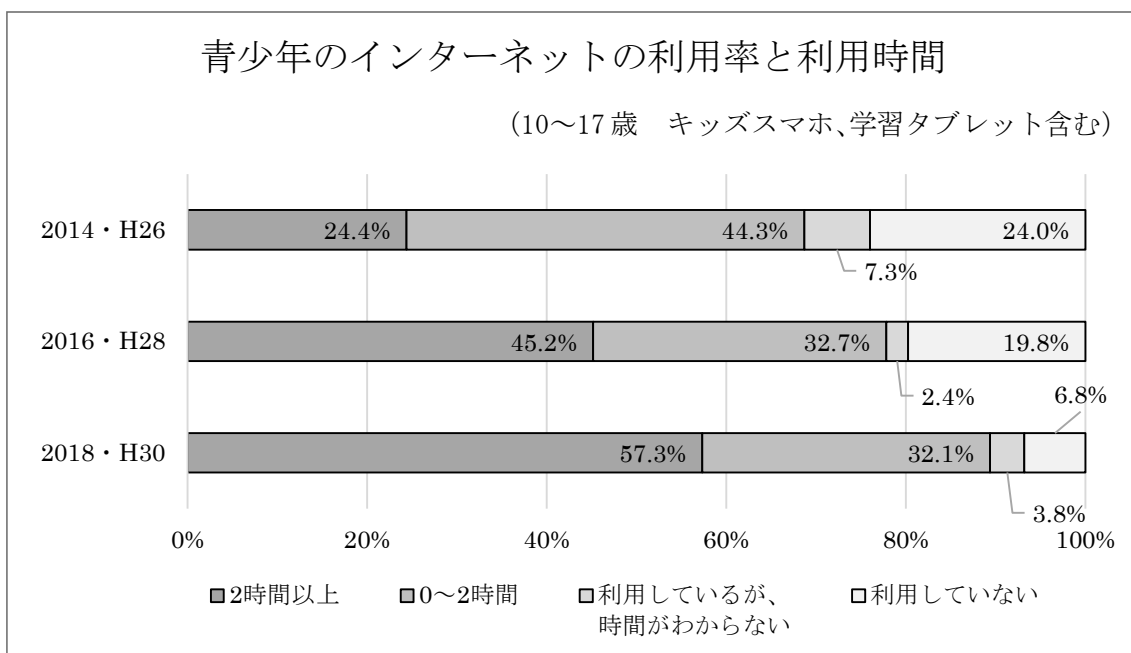
2018年学校読書調査において、「一カ月間に本（雑誌を除く）を読んだことがあるか」の問いに対し、小学生の91.5%が「本を読んだ」と回答している一方で、「まったく読んでいない」小学生は8.1%でした。中学生は84.4%が「本を読んだ」、15.3%が「まったく読んでいない」、高校生は44%が「本を読んだ」、55.8%が「まったく読んでいない」と回答しており、年齢が上がるにつれて本を読まない傾向にあります。



「第64回（2018年）学校読書調査」（全国学校図書館協議会）より

2018年における「まったく読んでいない」小学生は大幅な増加となっており、「徐々に小学生にも広まりつつあるスマートフォンの影響があるのだろうか」と同調査で分析されています。

更に、平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、平成30年度には、対象の児童・生徒の93.2%がインターネットを利用、かつ全体の57.3%が1日に「2時間以上」利用しており、スマートフォン、ゲーム機器などに費やす時間が確実に増加しています。



平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)より

「青少年のインターネットの利用内容の割合」を見ても、「動画視聴」「ゲーム」「コミュニケーション（インスタグラム等SNS）」等に時間を割いていることがわかります。

先述の「まったく読んでいない」小学生の大幅な増加から見ても、動画視聴等の普及により、ますます子どもたちが本と離れる傾向は強くなっていく可能性があります。

このような状況の中で、子どもたちが多くの本と出会う機会をつくり出し、読書のすばらしさや楽しさを体験できるよう、家庭、地域、学校等が連携し、読書環境の整備を行うとともに、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

第2章 子ども読書活動推進計画の策定

1 国、都における子ども読書活動推進計画

国は2001（平成13）年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。同法では、子どもの健やかな成長に資する読書環境を整えるため、「国及び都道府県、市町村はそれぞれ、読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならない」、「読書環境の整備は地方公共団体の責務である」（第9条）と明記し、2002（平成14）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下、「基本的な計画」）」を策定しました。これを第一次計画として、2018（平成30）年4月には第四次の基本的な計画が改定されました。それまでの計画からの主な変更点は、①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとに効果的な取組を推進、②友人同士で本を勧め合うなど、読書への関心を高める取組の充実、③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響の実態把握・分析の実施、の3点です。

また、東京都は、2015（平成25）年2月に第三次「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、2015（平成25）～2019（平成31）年度の5ヵ年で、①不読率[※]の更なる改善、②読書の質の向上、③読書環境の整備を目標に、成長段階別の取組とオリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進を行っています。

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子どもの割合

2 町田市における子ども読書活動推進計画

（1）「町田市子ども読書活動推進計画」

町田市では、2004年12月に「町田市子どもマスタープラン（主管課：子ども総務課）」の一部として「町田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、2010年3月に「第二次町田市子ども読書活動推進計画」（以下、「第二次計画」）を「町田市子どもマスタープラン」から独立した形にし、同様に2015年2月に「第三次町田市子ども読書活動推進計画」（以下、「第三次計画」）を改定しました。これらは、町田市の子どもの読書活動に関する総合的な施策を、それぞれ5ヵ年の計画としてまとめたものです。

「第三次計画」は2019年度で5年目が終了するため、ここに「第四次町田市子ども読書活動推進計画」（以下、「第四次計画」）を策定することとしました。

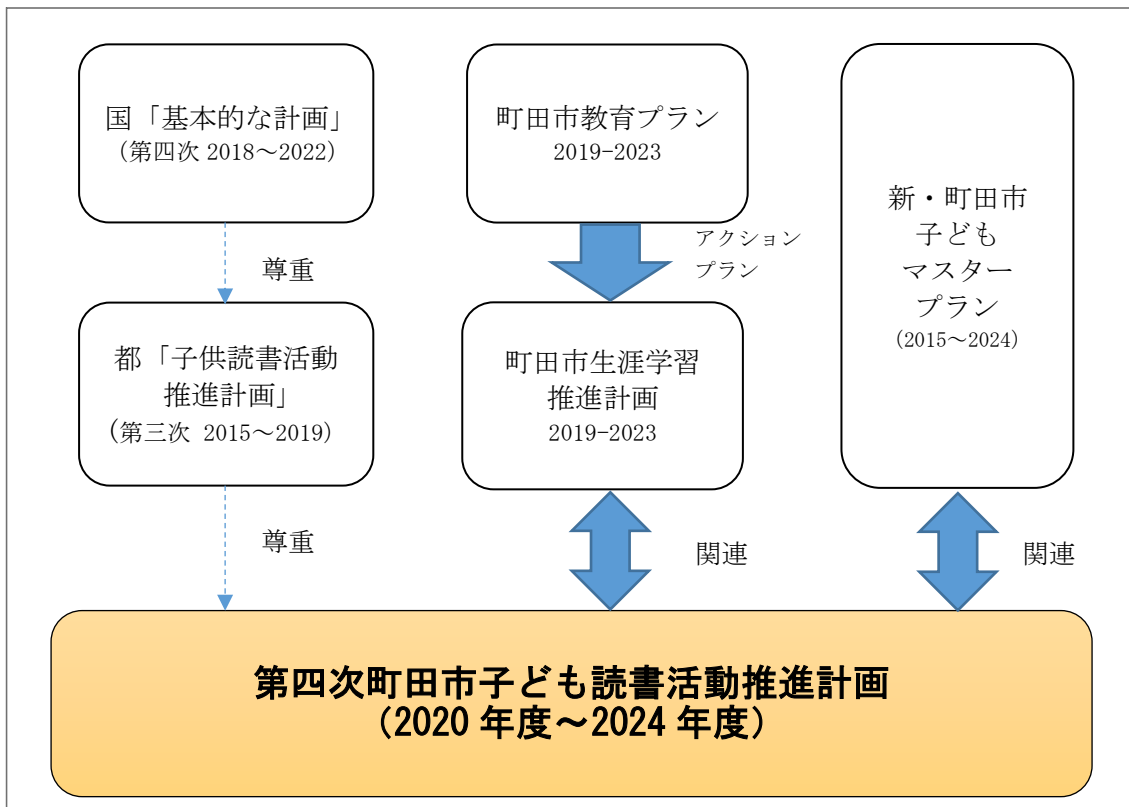
(2) 「町田市教育プラン 2019-2023」と「新・町田市子どもマスタープラン」

町田市教育委員会は、2009年2月に町田市における教育の振興のための施策に関する基本的計画である「町田市教育プラン」(以下、「教育プラン」)を策定し、2019年3月には、第3期の「教育プラン 2019-2023」を策定しました。

「教育プラン 2019-2023」とその生涯学習施策のアクションプランである「生涯学習推進計画 2019-2023」では、子どもの読書活動推進に関して、学校図書館の機能強化を掲げ、学校司書を配置し、図書館との連携も強化して、活性化・充実を図ることとしています。また、第四次町田市子ども読書活動推進計画を策定・推進することや、外国語の絵本・児童書の蔵書を増やすこと、学校図書館と図書館の連携を強化することが取り上げられています。

「町田市子どもマスタープラン」は子どもや家族に関する施策の基本的な方向を示すものであり、2005年度から2014年度までの10年間の計画推進の後、「新・町田市子どもマスタープラン」が2015年度から2024年度までの子どもに関する施策の総合計画として策定されました。新プランでは、子ども読書活動推進事業を行うことがコミュニケーション能力を育てる取組として上げられ、計画の基本理念と目標が紹介されています。

【図・町田市における第四次計画の位置づけ】



第3章 第三次計画の成果と課題

1 「第三次計画」の取組と成果

「第三次計画」では、第二次計画から継承している基本理念と3つの基本目標に基づいた取組を行ないました。

基本理念 「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成

(1) 子どもが本と出会うきっかけ作り

おはなし会や読み聞かせ、紙芝居上演などが各施設で実施され、また、各施設におけるボランティアグループの活動の広がりも見られるようになりました。

マイ保育園登録での絵本配布（※）は好評で、2019年度からは選べる絵本を一部差し替えて継続しています。

※マイ保育園登録と絵本配布とは：

「マイ保育園登録」とは、在宅子育て家庭が近隣の公私立保育園をマイ保育園（かかりつけ窓口）として登録し、困ったときに気軽に相談したり、園からの子育て情報を受け取ったりする仕組みです。0歳で新規に登録した赤ちゃんと保護者には、赤ちゃん向け絵本5冊から、ご希望の1冊がプレゼントされます。この5冊の絵本は、図書館が選定した「赤ちゃんを楽しむ絵本」リーフレットから更にセレクトしたものです。

(2) いつでも身近なところに本がある環境作り

学童保育クラブや子どもセンター等では、寄付本や図書館からの団体貸出活用などで備え付けの図書の充実を図りました。学校図書館では、図書標準を達成した学校数が増加しました。

保護者への情報発信として、若い親世代に向け、スマートフォンで情報を取得しやすいTwitterに図書館公式サイトを開設しました（2017年3月）。また、同じく2017年3月にスタートした「まちだ子育てサイト」にも、各施設からおはなし会等のイベント情報を掲載しました。

(3) 子どもの読書に関わる人の配置と育成

保護者向け講座として、2017年度から図書館主催で、小学校の保護者向け読み聞かせ講座を開始しました。基礎編・応用編を実施し、好評です。子育てひろば事業でも、図書館と保育園（地域子育て相談センター）と共催で絵本講座を実施しました。

学校図書館担当者研修は、2017年度から回数を年3回から5回に増やし、担当者が受けた内容についてアンケートを取って、その回答を反映したテーマも取り上げるなど、充実を図りました。

2 重点的取組

「第三次計画」では、第二次計画の課題であった連携事業の充実や、学校間格差の解消などのため、3つの重点的取組を定め、実施しました。

(1) 地域での連携事業の充実

2015年5月、学校や子どもセンターなどと近接している忠生市民センター内に、忠生図書館を開館しました。忠生図書館を、地の利を生かし近隣の関連施設と連携して読書推進事業を行うモデル館とし、図書館と関連施設との連携強化、子どもたちがより身近に本に親しめる環境整備について重点的に取り組みました。

(ア) 子どもセンターただONとの連携

夏休みの出張イベントとして、調べ物を通じて図書館に親しみを持ってもらう謎解き（子ども向けレファレンス講座）「調べてミッション！」を実施し、多くの子どもが参加してくれました。（2018年度 22人、2019年度 22人）



写真：2018年にただONで行われた「調べてミッション！」子どもたちは本を使って謎解きをしています。

(イ) 学童保育クラブとの連携

図書館内で学童保育クラブのためのおはなし会やブックトークを実施しました。

(ウ) 学校との連携

忠生中学校、山崎中学校等、近隣の学校に出張してブックトークを実施しました。

(エ) 忠生市民センターの3歳児健診にあわせた連携

保健予防課と連携し、乳幼児向けおはなし会を実施しました。

このように、忠生図書館は近隣施設と連携した読書活動事業を多数企画し、取組の推進に努めました。また、子どもセンターただONとのつながりから発展して、子どもセンターまあちは、オープンした2016年から、中央図書館やさるびあ図書館と連携しておはなし会を開催しています。

(2) 学校での取組の強化

「第三次計画」の策定時点では、各学校の読書推進活動への取組に差がありました。このため、全ての市立小・中学校が教育課程「指導の重点」へ読書活動について明記することとし、それぞれが読書活動に取り組みました。また、学校図書館担当者研修では、『学校図書館充実ハンドブック』に取り上げられた先進的な取組をしている学校の事例紹介や各学校担当者間の情報交換を行いました。

(ア) 特色ある活動例

<小学校>

- 読み聞かせ集会 お話にでてくる動物の鳴き声のまねをして、みんなでお話の世界を楽しみました。
- お話こんだて 本の中に出てくるメニューを、給食の献立に取り入れました。

<中学校>

- ビブリオバトル 堺中学校では、国語のプレゼンテーションの授業の一環でビブリオバトル(書評合戦)を実施しました。

(イ) 『学校図書館充実ハンドブック』に取り上げられた学校事例

○図師小学校の学校図書館はパソコンルームと同室になっています。この長所を生かして、調べ学習を効率的に行うことができます。



写真：図師小学校の学校図書館と
P Cコーナーは同室になって
いて、調べ学習に便利です。



さらに各学校は、家庭への働きかけとして『家庭学習の手引き』を配布し、家庭での読書習慣確立の啓発を行いました。

(3) オリンピック・パラリンピック教育支援、書評合戦の普及啓発支援

図書館では、オリンピック・パラリンピック関連図書の収集に力を入れました。

また、書評合戦ビブリオバトルは、図書館まつりでの発表形式イベント、生涯学習センターの2016年夏の平和祈念イベントでの「よみたい本コンテスト」（子ども向けのおすすめ本を市民や図書館員がビブリオバトル風に紹介）、学校での取組や、それに対する図書館のフォローなど、様々な形で実施することができました。

3 「第三次計画」の課題

第三次計画における取組と成果及び、子どもたちの読書の状況から導き出された課題は以下のとおりです。

(1) おはなし会ボランティアの参加機会を拡充する必要があります。

子どもの読書活動を推進するという共通の目的のもと、学童保育クラブや子どもセンターをはじめとする市内の各施設で、おはなし会や手遊び、紙芝居などを地域のボランティアと協働で行いました。

インターネットやスマートフォンの普及によって、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、今後も各施設や市民が協力して、幼少期から子どもが本と出会うきっかけづくりを行うことが重要です。

多くの市民に関心を持ってもらえるように、おはなし会ボランティアの活動を広く PR 周知することが求められています。また、各施設でのボランティア活動を活発にするために、おはなし会ボランティアの養成やスキルアップ講座などを充実させる必要があります。

(2) 図書館と学校図書館の連携を充実させる必要があります。

全ての市立小・中学校が教育課程の「指導の重点」に読書活動について明記し、様々な取組を行いました。また、「学校図書館図書整備計画」を作成し、学校図書館資料の充実を図ってきました。

しかしながら、「第 64 回 (2018 年) 学校読書調査」の結果では、全国的に「まったく読まない」小学生が増加している傾向が見られます。また、町田市においては、町田市の小学 6 年生の約 3 割、中学 3 年生の半数以上が、学校図書館や地域の図書館を利用していない、という状況にあります。(「全国学力・学習状況調査 (平成 29 年度)」より)

学校図書館は、児童・生徒が読書をするのに最も身近な場所です。学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を強化していくことが求められています。図書館は、学校図書館の図書資料を学校支援貸出や団体貸出で補完したり、学校図書館の研修に協力するなど、学校図書館との連携を充実させていくことが必要です。

(3) 「えいごのまちだ」の推進と国際化社会への対応が求められます。

「第三次計画」において、図書館や学校図書館は、オリンピック・パラリンピック関連図書の収集に力を入れました。

また、「教育プラン 2019－2023」の中で「えいごのまちだ推進事業」として、小・中学校での英語教育を推進していくことが位置づけられ、2020年度から小学校から英語の授業が開始されました。

以上から、図書館でも外国語の絵本や児童書の蔵書数を増やすなど、「えいごのまちだ」を町田市全体で推進することが必要です。加えて、入管法の改正により外国人労働者が増加しており、外国語を母国語とする子どもたちのための外国語図書や日本語教育の図書の充実も求められています。



第4章 「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定

1 基本理念・基本目標

「第四次計画」の策定に当たって、これまでの基本理念を継承し、かつ、第三次計画の課題を踏まえて、以下3つの基本目標を設定します。

基本理念：自ら進んで本を読む子を育てる

基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成

2 市民と行政の役割について

(1) 市民（家庭・地域）の役割

①子どもの自主性を大切に

子どもの興味や関心は多様であり、年齢とともに変化するものです。大人の価値観や既成概念を押し付けたりせず、子どもの可能性を広げる様々な本に出会えるようにすることが大切です。

②家族と一緒に育てる読書の習慣

家族で同じ本を読み、子どもを中心に読んだ本の感想を伝え合うことで家族のコミュニケーションを深める活動「家読（うちどく）」が2006年に提唱されました。同じ本を読むことはもちろんですが、いつも本に親しんでいる大人が身近にいることで、子どもの読書習慣がより効果的に身につくと考えられます。言葉で読書の大切さを説くよりも、大人自身が様々な本を読み、楽しんでいる姿を見せることや、忙しい毎日の中でも子どもとの読書の時間を大切にする姿勢こそが、子どもを読書に誘う近道です。

③地域ボランティアが支える読書活動

学校や家庭だけではフォローしきれない部分を支えるのが地域ボランティアの活動です。地域ボランティアは、小学校での読み聞かせ等を行うことで子どもたちに新しい本の世界を提示し、子どもの読書活動を支えています。

(2) 行政の役割

①市民活動を活かす支援

子どもの読書に関わる団体や組織、ボランティアの活動が、さらに広がり深まるよう、行政は様々な方法で支援します。

図書館のほか、町田市民文学館ことばらんど（以下、文学館）や生涯学習センター、教育総務課、指導課、子ども総務課、児童青少年課、子育て推進課、保健所（保健予防課）など、子どもに関わる施策を担当する各課が、それぞれの持ち味を活かして、市民活動を応援するステージとノウハウを提供します。

②子どもの読書に関わる人材の育成

子どもたちが、かけがえのない本と出会うには、子どもが好きで本のことを良く知っている「人」の存在が不可欠です。子どもの読書に寄り添い、適切な手助けをしてくれる人材の育成に努めます。

③推進計画の周知、理解促進

子どもの読書活動推進の主役は市民自身です。家庭や地域等、子どもの読書に関わるすべての大人が推進計画の理念に共鳴し子どもの読書活動推進の輪が広がるよう、行政は広報やホームページ等様々な方法で周知に努めます。

(3) ライフステージに応じた各施設の取組

①家庭・地域

子どもたちにとって最初の読書への入り口は、各家庭での語り聞かせや読み聞かせです。また、地域の子どもたちを対象とした文庫や読書会は、子どもたちにとって本や大人との出会いの場として、大変重要な役割を担っています。家庭や地域でのそうした自主的な活動を、図書館は資料・情報の提供を通じて支援します。

②保育園・幼稚園・こども園

市内には公立保育園のほか法人立保育園、私立幼稚園などがありますが、読書活動に関わる環境や条件は施設によって大きく異なります。また、それぞれの施設に関わる人々が、相互に情報交換や交流する機会も限られているのが現状です。

保育園、幼稚園は、各協会から代表者を選出し、町田市子ども読書活動推進計画推進会議に参加します。市の関係部署・機関と読書活動に関して

情報交換し、それを各施設に共有します。また、保護者に向けては、機会あるごとに子どもの本に関する情報等を提供するように心がけます。

図書館は、団体貸出制度等を通じて、各施設の資料の充実を支援します。

③小学校・中学校

児童・生徒が本と触れ合うことができるよう、各学校が特色ある読書活動を行います。

また、小・中学校の学校図書館は、多くの子どもたちが初めて出会う図書館です。より多くの子どもたちの読書人生に良い影響を与えるためにも学校図書館の活用は最も重要です。授業に役立つ本はもちろん、子どもたちの読書への関心をかき立てるような新しい本が豊富に備えられていなければなりません。また、児童・生徒が自主的に読書に親しむことができる、読書センターとしての機能を一層充実し整備すること、居心地のいい快適な空間を提供すること、図書指導員や学校司書といった子どもと本を繋ぐ人の配置が不可欠です。

④子どもセンター・学童保育クラブ

子どもセンター・学童保育クラブは、子どもたちが自由に本を読めるように、図書館の団体貸出などを利用して資料の充実を図ります。また、ボランティア等の協力も得て、「おはなし会」等の読書活動推進イベントを実施します。

現在、子どもセンターぱお分館 WAAAO にて行っている図書館資料の受け渡しについては、他の場所でも連携できるよう検討していきます。

⑤高等学校

生徒が読書に関心を持つように、図書館から新刊図書案内の配布、インターネット・Twitter を用いて読書関連イベントの案内等を行います。

ヤング・アダルトサービスを実施している図書館や文学館と連携し、もともと多感な世代が本との豊かな出会いを持てるようにします。

⑥公共施設

市立図書館は、子どもの読書活動の推進のための様々な取組、学校図書館のフォロー等を行います。

上記の他、生涯学習センターや自由民権資料館等の施設において、主に子ども対象のイベントで読書活動推進に寄与できることがあれば、図書館の団体貸出を活用した関連本の用意やおはなし会・紙芝居上演等を行います。

3 取組について

取組は、上記の市民と行政の連携した協働体制を踏まえ、基本目標に合わせて区分けしています。それぞれの取組は、その内容や、実施主体、今後の方針等を「第5章 3 個別取組」にまとめて示しました。(p. 20～)

4 計画における子どもの定義

0歳から18歳までを対象とします。

5 計画の期間

2020年度から2024年度までの5年間とします。

6 計画の進行管理

関連部署・施設等と情報交換を行いながら、子どもの読書活動の進捗状況を確認し、各年度の状況に応じた適切な取組を実施するため、引き続き「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」を毎年度開催します。

また、取組状況報告書を図書館ホームページに毎年公開します。



第5章 本計画の取組

1 重点的取組

「第三次計画」における課題であった地域でのボランティア活動を活発にしていくことや、子どもに身近な学校図書館の機能強化などを重点的取組として推進します。

(1) おはなし会ボランティアの参加機会の拡充

幼少期から子どもが本と出会うきっかけづくりを行うために、図書館と各施設が連携して地域における読書推進事業を行います。また、おはなし会へのボランティアの参加を増やし、各施設でのボランティア活動を活発にするために、おはなし会ボランティアの養成やスキルアップ講座の充実を図ります。

(2) 図書館と学校図書館連携の充実

学校図書館は、児童・生徒が読書をするためには、最も身近な場所です。学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を強化します。図書館は、学校図書館の図書資料を学校支援貸出や団体貸出で補完したり、学校図書館の研修に協力するなど、学校図書館との連携を充実させていきます。各学校においては、「学校図書館活用の手引き」を活用し学校図書館担当者研修の充実を図ることや、新1年生に配布する「家庭学習推進の手引き」にて、家庭での読書活動の啓発も行ないます。

(3) 「えいごのまちだ」、国際化・多様化社会への対応

図書館の外国語の絵本や児童書の蔵書数を増やすなど、「えいごのまちだ」を推進するための事業を行う一方、外国語を母国語とする子どもたちのための外国語図書や日本語教育の図書の充実を図ります。また、2019年6月に「読書バリアフリー法」が制定されました。大活字児童書を収集したり、表記された文書を音声で聞きながら、画面上で絵や写真も見ることができるマルチメディア DAISY 図書を活用したりする等、読むことに障がいのある子どもたちへの支援をさらに充実させます。

2 取組一覧表

基本目標1 子どもが本と出会うきっかけ作り

取組 (グループ)	取組番号・取組名称	担当課	対象					
			乳児	幼児	小学生	中学生 ?	保護者	施設職員
おはなし会	① 図書館	図書館	○	○	○		○	
	② 地域子育て相談センター (子育てひろば)	子育て 推進課	○	○			○	
	③ 学童保育クラブ	児童青 少年課			○			
	④ 子どもセンター	児童青 少年課	○	○	○			
	5 自由民権資料館まつり (町田に関する演目)	自由民権 資料館			○	○	○	
	6 きしゃポッポ・ パパと一緒にきしゃポッポ	生涯学習 センター	○				○	
	⑦ 健診時 (3歳児)	保健 予防課		○			○	
ブックトーク	8 図書館員による	図書館		○	○	○		
ブックリスト	9 図書館のおすすめリスト	図書館	○	○	○	○	○	
子ども向け 読書活動普及 事業 (上記以外)	10 町田市創作童話コンクール	児童青 少年課			○	○		
	⑪ 図書館のイベント・講座	図書館	○	○	○	○		
	12 文学館のイベント・講座	文学館	○	○	○	○		
	13 図書館見学の受け入れ	図書館		○	○	○		
	14 マイ保育園登録時の絵本配布	子育て 推進課	○				○	
	15 イベント等における本の活用	生涯学習 センター	○	○	○	○	○	
新規	16 母子バッグへのリスト同封	保健 予防課	○				○	
学校での読書 活動	17 各校特色のある読書活動	学校・ 指導課			○	○		

※ 重点的取組については取組番号に○をつけています。

※ 新規取組については取組番号の前に「新規」をつけています。

基本目標 2 : いつでも身近なところに本がある環境作り

取組 (グループ)	取組番号・取組名称	担当課	対象					
			乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	施設職員
図書資料の 充実 新規	① えいごのまちだ	図書館	○	○	○	○		
	② 図書館児童資料	図書館	○	○	○	○		
	3 公立保育園および 地域子育て相談センター	子育て 推進課	○	○				
	4 学童保育クラブ	児童青 少年課			○			
	5 子どもセンター	児童青 少年課		○	○	○		
学校図書館の 整備 新規	⑥ 学校図書館活用の手引き	学校・ 指導課						○
	⑦ 学校図書館蔵書整備	教育総務課・ 学校・指導課			○	○		
	⑧ 学校図書館支援貸出	図書館			○	○		○
情報の発信 (保護者 向け) 新規 新規	9 子育てひろばカレンダー	子育て 推進課						○
	10 生涯学習 NAVI	生涯学習 センター						○
	11 まちだ子育てサイト	子ども 総務課						○
	12 図書館 HP、Twitter	図書館						○
	13 家庭学習推進の手引き	学校・ 指導課						○
	14 「本と出会う場所」マップ	図書館						○

基本目標 3 : 子どもの読書に関わる人の配置と育成

取組 (グループ)	取組番号・取組名称	担当課	対象					
			乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	施設職員
施設運営職員 育成研修	1 学校図書館担当者研修	学校・ 指導課						○
	2 新任教諭研修 (図書館研修)	学校・ 指導課						○
講座	3 児童文学講座	文学館						○
ボランティア 養成	④ 地域・保護者	図書館						○
	5 図書館おはなし会	図書館						○
	6 文学館おはなし会	文学館						○

3 個別取組

基本目標1 子どもが本と出会うきっかけ作り

市内のさまざまな場所で、子どもたちが本と親しむ機会を作り出し、読書の素晴らしさや楽しさを体験してもらえるように、おはなし会や読書普及のためのイベントを行います。

地域のボランティアと連携・協力して、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者へも子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

○おはなし会

保育園・幼稚園や子どもセンター・地域子育て相談センターなどの各施設で、おはなし会を行います。

番号	取組名称	主な担当課	
1-1	図書館でのおはなし会	図書館	継続
内容	乳幼児向けから小学校低学年向けまで、年齢・発達にあったおはなし会を、各図書館が工夫をこらして実施する。	現状と課題	乳幼児向けおはなし会は参加者が多いが、児童向けは平日午後の参加者が少なくなっている。
		今後の方針	土日のおはなし会、英語のおはなし会、工作とおはなしの会など、実施日程・内容にもバリエーションを持たせる。

番号	取組名称	主な担当課	
1-2	「子育てひろば」でのおはなし会	子育て推進課	継続
内容	「子育てひろば」(※)事業の一つとして、地域子育て相談センターが乳幼児向けおはなし会を開催する。絵本や紙芝居の読み聞かせを中心に行う。見て聞いて絵本の楽しさを味わえるように、わかりやすい絵本を提供しながら取り組む。	現状と課題	子育てひろばを利用する保護者たちに、手軽に絵本に親んでもらい、親子のスキンシップに有効であるということアピールしてきた。
		今後の方針	絵本選びや、読み聞かせの方法、絵本を通じたふれあい等について、図書館からのアドバイスを受けながら、おはなし会を通して保護者にも引き続き発信していく。

※子育てひろば：在宅で育児をしている家庭を対象として、保育園等で行っている事業。地域の子育て支援として、子育て家庭の交流の場となるように、施設開放、季節のイベント、絵本講座など様々な取組が行われています。

1-3	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課	継続
内容	在籍する子どものために、おはなし会を実施する。また、子どもセンターや図書館のおはなし会に参加しておはなしを聞く機会を確保する。	現状と課題	在籍する子どもが本や読み聞かせに親しむ機会が設定できた。
		今後の方針	学童保育クラブでのおはなし会など、おはなしを聞く機会を確保していく。

1-4	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	継続
内容	市民に向けた「乳幼児向けおはなし会」を行う。	現状と課題	地域のボランティアグループや図書館との共催で「おはなし会」を定期的実施している。
		今後の方針	今後も継続しておはなし会の回数を増やしたり、地域ボランティアとの連携を図る。 普段やっている小学生の読み聞かせなどの自主的な思いを発表できる場を設ける。

1-5	自由民権資料館まつりのおはなし会 (紙芝居上演)	自由民権資料館	継続
内容	町田の郷土史に興味を持ってもらうために、「町田の民話」の紙芝居等を実施する。	現状と課題	資料館まつりのプログラムの一つとして、市内の紙芝居サークルへ紙芝居の上演をお願いし、実施している。
		今後の方針	子どもたちの読書につながるようなプログラムと、資料館まつりに限らない町田の歴史に関する資料の提供方法を検討していく。

1-6	「きしゃポッポ」等での読み聞かせ		生涯学習センター	継続
内容	「きしゃポッポ」、「パパと一緒にきしゃポッポ」(※)、親子対象のイベント等の保育を伴う事業において、読み聞かせや絵本の紹介を行う。	現状と課題	定期的に行っている読み聞かせや絵本の紹介の他に、親子対象のイベントで絵本の読み聞かせや、保育園の訪問実習の際に大型絵本の読み聞かせを行った。	
		今後の方針	親子ひろばで「今月の絵本」の展示をした上で、読み聞かせを行う等の工夫をして、絵本を手にとってもらえるようにする。	

※「きしゃポッポ」、「パパと一緒にきしゃポッポ」：ママやパパ同士で交流し、赤ちゃんとの遊びを見つけられる、子育て中の方が主役のプログラムです。遊びの時間や、絵本の読み聞かせ、おもちゃ作りなどがあります。

1-7	健診時のおはなし会		保健予防課	継続
内容	3歳児健診の待ち時間に、ボランティアグループの協力による絵本の読み聞かせや手遊びを行う。	現状と課題	ボランティア団体により、3歳児健診の待ち時間に絵本の読み聞かせや手遊びを実施している。実施できていない会場の待合には絵本を用意している。	
		今後の方針	実施できていない会場でもボランティアが可能な範囲で、読み聞かせができるよう検討する。忠生市民センター会場では、忠生図書館との連携を図る。	

コラム ～おはなし会～

おはなし会では、テレビのように一方から送られてくるものを見るのではなく、読み手とのコミュニケーションが成立します。読み手が子どもの反応にアドリブを返したり、目を合わせてから続きを読んだり、紙芝居中に質問を投げかけたりというような交流があるのが、テレビなどの映像メディアと違うところです。現代のメディア漬けの生活、外遊びや他者との交流不足等から、子どもたちのコミュニケーション力の低下が問題視されていますが、おはなし会はそれを解消しうる貴重な場です。また、語りを聞けるようになると、見えない世界を想像して楽しむことができるようになります。

おはなし会には子どもの想像力、コミュニケーション力を育てる力があるのです。

○ブックトーク

ブックトークを各学校等と協力して行います。ブックトークは、小学校中学年から中学生・高校生を対象に、読み物や知識の本等々を幅広く紹介し、子どもに「読みたい」という気持ちを起こさせるのが目的のイベントです。

1-8	ブックトーク	図書館	継続
内容	普及・継続に向けて、ブックトークのノウハウ共有とスキル向上を図る。 より効果的なPRに努める。	現状と課題	図書館職員が、他職員や学校図書館担当者に実習・研修を行い、ノウハウを広めている。図書館内でのシナリオ共有の仕組みも構築した。 図書館内での実施は、参加者が低年齢化していることと、ブックトークの良さについてまだ広まっていないことが課題である。学校（図書委員会、学童保育クラブ含む）からの依頼により図書館員が実施する件数は増えた。
		今後の方針	シナリオやスキルを蓄積・共有し、継続して実施していけるような体制を整える。

○ブックリスト

図書館で新しく購入した本の中から子どもたちに読んで欲しい本を選定・編集し、『みんなでよもうこどもの本』などのブックリストを発行します。

1-9	図書館のおすすめブックリスト	図書館	継続
内容	<赤ちゃん向け> 「あかちゃんとのしむえほん」 <幼児向け> 「ほんのたからじま 3・4・5さい」 <小学生向け> 「本のたからじま」（学年ごと） その他、新しい本からおすすめ 「みんなでよもうこどもの本」、「YA通信」等を発行する。	現状と課題	施設、学校などで配布するほか、小学校の夏休み読書感想文用の本の選定元に「みんなでよもうこどもの本」総集編を使用するなど、各課・施設で活用してもらっている。
		今後の方針	今後も継続して作成・配布するほか、新たに、調べ学習におすすめ等、テーマでまとめたリストの作成を検討する。

○子ども向け読書活動普及事業

文学館や生涯学習センターなどの各施設で、読書普及のためのさまざまなイベントを行います。

1-10	町田市創作童話コンクール	児童青少年課	継続
内容	青少年の創作活動の機会提供の一環として、子どもたちの豊かな人間性を育むことを目的として行っている「創作童話コンクール事業」を実施する。	現状と課題	従来、ひなた村の主催事業として実施してきたが、ひなた村に指定管理者制度を導入したことにより、2019年度から本事業はひなた村から児童青少年課に主催を移し、青少年健全育成事業の一つとして実施している。
		今後の方針	当面は、青少年健全育成事業として継続する。

1-11	図書館のイベント・講座	図書館	継続
内容	「一日図書館員」、「図書館の達人養成講座（まちクエ）」のような参加・体験型イベント、「まちだ図書館まつり」等の図書館事業を行う。	現状と課題	定例の講座ものは参加者が減少傾向にある。特に「図書館の達人養成講座」は激減したため、内容を大幅刷新しゲーム要素を加えたところ、大変多くの中学生に参加してもらえた。 「まちだ図書館まつり」は市民の実行委員会と共催で継続実施している。
		今後の方針	通年の催しとして定着させるために、PRの強化に努める。

1-12	文学館のイベント・講座		文学館	継続
内容	文学館の特徴をいかした、子ども対象の講座等を実施する。	現状と課題	<p>わらべ唄、ことば遊び、俳句などの子ども対象講座や夏休み親子俳句教室などを実施。小・中学校へ出向し、俳句実作講座等の実施。中学生対象の現代詩講座や高校生対象の読書会等を実施。</p> <p>また、展覧会に併せて大学等教育施設、博物館施設等との協力・連携によるイベントの企画、見学会等を実施。</p>	
		今後の方針	<p>アウトリーチ事業の内容、プログラムの充実を図る。また、実作講座や体験型ワークショップ等、中学生・高校生を対象にした事業を実施する。</p>	

1-13	図書館見学の受け入れ (利用ガイダンス、施設見学)		図書館	継続
内容	学校等からの見学ツアー等を受け入れ、図書館の利用方法、図書館の行っている仕事等を広める。	現状と課題	<p>幼稚園やPTA保護者の図書館見学、中学生・高校生への図書館利用ガイダンス等も引き受けた。</p> <p>新任教諭への研修では、毎回、見学申し込み方法について説明した。</p>	
		今後の方針	<p>今後も幅広く受け入れを継続するとともに、より申し込みしやすい方法を検討する。</p>	

1-14	マイ保育園登録時の絵本配布		子育て推進課	継続
内容	0歳で新規に「マイ保育園」登録とした赤ちゃんには絵本を配布する。絵本に関しては、図書館と連携して0歳向けのものを選定する。	現状と課題	<p>マイ保育園登録者からの聞き取りからも、絵本配布は好評を得てきた。</p> <p>マイ保育園事業がスタートして5年間、同じ絵本(5冊の中から登録者が1冊選ぶ)を配付してきたが、利用者から「すでもっているものが多い」等の意見が出ていることもあり、2019年度から絵本の差替えを行う。</p>	
		今後の方針	<p>2019年度からの新配布絵本5種類に対し、評価を行う。</p> <p>また、配布した絵本が有効に家庭で親しまれるよう、これらの本を題材に、読み聞かせのポイント等を紹介できるよう図書館と連携していく。</p>	

1-15	イベント等における本の活用		生涯学習センター	継続
内容	イベントや講座等を開催する際に、テーマや対象にあった本を展示・紹介する。	現状と課題	<p>保育室と授乳室に絵本を配置している。夏の平和祈念イベントの、戦時中の食料を再現する講座で関連する絵本や資料を展示した。</p> <p>講座に、絵本を題材にした調理実習や、手作りおもちゃを作り、乳幼児をもつ保護者に絵本を身近に感じてもらうようにした。</p> <p>子育て学習グループの活動の中で、図書館見学ツアーを行い親子で図書館を身近に感じてもらうようにした。</p>	
		今後の方針	<p>絵本ビブリオバトル等を実施し、楽しむ絵本を親子で共有し、身近に感じてもらう。特に乳幼児に影響が大きい母親に、本に親しんでもらえるように工夫する。</p>	

1-16	母子バッグへのおすすめ絵本リスト同封	保健予防課	新規
内容	母子手帳と一緒に配布される母子バッグに、赤ちゃんにおすすめの絵本のリストを入れる。	現状と課題	図書館が作成している「あかちゃんとのしむ絵本」（おすすめ絵本リーフレット）を母子バッグに入れて提供している。
		今後の方針	第三次計画の途中から実施しており、定着するよう今後も引き続き図書館と共同して配布していく。

○各学校での読書活動

市立小・中学校においてそれぞれ特色ある読書活動を行い、子どもたちの読書を推進します。

1-17	各校特色のある読書活動	学校・指導課	継続
内容	教育課程「指導の重点」に明記し、市立小・中学校においてそれぞれ特色ある読書活動に継続的に取り組む。	現状と課題	読書指導の充実及び各教科等における学校図書館の活用について、教育課程「指導の重点」に位置付け、市立小・中学校において、学校ごとに特色ある読書活動に継続的に取り組んだ。 朝の読書、本の読み聞かせなど、学校によって取組状況に差がある。
		今後の方針	本の読み聞かせなどの読書集会、学校行事と結び付けた読書の動機づけを行うなど、読書量の増加や読書の質の向上を図る。

基本目標2 いつでも身近なところに本がある環境作り

子どもたちの読書環境を整備するため、各施設で図書資料の充実を図ります。また、子ども向けの読書イベントや読書活動に関する情報の発信を行うなど、保護者に向けた情報提供を充実します。

○図書資料の充実

各施設で図書資料の充実を図ります。

2-1	えいごのまちだ		図書館	新規
内容	町田市が取り組む「えいごのまちだ」事業を推進し、英語の児童書を充実する。	現状と課題	図書館の外国語児童書蔵書数は現在約4,000冊あるが、多くの児童・生徒に手に取ってもらうには不十分である。	
		今後の方針	「えいごのまちだ」を推進するため、英語の児童書を追加購入し、専用コーナーを設置、PR活動を積極的に行う。	

2-2	図書館児童資料		図書館	継続
内容	図書館において、児童・生徒の興味関心や調べ学習に対応できる蔵書構成、資料の充実にも努めるとともに、引き続き幅広いニーズに迅速に応えられるよう、情報収集に努める。	現状と課題	限られた資料費の中で、なるべく広範囲にまた調べ学習で使えるような本を重点的に購入するようにした。	
		今後の方針	引き続き児童・生徒の興味関心を引き出す蔵書構成に努める。読むことに障がいのある子どもたちも楽しめる資料（マルチメディア DAISY 等）は、今後も積極的に収集していく。	

2-3	公立保育園および 地域子育て相談センター	子育て推進課	継続
内容	引き続き、絵本の状況確認を行いながら、必要に応じて本の購入や図書館の再利用本活用で資料の充実を図る。また図書館の団体貸出もあわせて利用する。	現状と課題	子育てひろばや、保育園からの発行文書等を通して、絵本が与える効果等をアピールした。 保育園では、送迎時に保護者が立ち寄る場所に絵本の貸出コーナーを作り、啓発した。
		今後の方針	今後も継続して資料の充実を図る。

2-4	学童保育クラブ	児童青少年課	継続
内容	事前にリスト等で選定した再利用本を年代別にし、計画的に受入れる。団体貸出では、年代別のおすすめ等をパッケージ化することで利用の促進を図る。	現状と課題	再利用本の受け入れに関しては、適当な本がないことも多く、あまり活用できていない。
		今後の方針	団体貸出を定期的に行い、再利用本についても、引き続き活用できる本に関しては、受け入れる。

2-5	子どもセンター	児童青少年課	継続
内容	事前にリスト等で選定した再利用本を年代別にし、計画的に受入れる。団体貸出では、年代別のおすすめ等をパッケージ化することで利用の促進を図る。	現状と課題	図書館の団体貸出を利用し、おはなし会や夏休みの宿題対応に使用する。センターの購入以外に図書館や地域の方等から寄贈された図書も利用している。
		今後の方針	購入したり寄贈されたりしたものや図書館の団体貸出を利用して、適宜図書の入れ替えを行う。

○学校図書館の整備

学校図書館の整備・充実を図ります。

2-6	「学校図書館活用の手引き」	学校・指導課	継続
内容	活用状況を把握するとともに研修等の内容に反映させ、普及・啓発を図っていく。	<p>学校図書館担当者研修において、「学校図書館ハンドブック」を活用し、蔵書及び運営方法等について、講義・演習、情報交換を行った。</p> <p>2019年度には「学校図書館充実ハンドブック」を「学校図書館活用の手引き」として改訂を行った。</p>	
		<p>「学校図書館活用の手引き」を活用し、市立学校図書館の蔵書及び運営の充実を図る。</p>	

2-7	学校図書館の蔵書整備	学校・教育総務課・指導課	継続
内容	組織的・計画的な選書、調和のとれた蔵書の構成方法について留意しながら、考慮し、学校図書館資料の充実を図る。	<p>各校は、学校図書館図書標準達成できるように、学校図書館資料の充実に向けた取組を行ってきた。</p> <p>学校図書館図書標準達成率を達成している学校が、2019年3月現在で、小学校が42校中33校、中学校が20校中8校となっている。</p>	
		<p>学校図書館の蔵書構成に係る調査を行い、検討委員会等を立ち上げ、町田市の学校図書館の在り方、蔵書構成等を考慮した整備計画等を検討する。</p> <p>また、学校図書館担当者研修で、組織的・計画的な選書、調和のとれた蔵書の構成方法について周知していく。</p>	

2-8	学校図書館支援貸出	図書館	新規
内容	図書館から学校図書館への貸出のしくみを改善するなど、支援方法を見直す。	現状と課題	さるびあ図書館を拠点に、支援貸出（※）を行っている。
		今後の方針	貸出方法を改善することで、支援貸出利用校数や支援貸出数を増やす。

※学校図書館支援貸出：しらべ学習等に対応して、図書館が選書を行い車で配本するサービス。

○情報の発信（保護者向け）

ホームページや Twitter を活用して、保護者に向けた読書に関するイベントや読書活動の情報を発信します。

2-9	「子育てひろばカレンダー」の発行	子育て推進課	継続
内容	保育園で実施している子育てひろばに関する情報誌「子育てひろばカレンダー」に、図書館で開催しているおはなし会情報を掲載している。毎月 25 日に発行し、市内約 160 箇所配布している。	現状と課題	毎月、コンスタントに掲載している。 また、より多くの親子の手に子育てひろばカレンダーが渡るよう、配布場所の拡充に努める中、各図書館での配布部数の見直し、補充等、連携して行ってきた。
		今後の方針	掲載機関が増えてきたことにより、子育てひろばカレンダーの構成を見直していく。情報量が増えても、読書活動の促しがこれまで同様に行えるよう考慮しながら発行を継続する。

2-10	「生涯学習 NAVI」の発行	生涯学習センター	継続
内容	市民が参加できる講座・講演会、イベント情報を集めた情報誌「生涯学習 NAVI」の中で、読書や読み聞かせに関する講座、おはなし会の情報を発信する。	現状と課題	おはなし会等の開催情報を発信した。
		今後の方針	おはなし会等の開催情報をさらに分かりやすく発信する。

2-11	まちだ子育てサイトの活用	子ども総務課	継続
内容	「おはなし会」等のイベントや子どもの読書活動推進普及に役立つ情報を掲載する。	現状と課題	保育園、子どもセンター、児童館、生涯学習センター、図書館・文学館が子ども向けイベント等を掲載している。
		今後の方針	引き続き、おはなし会等の開催情報を分かりやすく発信する。

2-12	図書館公式ホームページ・Twitter	図書館	新規
内容	「おはなし会」等のイベントや子どもの読書活動推進普及に役立つ情報を掲載する。	現状と課題	ホームページにはおはなし会の一覧等、Twitterには臨時イベントのお知らせ等を発信している。
		今後の方針	ホームページのこまめな更新や、Twitterの即時性を生かした発信を行う。

2-13	「家庭学習推進の手引き」の提供	学校・指導課	継続
内容	全家庭に「家庭学習推進の手引き」を作成し、配付していく。	現状と課題	市立小・中学校に通う新1年生の児童・生徒の家庭に配付してきた「家庭学習の手引き」を改訂するとともに、継続的に読書習慣の確立を啓発する。
		今後の方針	市立小・中学校に通う新1年生の児童・生徒の家庭に「家庭学習推進の手引き」を配付し、継続的に読書習慣の確立を啓発する。 「町田市学力向上推進プラン(第3次)」を推進するとともに、「町田市学力向上推進プラン(第4次)」策定に向けて、学校の取組、家庭の取組について内容を検討する。

2-14	「本と出会う場所」マップ		図書館	新規
内容	本に出会える施設や、おはなし会等を実施している団体の情報を集約した読書マップを 2020 年に作成・公開する。	現状と課題	図書館公式ホームページ（リンク集）に「おはなしに出会える場所」の情報やリンク先を紹介している。	
		今後の方針	本に出会える施設（まちライブラリー、ブックカフェ等）の情報も集約し、マップの形にして紹介する。	

コラム ～「本と出会う場所」～

第四次計画の新しい取組である『「本と出会う場所」マップ』（取組番号 2-14）では、本に出会える施設（まちライブラリー、ブックカフェ等）の情報を集約し、マップの形にして紹介します。

現在、図書館ホームページでは、「おはなしに出会える場所」として市内の家庭文庫・地域文庫や、市の施設を紹介しています。

家庭文庫・地域文庫とは、個人が家庭の一部を開放、または町内会等が施設等を確保して、児童図書を備える読書施設。“地域文庫”という名称は、町田市において 1950 年代に使われたことが始めだといわれているそうです。（『最新図書館用語大辞典』柏書房／2004 年より）

市内には、長年活動し、文部科学大臣から「子どもの読書活動優秀実践団体」として表彰も受けた「かえで文庫」（成瀬コミュニティセンター内）や「柿の本文庫」（大蔵町）のほか、「おひさまぶんこ」（玉川学園）、「すすかけ文庫」（南つくし野）、「ひろば文庫」（木曽西）などがあり、家庭や地域で、児童図書の貸出やおはなし会等の活動をされています。

基本目標3 子どもの読書に関わる人の配置と育成

図書館を中心に、学校や子育て関連部門と連携・協力して、施設運営職員への支援を行います。

○施設運営職員の育成研修

学校図書館に関わる人などの育成研修を行います。

3-1	学校図書館担当者研修		学校・指導課	継続
内容	図書指導員・学校司書が司書教諭等と連携して円滑な図書館運営を図れるよう、学校ごとの組織的・計画的な蔵書管理、調和のとれた蔵書や環境整備、学校図書館を活用した学習等、学校図書館を充実していくための研修を行う。また、図書指導員間での情報共有を行う。	現状と課題	学校図書館担当者研修を、年3回から5回に増やした。2018年度には、第5回学校図書館担当者研修において、大学教授による研修を計画し、図書指導員の専門性や意欲を向上につながるよう研修内容を改善した。	
		今後の方針	2020年3月に「学校図書館活用の手引き」を策定し、学校図書館と担当者研修会において、「学校図書館活用の手引き」の周知を図るとともに、手引きに掲載された内容や実践事例を踏まえた研修を計画する。	

3-2	新任教諭への図書館研修		学校・指導課	継続
内容	研修を通して、専門性が深まるように啓発していく。	現状と課題	市立小・中学校の若手教員(1年次)教諭を対象に、図書館と連携した研修を継続的に実施してきた。 中央図書館で研修を開催し、図書館の本の学校向け貸出システムや施設利用方法等について理解を深めることができた。	
		今後の方針	今後の授業に役立つよう、市立小・中学校の新任教諭への図書館実地研修を行う。	

○講座

町田市民文学館ことばらんどでは、保育付きの児童文学等に関する講座を行います。

3-3	児童文学講座の実施	文学館	継続
内容	児童文学への理解を深めることにより、個人の読書行動や子どもの読書に関わる活動に寄与する。	現状と課題	<p>児童文学者、翻訳家、絵本作家を招いた質の高い講座を実施。関心は高いが、育児中の保護者の参加が伸びない。「保育付き講座」の内容を再検証し、育児中の保護者が魅力的と感じるテーマの設定について、検討する必要がある。</p> <p>児童文学講座には、おはなし会等に関わる市民の参加が多く見受けられ、子どもの読書活動に関わる人の育成に寄与している。対応できる人員が少し増え、地域館でも場合により対応できた。</p>
		今後の方針	育児中の保護者が参加しやすい事業を実施する。

○ボランティア養成

読み聞かせ等ができるボランティアを養成します。

3-4	保護者向け絵本の読み聞かせ講座の実施	図書館	継続
内容	保育園・幼稚園や小学校で読み聞かせを行っている保護者に対して、絵本の読み聞かせ講座を実施する。	現状と課題	<p>対応できる人員が少し増え、地域館でも場合により対応できた。乳幼児への本の選び方・与え方については幼稚園・保育園からのほか、まあちでも依頼により行った。</p> <p>小学校の保護者向けには、一部の学校からの依頼により出張で行っていたが、中央館での集中講義形式に変更し公募したところ好評で、応用編も行うようになった。</p>
		今後の方針	市内のどこからでも参加しやすいように、中央図書館以外の会場でも実施する。

3-5	図書館おはなし会ボランティアの養成	図書館	継続
内容	ボランティアの更なる活躍のため、レベルアップ研修、おはなし会スキル講習を検討し、実施する。	現状と課題	乳幼児向けおはなし会のボランティア向けでは、養成とフォローアップを分けて行った。語り手ボランティア養成講座では、初回に講演会形式で「語り」について講師に実演を交えて説明していただき、その講演会をもって既活動者のフォロー研修とした。ここ数年、同じテーマ、同じ講師で開催している。
		今後の方針	乳幼児向けおはなし会ボランティア、おはなし会語り手ボランティアの養成に加え、おはなし会を任せられるボランティア養成講習も開始する。

3-6	文学館おはなし会ボランティアの養成	文学館	継続
内容	「ちちんぷいぷい支援隊」メンバーの更なるレベルアップを図るための研修を継続して行う。メンバー以外の子どもの読書に関わる人も研修に参加してもらおう。	現状と課題	<p>「ちちんぷいぷい支援隊」メンバーの技能向上のため、わらべ唄、絵本の読み聞かせを中心とした研修を、外部専門家を講師に迎えて実施。</p> <p>予算の都合上、外部講師を迎えての研修は年1回になったため、保育士が講師となる内部研修を年1回実施。</p>
		今後の方針	研修実施方法、実施回数を見直しを検討する。

参考資料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日）
- 2 衆議院文部科学委員会における付帯決議（平成 13 年 11 月 28 日）
- 3 町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要領
（2017（平成 29）年 8 月 1 日）
- 4 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領
（2018（平成 30）年 9 月 1 日）
- 5 第四次計画策定委員会名簿
- 6 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定の経過
- 7 第一次計画と第二次計画の振り返り
- 8 町田市における児童・生徒の読書活動について
（全国学力・学習状況調査（平成 29 年度）町田市の結果）

参考資料 1

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

参考資料 2

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

(第153回国会 平成13年11月28日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

参考資料 3

○町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要領

平成29年8月1日施行

生涯学習部図書館

第1 設置

町田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を効果的に推進するため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (2) 計画の総合調整に関すること。
- (3) 計画の推進に係る情報交換及び連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

第3 組織

- 1 推進会議は、委員14人をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第5 委員長等

- 1 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 推進会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

別表（第3関係）

町田市公立小学校長会の代表 1人
町田市公立中学校長会の代表 1人
町田市立小学校の読書活動に携わる保護者 1人
町田市立中学校PTA連合会の代表 1人
町田市私立幼稚園協会の代表 1人
町田市法人立保育園協会の代表 1人
図書館又は学校図書館に係るボランティア 2人
町田市立図書館協議会の代表 1人
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部子育て推進課長
教育委員会事務局学校教育部教育総務課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長
教育委員会事務局生涯学習部図書館長

参考資料 4

○第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

2018年9月1日施行

生涯学習部図書館

第1 設置

第四次町田市子ども読書活動推進計画（以下「第四次計画」という。）の策定に資するため、第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第四次計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 教育委員会生涯学習部長

委員 保健所保健総務課長

子ども生活部子ども総務課長

教育委員会学校教育部教育総務課長

教育委員会学校教育部指導課長

教育委員会生涯学習部生涯学習総務課長

教育委員会生涯学習部図書館長

町田市公立小学校長会代表

町田市公立中学校長会代表

第4 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 作業部会

- 1 委員会に作業部会を置く。
 - (1) 学校教育における読書活動推進に関すること（以下「学校作業部会」という。）
 - (2) 家庭、地域における読書活動推進に関すること（以下「家庭・地域作業部会」という。）
- 2 作業部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 推進計画に係る基礎データの収集及び分析に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
- 3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、教育委員会生涯学習部図書館長をもって充て、各作業部会のリーダーは、部会員の互選とする。
- 5 部会員は、次に掲げる課又は教育機関の職員のうちから、委員長が指名する。
 - (1) 学校作業部会部会員
 - 教育委員会学校教育部教育総務課
 - 教育委員会学校教育部指導課
 - 町田市立小学校
 - 町田市立中学校
 - (2) 家庭・地域作業部会部会員
 - 保健所保健予防課
 - 子ども生活部子ども総務課
 - 子ども生活部児童青少年課
 - 子ども生活部子育て推進課
 - 教育委員会生涯学習部生涯学習総務課
 - 教育委員会生涯学習部生涯学習センター
 - 教育委員会生涯学習部図書館
- 6 作業部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

参考資料5

第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

生涯学習部長	中村 哲也	委員長
保健所 保健総務課長	黒田 豊	2018年9月～ 2019年3月
	樋口 貴晴	2019年4月～
子ども生活部 子ども総務課長	石坂 泰弘	2018年9月～ 2019年3月
	鈴木 亘	2019年4月～
学校教育部 教育総務課長	田中 隆志	
学校教育部 指導課長	金木 圭一	
生涯学習部 生涯学習総務課長	佐藤 浩子	
町田市公立小学校長会代表（南第一小学校）	清水 淳	
町田市公立小学校長会代表（木曾中学校）	大石 眞二	2018年9月～ 2019年3月
町田市公立小学校長会代表（小山田中学校）	岩田 哲生	2019年4月～
生涯学習部 図書館長	近藤 裕一	

第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会員名簿（学校作業部会）

図書館長	近藤 裕一	部会長
学校教育部 教育総務課 学校運営支援係 担当係長	松村 梓	
学校教育部 指導課 指導主事	高木 孝輔	

第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会員名簿（家庭・地域作業部会）

図書館長	近藤 裕一	部会長
保健所 保健予防課 事業第2係	福井 紀子	
保健所 保健予防課 町田地域保健係	平野 優香	
子ども生活部 子ども総務課 企画総務係	吉田 織子	
子ども生活部 児童青少年課 学童保育係	秋葉 晴江	
子ども生活部 児童青少年課 子どもセンター ばお	矢代 裕子	

子ども生活部 子育て推進課 事業係担当係長	北島 祥子	
生涯学習部 生涯学習総務課 自由民権資料館係長	宮本 揚子	
生涯学習部 生涯学習センター	菊島 登志子	
	磯部 麻友	

第四次町田市子ども読書活動推進計画策定員会事務局名簿

生涯学習部 図書館 副館長	中嶋 真	2018年9月～ 2019年3月
	江波戸 恵子	2019年4月～
生涯学習部 図書館 担当課長	竹川 裕之	2019年4月～
生涯学習部 図書館 担当係長	下元 奈々	
生涯学習部 図書館	原田 理子	2018年9月～ 2019年3月
生涯学習部 図書館	白井 真央	2019年4月～
生涯学習部 図書館	田中 幸枝	

参考資料6

第四次町田市子ども読書活動推進計画策定の経過

会議名	開催日	協議・検討内容
第1回第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2018年10月26日	第四次子ども読書活動推進計画策定の進め方等の検討
第1回「学校作業部会」・ 「家庭・地域作業部会」	2018年10月26日	計画の取組案とその集約の方法について説明
第16回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2019年1月29日	第四次町田市子ども読書活動推進計画策定について説明
第2回「家庭・地域作業部会」	2019年2月20日	たたき台を元に学校以外の計画の取組について検討
第2回「学校作業部会」	2019年2月22日	たたき台を元に学校の取組について検討
第2回第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2019年5月29日	第四次町田市子ども読書活動推進計画（仮案）について検討
第17回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2019年6月27日	第四次町田市子ども読書活動推進計画（仮案）について意見交換
第3回「学校作業部会」	2019年7月5日	学校の取組について検討
第3回第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2019年7月31日	第四次町田市子ども読書活動推進計画（原案）について検討
第3回「家庭・地域作業部会」	2019年7月31日	学校以外の計画の取組について検討
第4回「学校作業部会」	2019年7月31日	学校の取組について検討
市民意見募集	2019年10月1日 ～31日	13件の意見をいただく
第4回第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2019年11月22日	第四次子ども読書活動推進計画最終案の確認

参考資料 7

第一次計画と第二次計画の振り返り

1 「第一次計画」の取組

「第一次計画」（2005～2009年度）では、取組を以下の4つの領域に分け、実施しました。

- ① 家庭に向けての取組
- ② 地域に向けての取組
- ③ 学校における子どもの読書活動の推進
- ④ 公立図書館における子どもの読書活動の推進

大きなところでは、「①家庭に向けての取組」において、特に乳幼児とその保護者を対象として、図書館等での乳幼児向けおはなし会の実施開始、子育てひろば事業と図書館乳幼児向けおはなし会の連携を行いました。

また、図書館と学校図書館との連携を図るため、団体貸出制度に加え、学校図書館支援貸出制度を開始し、学校授業の調べ学習等へのサポートを図りました。

2 「第二次計画」の取組

「第二次計画」（2010～2014年度）では、関係部署・施設等の情報交換、取組の進捗確認を行うため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議を設置しました。2011年度から、継続して毎年2回実施しています。

また、「第二次計画」では基本理念と3つの基本目標を定めました。取組は、この3つの基本目標に従って区分けしました。

基本理念 「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成

「基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り」の取組として、年齢・学年別おすすめブックリストを図書館が作成し、各施設へ配布などを行いました。

「基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り」、「基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成」の取組においては、学校図書館支援ボランティア（図書指導員）の配置・研修、学校図書館システムの全校導入などに取組み、実現することができました。

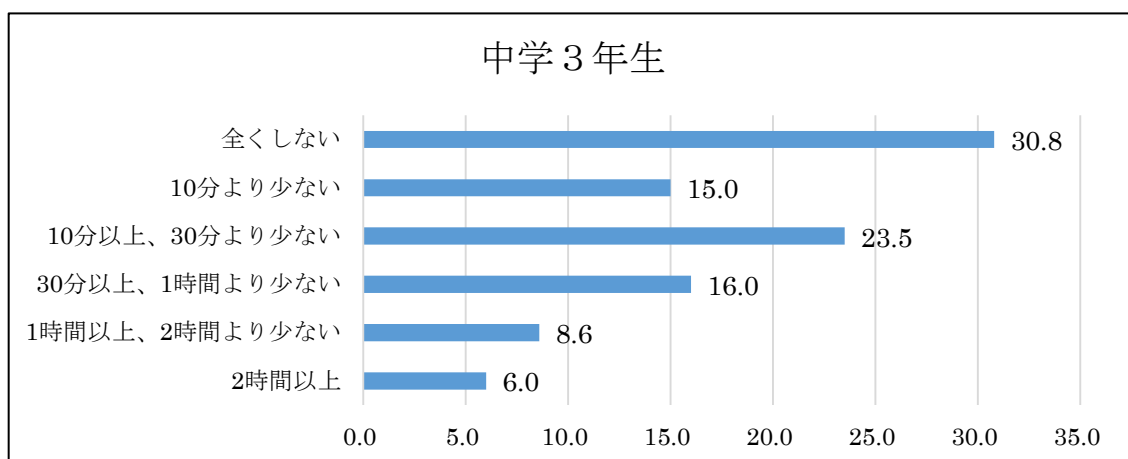
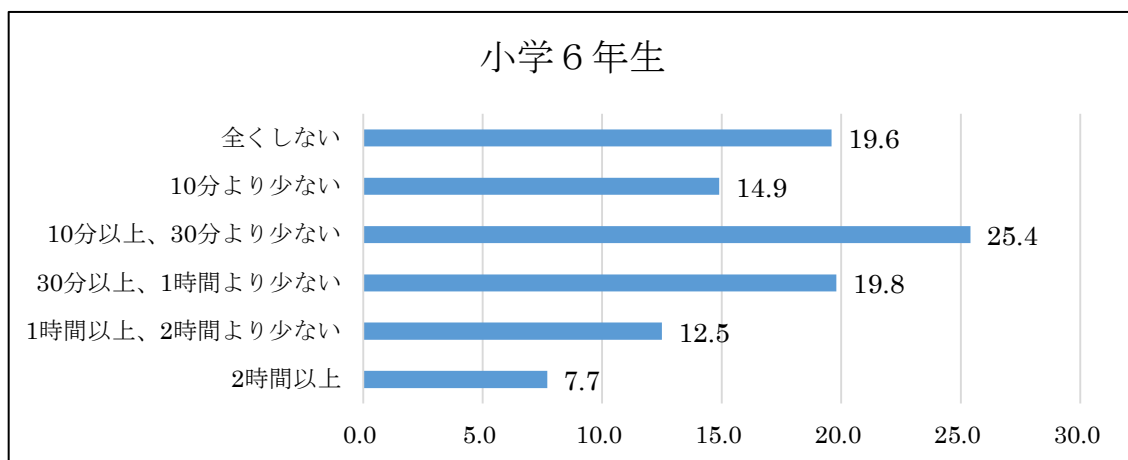
参考資料 8

町田市における児童・生徒の読書活動について

(全国学力・学習状況調査(平成29年度)町田市の結果)

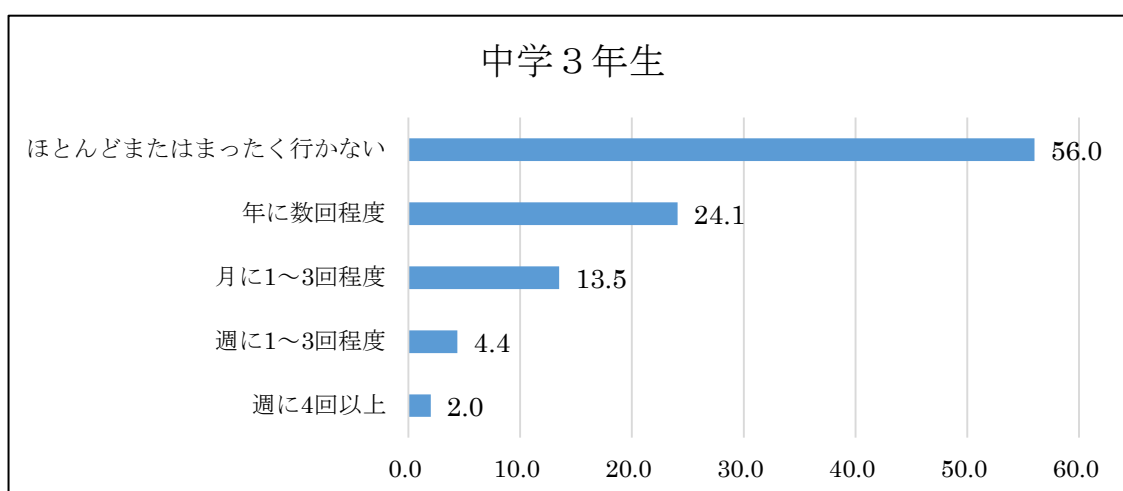
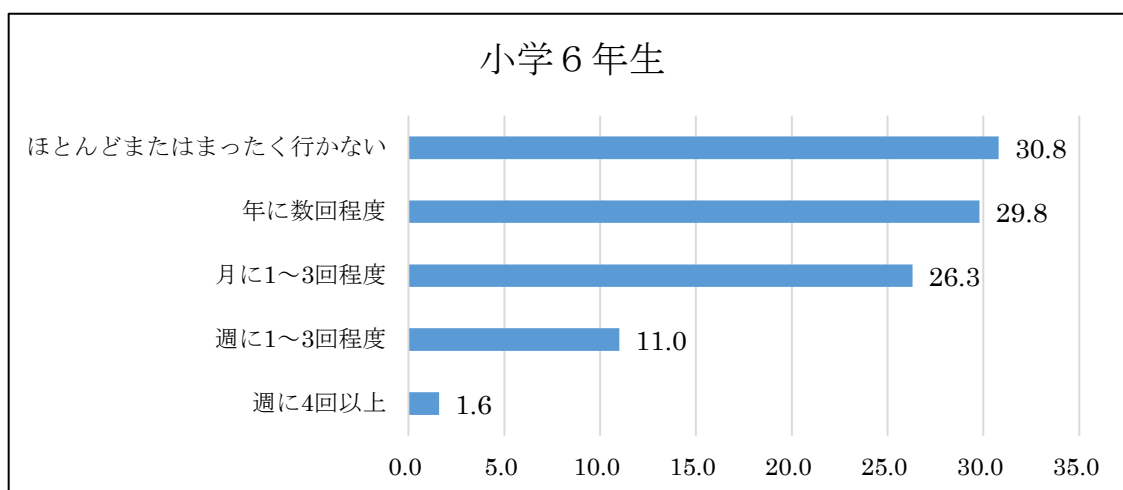
Q. 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

	2時間以上	1時間以上、 2時間より少ない	30分以上、 1時間より少ない	10分以上、 30分より少ない	10分より少ない	全くしない
小学校 6年生	7.7	12.5	19.8	25.4	14.9	19.6
中学校 3年生	6.0	8.6	16.0	23.5	15.0	30.8



Q. 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

	週に4回以上	週に1～3回程度	月に1～3回程度	年に数回程度	ほとんどまたはまったく行かない
小学校 6年生	1.6	11.0	26.3	29.8	30.8
中学校 3年生	2.0	4.4	13.5	24.1	56.0



第四次 町田市子ども読書活動推進計画

発行 町田市教育委員会
〒194-8520
町田市森野2-2-22
042-722-3111（代表）
<http://www.city.machida.tokyo.jp>

発行年月 2020年2月

編集 町田市教育委員会生涯学習部図書館

「図書館で英語を学ぼう！」の実施について

「えいごのまちだ」を支援するため、図書館では、「図書館で英語を学ぼう！」をテーマに、蔵書を充実する他、英語多読(※1)コーナーを新設するなど、子どもたちの英語の学習に役立つ事業を実施します。また、英語多読コーナーの新設を記念し、子どもから大人まで幅広い世代に多読指導を行っている酒井邦秀氏を招き、多読の世界を紹介する講演会を開催します。

1 英語の本が充実

図書館に、3月13日から絵本を中心にした英語の本を約800冊増やします。今後は、2018年度に約4,000冊だった外国語児童書の所蔵数を、2023年度までに約6,500冊まで増やします。

また、合わせて、中央図書館では、4階「がいこくごのほん」コーナーをリニューアルします。

2 英語多読コーナーを新設

3月13日から中央図書館4階児童コーナー、鶴川駅前図書館、忠生図書館において「英語多読コーナー」を新設します。欧米などで英語を母国語とする子ども達が教科書として使用している「Oxford Reading Tree」等の資料を取り扱います。

3 英語多読コーナーオープン記念講演会「英語多読で楽しく学ぼう！」

多読用図書を実際に使って、英語初心者でも気軽に楽しめる多読の世界をご紹介します。

- ・日時：3月21日(土) 午後2時～
- ・場所：中央図書館6階ホール
- ・講師：NPO多言語多読 理事 酒井 邦秀(さかい くにひで) 氏
- ・定員：50名(申し込み順) 申し込み方法は、広報まちだ3月1日号に掲載

4 周知方法

広報まちだ3月1日号・まちだの教育(3月20日発行)に掲載、図書館ホームページに特設ページを開設、Twitter発信、小中学校等を中心に、チラシとポスターの配布などを行います

※1「英語多読」では、「辞書を引かない、わからないところは飛ばす、つまらなくなったらやめる」を原則としています。わかるから楽しい、楽しいからまた読む、を続けることで言葉を体にしみこませる学習法です。